

第9日目（6月14日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆様、多くの方から来ていただきまして、大変ありがとうございます。夕方までずっといただければ、ありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議 長 散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、教育部長から公務のため午後3時30分より早退の届け出が出ておりますので報告をいたします。

[午前9時30分]

○議 長 浦佐小学校の児童（6年生）から午後の傍聴願が出ております。傍聴規則第6条第2項によりこれを許します。

また、公職選挙法の改正に伴う18歳選挙の導入ということで、市内4つの高校に議会の傍聴の案内を配付いたしております。高校生が授業終了後の放課後に傍聴できるよう、時間を延長して行うことが、議会運営委員会で確認、了承を得ております。本日はあらかじめ時間を延長して会議を行いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。質問回数は、一括質問、一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問時間制限はいずれの方式も1人30分以内といたしますが、1人当たりの質問総時間のめどを60分とするよう、努めていただくようお願いいたします。

初回の質問時に限り、登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さんから簡潔明瞭に質問していただき、ご協力のほどをお願いいたします。あわせて答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしく願いいたします。

○議 長 それでは、質問順位1番、議席番号5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めましておはようございます。今回の一般質問のくじで、まさに大当たり。第1日目の第1号という順番を引き当てることができました。そんなことでちょっと緊張はしていますが、よろしく願います。

このたびの質問は大項目で3つであります。行政改革と市民参画についてお尋ねします。残りの3つは質問席で行いますので、では最初の質問からいきましょう。

1 行財政改革と市民参画について問う

①行財政改革について当面考えられる問題点は何か。それに対して市はどのように対処し

ようとしているのか。改革の成果と将来的見通しはどうかということで、実はちょっと私がいただいた資料を読み上げさせていただきます。平成26年新潟県内の主要財政指標ということで、新潟県内の20の市と名のつく自治体の財政指標の総合得点、20自治体のうち20番目ということで、大変不名誉な順位であります。容易ならざる状態だとそのように思っているのですが、市、行政側として改革の成果と将来的な見通しはいかがでありますでしょうか。

それから、②として、ゆきぐに大和病院で予定されている経営コンサルについて。アメーバ経営の導入ということで、既に契約が終わっていると聞いていますが、そのアメーバ経営のコンサルの導入目的と今までの経過、そして今後の予定等々についてお尋ねしたいと思えます。

3つ目として、行政改革大綱のアクションプランによる改革の推進と、その評価について。以上、3つについてお尋ねいたします。壇上からは以上で終わり、市長答弁の内容によっては、質問席から再質問させていただきます。

○議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。きょうから一般質問19名の皆さん方が、またご質問をいただくようであります。一生懸命お答えをさせていただきたいと思っておりますが、議長から冒頭、簡潔丁寧にと。簡潔丁寧というのは非常に難しいことでありまして、相当簡潔になりますと丁寧さが欠けますし、丁寧にやると簡潔でないということですが、なるべくわかりやすいように、ご理解いただけるように、ご答弁申し上げたいと思っております。また、傍聴の皆様方、早朝から大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

1 行財政改革と市民参画について問う

勝又議員のご質問にお答え申し上げますが、冒頭その財政指標を調べて——調べてといっただけいつも公表されているわけですが、20番目で大変不名誉だと、こういうお話であります。議会の皆さん方はよくそれをおっしゃいますけれども、まずその生い立ちとそして実態を、本当に皆さん方がよくお調べしていただいた上で、そういうことを申し上げるのかどうかと、ここは私は非常に疑問であります。

確かに実質公債費の比率、あるいは将来負担比率これらについては、高いものがあります。しかし、生い立ったときはどうであったか、ここを皆さんからご理解いただかなければ、私が12年間、市政を担当してこうしてきている中で、どんどん悪化したというふうにしかなる言葉を聞けばとれないですね。不名誉だと、一番悪いと。それは確かにそうです。しかし、例えば将来負担比率も、あるいは財政実質公債費比率も、当市はどのくらいであったのか、そしてどのくらい改革がされて今の数値になっているのか、ここを十分精査していただいた上で、ご批判はご批判として受けたい。しかし、そうでなくて今現在の数字だけをぽんと持ち出して、これはだめだ、これはだめだという議論には、私はちょっとくみできないということになります。

その前段を申し上げて、さあ、行財政改革等の中で、当面考えられる問題点は何かという

ことであります。今、当面考えられる喫緊の課題といたしましては、老朽化した施設についての計画的な更新と配置の見直し、このことがまず一番であります。このため市では現在、公共施設の固定資産台帳整備を進めております。これに基づいて、今年度中に公共施設の管理計画を策定する予定であります。この計画を策定することによって、施設の更新時期あるいは更新に係る経費を将来的に見通して、財政運営に寄与するということ。それから、市民と情報を共有して、将来的な施設の有効活用あるいは適正配置について、ご意見、ご提案をいただきたいということでもあります。

これまでの改革の成果、将来的な見通しということでもありますけれども、市が独自の財政健全化計画を策定して、これは議員の皆様にもご協力をいただきながら、平成 18 年からこの 3 か年、給与の 3 %削減をはじめとした取り組みによりまして、これはまあ相応の成果を得てまいりました。このことによって、財政危機は免れたと、いわゆる克服をしたということでもあります。

ほかにも定員管理計画に基づきます職員数の削減に取り組んできました。一定程度の人件費の削減は、図ることができたと思っております。

人口減社会を迎えた状況にありまして、引き続き持続可能で安定的な行財政基盤の構築に取り組んでいくと。このためには当然ですけれども、これまで以上に内部管理経費の削減、とりわけ人件費を抑制していく必要があると思っております。

一方で、市民ニーズの多様化あるいは社会情勢の変化、こういうことによって生じます、新たな業務にも的確に対応していかなければならない。そして、安定した行政サービスを提供できる組織体制の構築も当然必要であります。

こういうことから、今後は多様化・高度化する行政ニーズに迅速そして柔軟に対応できる行政機構を確保しながら、民間活用ということによりまして職員数の適正化、そして効率的な職員配置を行って、行政と市民が協働して知恵を出し合いながら、経費の抑制を進めていくということでもあります。

4 月の総務文教委員会でも財政シミュレーションをお示しいたしたところでありますが、これをきちっとした財政計画として、平成 29 年度予算から反映させる。このことによりまして、中長期的な将来展望をきちんと持ちながら、計画的な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

大和病院の経営コンサルでありますけれども、ご承知のように大和病院は医療再編後 40 床の病院として新たにスタートいたしました。小規模病院が全国的に抱える問題点といたしまして、診療報酬制度の影響から経営状況が大変厳しいということでもあります。この点を改善する手法の 1 つとして、今回「アメーバ経営」といわれる経営手法を導入することといたしました。

この考案者であります、京セラ稲盛名誉会長この方の言葉によりまして、会社経営とは、一部の経営トップのみで行うのではなくて、全社員がかかわりをもって行うものだ。この考え方に基づいて、会社の組織をできるだけ細かく分割し、それぞれの組織の成果を分かりや

すく示すことで、全社員の経営参画を促す、この経営管理システムということでもあります。

具体的には大和病院全体をアメーバ——アメーバはご存じでしょうけれども——と呼ぶ小さな組織に分けて、この組織ごと、アメーバごとに時間当たり採算を算出させていただいて、これの最大化を図っていかなければならない。時間当たり採算の目標値を月ごとに策定をいたしまして、PDCAサイクルを毎月1回、回転をさせるということで、経営の向上を目指していきたいと思っております。

現在は院長をはじめとして各部門の責任者に聞き取り調査を実施している段階であります。9月までを導入期間として取り組みを構築いたします。10月から3月までは試験運用期間として、仕組みの見直し、あるいは定着を図るように取り組んでいかなければならないと思っております。当然ですが、今後も持続可能な病院経営を目指して、引き続き努力してまいりたいと思っております。

アクションプランによる改革の推進とその評価であります。これにつきましては、以前にも勝又議員からご質問をいただいております。いかに効率よくサービスを提供し、課題解決を進めるか。これが行政改革の大命題であるというふうに考えております。市では行政の効率化を目指して、できるところから進めるということでもあります。

平成27年度は、12の事務事業についてアクションプランに取り組みまして、行革推進委員会で評価をいただいております。目標はある程度達成し、アクションプランとしては終了とする事業が3件ありました。取り組み内容、総合評価、次年度の取り組みこれをウェブサイトで公表しまして、市民の皆さんと改革の進捗を共有しながら、効率化を進めているところであります。

委員の方々によります、この民間目線の評価は、職員の人材育成の観点からも大変有効な機会でありまして、平成26年度からは委員を2人増員しまして7人といたしました。委員会の評価機能を強化、充実したところであります。毎年2月に行革委員会を開催しまして、その年度のアクションプランの取り組み内容、次年度の取り組み方針を説明し、委員の方々から評価をいただく。その評価において改善が必要となった事業につきましては、担当課が改善方針を作成し、4月の行革委員会で再度協議するというところでやっております。

こういう進め方によりまして、これも先ほど申し上げましたが、PDCAの機能は確立しているというふうに考えておりますけれども、ここ数年、取り組んでおりますこの事務事業が減少傾向にあります。今後は取り組むべき事務事業の選定方法を考えながら、より多くの事務事業でこれを実施していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。1問目につきましては以上であります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

いつもながら見事な答弁をありがとうございました。行財政改革についてであります。今、市長から縷々説明がありました。私も全くそれについて認識していないわけですが、ものごとを経営してみると、一番どうにかしたいと思うのが人件費であります。全国の

自治体の中の類似団体と南魚沼市を比較した場合、かなり人件費が高いほうにあるという資料を以前見たことがあります。類似団体 190 何件に対して確か 180 番ぐらいだったかなと、そんなふうにするのですが、その人件費の占める比率について市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

これは例年それぞれの議員の皆さんからおっしゃっていただくことでありますが、これも南魚沼市の大きな特徴の 1 つといたしまして、いわゆる一般会計で持っている部分だけでも言えますけれども、公立の保育園が多いということでもあります。保育士さんが今、100 人を超えております。この人件費は相当の額になるわけですね。これは今、他の自治体を散見させていただきますと、公立でこれだけの保育園を運営している自治体というのはそうありません。ほとんどが民間経営であります。この部分が南魚沼市の、いわゆる一般会計で支弁する人件費の多いゆえんだというふうには私は考えております。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

今の答弁についてお尋ねいたします。市立保育園を民営化するというような、そういう考え方はありますでしょうか、ありませんでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

これも議会でご説明申し上げておりますように、市内全域の保育園を全て、公設民営も含めて、民営化するという考えはもっておりません。各旧町に 1 か所あるいは 2 か所、このくらいが公設民営も含めた民営化で適切であろうと。他の小規模的な保育園そういう部分について、民営化を進めるつもりは全くありません。公設で公営でやっていく、これが市民サービスの最たるものだというふうには私は認識をしております。

○議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

では、①については以上で終わることにします。

②のゆきぐに大和病院で予定されている経営コンサルについてのお尋ねであります。予算書によれば 1,200 万円のコンサル料が予定されていたかと思えます。良い成果が得られるよう努力していただきたいと思えますが、さて、この京セラのアメーバ経営の経営コンサルについては、病院経営に限ったものではないと承知しております。当然、城内診療所やあるいは市民病院、または市行政の全体についても十分参考になる内容だと私は思っているのですが、できれば大和病院に限定しないで、あちらの病院、こちらの診療所もなかなか赤字で苦しんでいるわけでありますので、ついでは何ですが、せっかくこういう機会があるわけですから、市行政のシステム全体を見据えて、部署は違ってもみんなで勉強し合うというような形に持っていけないものか。コンサル料は 1,200 万円という高額な額であります

ので、1つの病院に限定して考えるのは、もったいないのではないのかと私はそんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

大和病院で取り組んでおりますアメーバ方式というこの方式につきまして、先ほどの答弁でも申し上げましたが、試験的な運用期間としてまずは実施をしていきたい。そして、効果が相当上がる、あるいはそういう兆しが見えるということであれば、まずは企業会計部分ですね、ここに導入していくのが、何と申しますか第一義的だろうと思っております。

このことを一般の行政の中に導入したときに、組織の細分化という部分について、今の部課制——部、課、係この中をもっと細分化するなんていうことがどこまでできるのか。あるいは病院の場合は例えば、診療します、あるいは検査しますとかいろいろの部門があるわけですね、当然つながっているわけですが。しかし、一般の行政の中にはそういうふうな明確な区分が、どんどんとできているというところではないわけでありまして。しかも、行政はほとんど生産性はもちません。そういう意識は持たなければなりませんけれども生産性は持たない中で、これをじゃあ全行政に適用できるか否か。これは私も今はわかりませんが、まずはこの大和病院の取り組みをきちんと確認をしながら、効果が認められればそれが行政組織であろうが、きちんとやっていくべきことであろうというふうに思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

京セラのアメーバ経営の手法については、皆さんもよくご存じだと思いますが、何年か前、日本航空が2兆3,000億円の負債を抱えて倒産をした。戦後最大の倒産劇だったというお話であります。京セラの稲盛会長が乗り込んで、翌年は1,500億円の黒字と。2年目は2,000億円以上の営業収支の黒字を出した。まさに信じがたいV字回復であったとそう言われているわけです。

その応用ができる分野というのは、私はかなり柔軟に考えられると思っております。今、市長の答弁にありましたように、行政のいろいろなシステムについてこれを適用するには、無理があるかなというようなお話でしたけれども、意識だけは学んでいただきたいし、また病院経営ということであれば、市民病院やあるいは城内病院は、まさにイコールで結べるようなそういう分野でありますので、せめて城内診療所そして市民病院等と一緒に学んでもらうというような形にできないものでありましようか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

稲盛会長の経営手腕は、私も本当に敬服をしているところでありますが、これはご承知のように2兆数千億円という債務は、いったんこちらへ棚上げをしてそしてやったのです。これはおわかりでしょう。日本国が、この部分を一応肩代わりと申しますか置いたわけで、これを全部どんどん、どんどんと一気にやりながら1,000億円、2,000億円というその利益

を上げたわけではないわけであります。それをきちんと国に肩代わりをさせる手腕も、さすがと言えはさすがでありますので、そこはあまり、稲盛会長のすごさはすごいとこれはよくわかりますが、2兆数千億円をそのとき今から返しながらやっているという事業ではなかったわけであります。これは議員、ご承知のとおりだと思います。

そこで、城内診療所という話が出ましたが、城内診療所はもはやアメーバです。この中を分割しろといったってとても分割できない。ですので、まずはそのあり方も含めて、今は無床というベッドを持たないで、外来診療だけでやる。ここを分割しろといったって、事務所の中を見てもおわかりのとおり分割すべきところはありませんが、市民病院については結局こういうことがどういうふうに出てくるのか、これらも含めて田部井院長先生といろいろ協議をしていかなければならないと思っております。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

今、井口市長から城内診療所は既にアメーバだという答弁をいただきました。アメーバであれば、しかもいいのではないかとそう思うのですが、この辺について押し問答してもしょうがないので、次に移りましょう。

アメーバ経営についての導入編、運用編そして浸透編とある中で、導入編と運用編のみをやるという予定であるというふうに話を聞いています。それで、運用編まででコンサル料が1,200万円、浸透編まで入れるとさらに420万円というお金がかかるそうです。

さて、実は京セラの「アメーバ経営」なる本が本屋さんに売っておりまして、私も買って読んでみました。京セラの稲盛会長いわく、やり方だけを学んでみてもうまくいかないケースが多いというお話であります。結局、手法を学んでも現場に浸透させないことには、いい結果が出ないというお話のようであります。

そんなわけで、これにかかわる全職員が、自分が経営者であるというような意識をもって、また、先ほどの井口市長の答弁にもありましたように、時間、経済というものはっきり意識するその習慣を身につけていただいて、ぜひ、いい結果を出していただきたいものだと私は思っているのですが、浸透編を予定していないというのはどうしてなのでしょう。現場に浸透してこそ初めて成果が出るというふうに、ものの本には書いてあるのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

そのとおりでありますけれども、地方行政の仕組みといたしまして、これをまさか複数年にわたってやるということまで予算措置をしたわけではありません。さっき触れましたように、10月から3月までをまずやってみましょうと。やってみて、その浸透編このことが当然必要とあらば、それはやっていかなければなりません。それは次年度の予算ということになります。それをご理解いただきたい。いいことだとわかれば、浸透までさせないでやめましたなんていうことはしませんから。

それから、城内診療所も含めてですが、自治体病院の運営の基本の1つに、赤字だからそこから撤退をするという考え方は、やっぱり許されないわけであります。当然であります。その地域の皆さんの健康、命を守らなければならないわけですので。ですので、それはそれとして、ただ、赤字であっていいということではない。当然、黒字化を目指して皆さん頑張ってくださいということであります。

城内診療所も簡単なんですよ。今、医師をたった1人にして、そして、もうかる範囲で診療をしていれば十分それで間に合います。しかし、それでは住民の皆さん方の期待に、健康維持に、あるいは命の維持に答えられないということです。そこは十分ご理解いただかないと、赤字だからみんなだめにしてしまえ、削減しろ、削減しろという、これはやっぱり許されないことでもあります。これは当然、市民病院、大和病院にも当てはまる部分ですので、その点はまたご理解いただきたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

市長答弁をいただきましたので、次の項目に移らせてもらいます。

アクションプランによる改革の推進とその評価についてということではありますが、このアクションプランについて一般職員といろいろ話をしてみると、まことにその現場に浸透していない。実は以前もそんな話をしたことがありました。そんな中で、行政改革の項目が24項目から12項目に減っているということで、資料を見ると、平成何年で完了というようなそういう表現が至るところに見られます。行政改革に完了なんてことはないはずだと、私はそんなふうに思うのですが、その資料の下に実は「事業は継続しますが、アクションプランでの検討は完了とします」というふうにあります。これを見てちょっとわかりづらいと。どういう意味であるかちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

そういう子細な問題については、担当の部長とか課長に答弁させます。一般質問という形式ではどうもないようでありますので、部長あるいは課長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 行財政改革と市民参画について問う

今おっしゃった資料というものは公表されているアクションプラン、行政改革大綱に基づくアクションプランの平成28年度あるいは平成27年度のものであるとお察しいたしますけれども、そこに書いてある、例えば平成何年度完了の下に、「事業は継続しますが、アクションプランでの検討は完了とします」という記載につきましては、例えば平成27年度のアクションプランで申し上げますと、上下水道料金徴収等業務委託の検討、あるいは教職員住宅の段階的廃止、これらがその事務事業に該当するのではないかと思われまます。こういったものにつきましては、これからもその上下水道料金の徴収業務の委託、あるいは教職員住宅の廃

止の検討は続けてまいります。また、委託も続けてまいります、という意味でございます。ただ、ここに取り組むまでの過程、そして一定の効果それらは得られたものと判断いたしまして、アクションプランからは終了とさせていただくところでございます。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

今の答弁でおよそわかりました。ある程度の成果が上がったものについては、外部評価の対象にしないということのようであります。私が以前いただいたアクションプランの資料には24項目あったわけですが、つい先日もらったアクションプラン、行政改革大綱のアクションプランについては12項目でありました。12項目のうち、総務部の扱いのものが7つ。そうすると、市行政のシステム全体を考えると、総務部のものだけがこれほど多いのはどうしてなのだろうと。それだけ総務部は改革が遅れているという意味なのか、いやまさかそういうことはないと思いますけれども、全体のバランスからしてどうもちょっとうなずけないような思いがしたものですから、その点についてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

総務部が多いというのは、財政、人事、それら相当受け持つ範囲も広いという部分もあるかと思いますが、その項目が幾つになってどうだこうだ、それはなぜだという部分については、私が知り得ていても答弁すべきことではありませんので、企画政策課長に答弁をさせます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 行財政改革と市民参画について問う

総務部の改革が遅れているというご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。この総務部の事業につきましては、確かに残っておる事業の大半が総務部の事業ということになっておりますが、このそもそものアクションプランの取り組みでございますけれども、平成24年度から取り組んでいるということで、ことしで5年目ということになります。この中で最初、当初のご質問であった財政健全化計画が終了した後の、行政改革をどうやっていこうかという中でこのアクションプランが出ております。

そんな中で、行政改革推進委員の方々と行政と一緒に話し合いながら、この中の幾つかの項目について、こういう方向性をもってやっていこうよとって取り組んでいるのが、今のアクションプランでございます。そもそもの当初の中にあつた事業から継続しているものが、総務部の事業として多いということでございます。なぜかと申し上げますと事務事業の見直し、あるいは財政の健全化、そういった大きな題目に取り組んでいる事業が多くて、一つ一つの見直しというものは、日常の中で行われているわけですが、大きな目標地点までたどり着くには容易ではないということで現在も残っている次第でございます。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 行財政改革と市民参画について問う

おおむねわかりました。それで、このアクションプランについてであります。先ほども言いましたように、末端の職員になかなか浸透していないという印象があるという話をしました。どうしてかなと思って見るのですが、人事の異動で3年から長くて5年で異動すると。そうすると、その場、そのときにいたスタッフの水準が上がっても、スタッフが入れかわることによってまたもとへ戻ってしまうという傾向というものはないか、私はそんなことを心配してしまうのです。できればこういう改革というものは、後戻りしない、もとの水準に戻らない歯止めのようなものをつくっておくべきではないかと。そんな意味で、アクションプランの項目をどんどん、どんどん減らしていくのもいかなものかと私はそんなふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 行財政改革と市民参画について問う

アクションプランへの熱意といいますか取り組みの熟度、これに職員がどうもついていないというようなご指摘であります。それはご指摘として承っておきます。きちんと確認をさせていただきます。

そして、人事の件であります。特殊な職種につきまして、例えば専門の高度な技術を持っている方とか、これはなかなか一般事務にと、そうは言ってもやはりそこが大事になるわけですけれども、ただ、一般的に採用している職員につきましては、これは3年、5年あるいは7年という、大体サイクルを私は考えているのですけれども、その中で成果が当然3年あるいは5年いけば上がるわけですね。他の部署に移ったからそれが一気に落ちるかということは、私はあり得ない。ただ、新採用職員とか、全く経験したことのない部署に行ったとき、当面はそういうことがあろうかとは思いますが、それは当然ですけれども前任者がこの庁内の中にいるわけですから、前任者も含め、あるいはその係、課の中で全員でカバーしていくということをとらなければならない。固定化いたしますと、やはりどうしてもよどみが出ます。人事の固定化はですね。これはとって避けていかなければならない。

国なんか見なさいよ、1年か2年でみんなあちこちとんでいます。それがいいとは言いませんが、やはりそうして全体的なことをきちんと身につけていただいて、そして幹部職員になっていくという形をとっていかないと、なかなか行政の組織は人事の固定化というのは難しいということは、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 いよいよ時間も半分が経過しました。時間配分の問題もありますので、次の大項目2番目に移りたいと思います。

2 図書館のあり方について問う

図書館のあり方についてお伺いします。①として、今現在の利用者、すなわち市民の満足度についてどのようなものだと評価しているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

今現在、図書館におきまして市民の皆さん方からどの程度ご満足いただいているか。100%ということはありませんが、私の感覚としては七十、八十は満足していただいているというふうに、私は感じております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館のあり方について問う

今の市長答弁を聞いて、私と全く同じで、私もその程度かなとそんなふうに思っていた次第であります。さあ、②として南魚沼市に大型図書館ができて丸2年が経過しましたが、この2年間にどのような工夫・改善がなされてきたか。現状からして、今後の課題は何か。今後どのような改善を予定しているかについてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

登壇します。2点目の件でありますけれども、開館当初、やっぱり中高生の話し声に多くの苦情が寄せられたということもありました。現場での啓発活動あるいは学校との連携によりまして、これも徐々に改善をされてまいりました。

それから、館内が広くて図書が探しにくいというご意見も頂戴しておりましたけれども、徐々にではありますけれども、見やすくなるように、探しやすくなるように。今、改善を重ねているところで、表示や案内を工夫して改善を進めているというところであります。それから、ボランティアの皆さんからもお手伝いをいただいているところであります。

そのほか、市民の皆さんに読んでいただきたい本、あるいは季節や生活に役立つ本、これらについてさまざまな特集を組んで、平成27年度は毎月のテーマ展示、あるいはミニ展示を95テーマつくりまして、皆さんから気軽に本を手にとっていただけるように工夫しているところであります。

商店街との連携事業といたしましては、図書館利用によりますポイント付与、あるいは雑誌スポンサー制度こうすることで地域や事業者の皆さんと連携活動も展開しております。それから、総合支援学校のMSGカフェこの出店も、支援学校との連携あるいは生徒の体験学習の支援に、大きな役割を果たしたと考えておりますし、市民の皆さん方からもこのことにつきましても、大きな評価をいただいております。

今後の課題でありますけれども、利用者数の、あるいは貸出冊数の向上はもとよりであります。魅力のある特集あるいは事業を実施することで、利用者の皆さんの満足度をもっともっと高めて、市民が図書館に足を運ぶ機会を増やすことが重要であろうというふうに思っております。以上です。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館のあり方について問う

図書館としてもかなりいろいろ工夫し、向上に努めているということは、行ってみるたびにそのように私も思っています。しかしながら、まだまだ工夫・改善がなされていく必要があるんじゃないかとそんなふうに思うのです。あそこを利用してふっと思うのですけれ

ども、いまだに使われたことのない部屋がある。録音室というところが全く使われた実績がないというふうなお話を聞いたことがあります。今後も使われないことがないようであれば、別な形で市民にオープンにするというような形もいいのではないかとそんなふうに思ったり、あるいは閉架書庫の中に市民の財産、すなわち市民の本が2万6,000冊あるという話も聞いています。

よその図書館に聞いてみると、定期的に閉架書庫を実は解放しているというようなところもあるように聞きました。お隣の十日町市の情報館でも、時々ですね、定期的には言いませんが、時々市民に開放しているということでありました。

そんなわけで、あの閉架書庫について市民の財産であるわけですので、いつも市民の目に触れないというようなことが果たしていいか悪いか、もっと市民にオープンにするべきではないかとそんなふうに考えるのですが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

個々のその録音室とかという部分については、どういうことかというのは私はちょっとわかっておりませんから、担当にお答えさせる……というほどの問題ではないような気がしますが、とりあえずご質問いただきましたから答弁させます。

閉架書庫このことにつきましては、別に我々もそこに入れ込んだまま、全くそれを利用していないということではないわけでありまして、ご存じのように本の入れかえもありますし、いろいろあります。ただ、閉架部分をオープンにしてそこにお客さんをどんどん入れるということについては、私は今、初めて——私はですよ、図書館の担当は聞いているのかもわかりませんが、初めて耳にした言葉でありますので、そういうことについても、それが非常に市民の皆さん方の望むところだということになれば、これはやっぱり考えてみなければならぬ。担当のほうはどう考えているか、これについても今、担当の課長に答弁させます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 2 図書館のあり方について問う

録音室が今は使われていないという件でございませうけれども、それについてはちょっと私が確認をしておりますので、確認をして後ほどお答えをしたいと思います。

あと、閉架書庫につきましては、一般に貸し出しができないような重要な本等も閉架の中に入れてございませうので、そこを一般にオープンにして貸し出しをするということは、若干問題があるのかなということもありますし、今、市長が答弁をされましたように、一般の図書との入れかえということもございませうので、有効に利用した中で活用していきたいというふうに思っております。

それから、今ほどの件も含めまして、今年度、利用者、秋ごろをめどにアンケート調査をしていきたいと思っておりますので、その中で市民の皆様の要望を受けて改善していけるものは改善していきたいというふうに考えてございませう。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館のあり方について問う

よその図書館の事例もいろいろありますので、情報交換をしながらやっていただければと思います。

では、③として新規購入の本はどのようにして決められているのか。選書は適切に行われているかどうかについてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

この図書館の新規の購入、これは議員から平成27年の3月議会でも確かご質問をいただいておりますけれども、その答弁と同じでありまして、選書につきましては、当然、現在の蔵書状況を判断しながら、図書館の収集方針に基づいてやっているということでもあります。新刊本だけということではなくて、児童の成長に役立ててほしい本だとか、生活だとか歴史、文化、あらゆる分野があるわけでありまして、それぞれの年代の方々に役立つようなということをやっているところでもあります。それから、市民のリクエストによって購入する場合があります。選書は司書を中心にして、複数の皆さんで選んでやらせていただいております。予算の範囲ですので、そういうことでやらせていただいております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館のあり方について問う

実は似たような質問、ほとんど同じ質問を、去年の3月に行いました。私の気のせいかもしれないかもしれませんが、あの図書館の中を歩いてずっと本を眺めてみると、ある種の傾向を感じると。これは本を選ぶ人のくせというか、あるいは好みとか、そういうものも知らず知らずに出てくるのかなと思ったりもするんですけども。去年、私が質問したときに真摯に受けとめて改善すべきは改善し、というようなお話がありました。そのような答弁があったのですが、1年たって私があの図書館の中を歩いてみるに、どうも改善されているのかいないのか。どうも、ああ、よくなったなという感じが、しないと云ったら失礼ですよ、目に見えて実感できなかったと。それで、どんな努力をしてもらえたのかなとそんなふうに思って質問したのですが、同じ答弁が返ってくるようであれば、次の質問に移ることにします。

図書館の内部の職員体制について適切でありましようか。館長不在の現状についてどのようにお考えになっているか、その点についてお尋ねします。

実は、新潟県内の大型図書館を聞いてみると、ほとんど館長、副館長がその図書館にいるわけでありまして。我が南魚沼市の図書館は、日本一を目指していると、にもかかわらず、館長不在であると。できれば、しっかりと館長が常駐して、号令をかけるというようなほうが、形としてはいいんじゃないかなと、そんなふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

選書の件でありますけれども、改善された形跡が見えないというようなお話であります。司書も人間でありますから、全ての人の好みに全部応えるというわけにはいかない。今、議

員がおっしゃっていることは、議員の目で見ただいて、議員としてはこうだということでしょう。一般の他の方がどう思っているか、これも含めて、さっき課長が答弁しましたように、アンケートをとらせていただきます。例えば選書の仕方が悪いとか、そういうものが多数あれば、それは当然改めていかなければなりません。けれども、ただ単に——これは言い方が悪いですが、議員個人の考え方で、この議場でどンドン、どンドンと追及をされて改善が見えないと言われても、それはなかなか勝又議員のための図書館でもありませんので、それは全部改善しますとは私からは申し上げられない。それはご理解いただかなければなりません。

大いにある声だ、もう市民の半分もそう言っているぞ、ということであれば当然ですけども、そうでは今のところないわけでありますので、それはひとつご容赦をいただきたいということでもあります。ですので、同じ答弁にならざるを得ません。今はですね。

それから、職員の体制です。これは開館時に県の図書館の相当地位のある方が、これだけのいい立派な図書館を、これだけの人数でやっているというのは、本当に驚くと。職員のすばらしさを褒めていただいたわけでありますね。ですから、職員の数が私もあれで十分、今、足りているということは申し上げます。しかし、きちんと運営はされていると思っております。

それから、館長ですが、名目上といいますか常駐でない館長、社会教育課長が館長で今もやっております。しかし、これもこの体制で満足しているかと言われれば、そういうことではないわけでありますので、徐々に改善をしていく方向を探していかなければならない、模索しなければならないと思っております。今、教育委員会のほうにも少しは指示はしているところであります。

○議 長 勝又議員にお願いします。一問一答ですので、またがらないように一問一答でお願いします。

5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館のあり方について問う

選書については言い過ぎがありました。大変失礼しました。

では、次の質問とします。⑤学校図書館との連携について、どのようにお考えでありましょうか。市内のある学校で聞いたのですが、この地域の児童・生徒は、よそと比べて読書量が少ないとの印象があると、そんな話があります。そんな現状の中で、市の図書館と学校図書館との連携というよい取り組みが進められていると聞いていますが、その点についてお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

1つお願いがあります。ある学校とか、ある職員とか、それらを例示されてこういう話がある、ああいう話があるというのは、基本的には我々は確認のしようがありません。ある市民、よくそういうことをおっしゃる人がいます。本当に言っているのか、言っていないのか

私はわかりません。ですので、そこを余り強調されますと、どうなのかなど。じゃあ、どこだったのだろうということを、議員に伺わなければならなくなりますので、余りそこは強調せずにやりますが。

この地域の子どもたちの読書量が少ない、これはあるかもわかりません。それは学校図書館が貧弱なせいだということばかりではなくて、何と申しますかその社会性といえますか、そういう部分もあるのかもわかりません。しかし、それを解消しようということで、学校図書館と今の市立の図書館の連携を始めて、図書館のほうの司書が各学校に出向いて、蔵書の整理の仕方だとかそういうことも含めて、今、連携を強めているところでありますので、その成果はいずれ出てくるだろう。

しかし、学校の先生がそういうことを言っているのほほんとしていること自体がおかしいですよ。自分の学校の子どもが本を読むことが少ないと思ったら、学校の先生が指導をすればいいわけですから。それを議員に口説いてぶつぶつ言っているという、そういう教育者がいればいるほど、この地域の教育は劣化していくということだと私は思っておりますので、いずれその教育者の名前も聞かせていただきたいと思っております。後でこっそりでいいですからお願いします。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館のあり方について問う

私の表現がよくなかったのかもしれませんが。それはそうと、学校図書館をいろいろ回ってみて、学校側が大変喜んでいてという話は、私もあちらこちらで聞いています。それで、1つ聞いたのですが、小中学校についてはよき連携が図られていると、学校の先生方も喜んでいてというお話です。地元にある4つの高校の図書館を私は回ってみたんですが、市の図書館との連携がなされていない。これについては、義務教育であるかないか、その点で見えない線をずっと引いてあるのかなど、私はそんなふうに思ったのです。市の管轄であるか、あるいは県の管轄であるか、その違いだろうとは思いますが、実際、えきまえ図書館の利用状況を見ると、学生の中でも圧倒的に高校生が多い。実際、高校生というと精神的に不安定な時期でもあり、また人格形成、人間形成ができる、人生においても最も重要な時期だと思います。そんなこともあわせ考えれば、義務教育であるかないか、市の教育委員会の力の及ぶ範囲であるかないかを問わず、地元の高校とよき連携を図るのも1つの方法ではないかと。私はそんなふうに思ったのですが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

我々が県立高校だから、県の管轄だから高校のことは知りません、あるいは大学のことは知りませんという態度をとっているわけではありませんが、やはり行政の中にはそれぞれの区分もありまして、我々のほうから差し出がましく、六日町高校に、あるいは塩沢商工に、八海高校に、あるいは国際情報高校に我々が司書として何かお手伝いしましょうか、なんてことは申し上げるところではありません。

これも議員、よくお聞きくださいよ。高校の先生方が、あれだけ高校生があそこを利用している。しからば、自分の学校の図書館ではどうだろうと、こういう問題意識を持っていただいて、そして市の図書館のほうに何か連携ができないかとか、そういうお話が出てくればですよ。しかし、そこを我々がこちらから差し出がましく、全て行政が変なことに手助けをして、学校の先生が何をしているのだという、そこを十分ご理解いただきたいと思います。とにかく、県立高校の問題について市の教育委員会がいろいろ申し上げることはできませんということだけは、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館のあり方について問う

その点についてはわかりました。

では、6番目であります。これについても私は何回か議場で質問をした記憶があります。なぜ、同じことを聞くかということですが、去年もまたその前も、市民会館の2階のあの旧六日町図書館のスペースが、あの状態で放置されている。一般市民の目から見れば、あそこがスペースとしてあくことは、既に5年も前からわかっていたことであります。だとすれば、今現在ああいう形で放置されているとすれば、何か市側の工夫とか何かないものかと、そう市民が思っても不思議はない。そんな意味で、改めてまたちょっとしつこいようですが、ことしも同じことを聞きます。何か構想はありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 図書館のあり方について問う

先ほどの答弁の中で、高校には専任の司書がいるそうであり、専任の。ですから、その方からいろいろ申し出があれば、それは我々はやっていきますけれども、その専任の司書がいるのにそこへのこの出かけて行って、いろいろなことはやっぱり言わないほうがいいだろう。そういう問題があるとすれば、やっぱり校長先生とかそういう皆さんが、きちんと連携を呼びかけると、これが筋だろうし、当たり前のことだと思っております。

旧図書館の空きスペースであります。これは1つにはご承知のように、第二次総合計画の中に、生涯学習センターの構想が入っております。これが何年度というのはまだ明示できません。位置、あるいは駐車場、環境面も含めて、私はここがその生涯学習センターの部分には最適であろうと思っております。

もう1つ、まだそれが実現する、しないということではありませんけれども、今、大和庁舎にあります教育委員会事務局、これは社会教育課と分離されているわけですね。そういうことも含めると、あそこがグローバルITパーク等のことで、どんどんと利用が広がれば、教育委員会部局もやはり一つの建物の中で連携が取れるほうがいいだろうと。こういうこれは、まだ私の考え方ですが、生涯学習センターについては第二次総合計画の中に盛り込まれておりますので、これをやっぱり実現していきたい。いきたくないけれども、新しくどこかにどんと建てるということにはならないわけで、ここを今、私は想定をしているということでもあります。その間の利用が一時的な部分とかそういうことであれば、いろいろ柔軟に対応した

いと思うのですけれども、ある意味、恒久的にそこをどんと使ってしまうと、ちょっとやっぱり支障が出るのではないかという気がしております、今まだ具体的なこの利用形態については、皆さんに明示をできないと、できていないということでもあります。

○議 長 最初をお願いしたとおり、全体で60分をめぐりというふうをお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

ここで先ほど5番・勝又貞夫君に対する保留していた答弁について、社会教育課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 2 図書館のあり方について問う

先ほどの、録音室の利用ができていないという件でございますけれども、ご指摘のとおり、今現在の利用の実績がないということでございますので、今後このほかに活用ができないか検討してまいりたいと思います。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 私の時間も持ち時間があと5分となりました。そんなわけで、最後の私の質問に移ります。

3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

①ごく簡単な質問ですが、ごみ処理施設の運営についてというふうに上げておきましたけれども、運営というよりは市民対応についてということでご理解いただければありがたいです。私が聞いた範囲で、魚沼市、小千谷市、長岡市あるいは十日町市、それぞれ市民対応をする時間というものがみんな違いまして、共通していることはお昼休みにあの施設をとめるということがないと。焼却施設ですけれども、そうするとうちだけ、何で1時間とめているのかと、そんなふうに思ったりもするのです。

あと、南魚沼市は朝9時からですけれども、お隣の魚沼市は朝8時から。どうも、市民対応のその姿勢が違うなどそんなふうに思ったので、これは改善できるのではないかと。よそがやっていることは、我々にもやれるだろうとそう思ってお尋ねするのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

この受付時間といいますか、このことについては、今、議員がおっしゃったとおりでありまして、受け入れの時間は魚沼市は8時、我々のところは確か9時ですし、十日町は8時45分とそれぞれ千差万別であります。お昼休みの件につきましては、以前我が市も実施をしておりました。しかし、利用者がほとんどない。そういう状況の中で、それは無駄だろうと。行革ではありませんけれども、無駄だろうということで、今、お昼休みを制限しております。それによつての市民の方からの苦情が、どんどんと環境衛生センターに入っているかということ、それはありません。

ですので、そういう対応をさせていただいておりますが、新しく今度できる部分について

は、魚沼市も含めていろいろあるわけですので、当然、何か考えることがあれば考えていかなければなりません。これはやらないということではないのです。ご利用いただけるようであれば、いつでもやりますよ。しかし、あける、あけると言っただけで、全然利用しないという、それはまさに行政の無駄を省くということについて、無駄は省け、省けと言っておきながら、そういうことだけやれということでは、それはなかなかできませんので、今は受け入れをさせていただいております、ということでもあります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

私もお尋ねしたわけでありまして、あける、あけると言っただけではございません。

②に移ります。ごみ処理施設から出る最終ごみの処分について。実は山形県の米沢市とか群馬県の草津市に最終ごみを運んでいるというお話を聞いて、少なからず驚いたのですが、議員になる前はそんなことは知らなかった。それでですけども、地元で処分できない事情が何であるか。その点とあわせて、実は十日町市の処分場を見に行ってきたのですが、最終処分も自分のところでやっている。あと、長岡市もそうですね。4か所そういう場所があるというお話でありました。

それで、やがてその処分場もいっぱいになるのでありましようけれども、我が南魚沼市の市の行政の姿勢として、地域完結型という言葉がよく使われてきました。地域完結型の市行政をと。その考え方からすれば、自分のところのごみぐらひは、自分の敷地内で処分したほうが、わかりがいいんじゃないか。山形までなぜ持っていくのか、あるいは群馬までなぜ持っていくのか。ごみだけよそへ持っていくというのは、事情があろうかと思いますが、その点についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

今現在、うちの焼却処分をしたところから出る最終的なごみは、スラグですね。これはJIS規格までとりまして、全く無機質化していますから害はないということで、下水道の埋め立て工事に使ったり、あるいは今、コンクリート二次製品の中に配合していただくということで進めております。ですので、その利用がどんどん進んだときはあそこはほとんどなくなりましたけれども、今はまたちょっと確か滞っているかもわかりませんが、どこかへ持ち出しているものではありません。

もう1つは飛灰です。スラグではなくて灰です。これは相当やっぱり有害な部分もありまして、そういう処分ができません。確かに我が市内にそれを最終処分できる用地が確保されれば、我々も好き好んで山形や群馬まで運びたいとは思っていないのですけれども、これについては非常に厳しい状況であります。候補地の選定も含めて、選定なら我々がしたって、地元の皆さんが受け入れなければどうしようもないわけです。ここで、それを例えればつくろうという方向を出しても、相当の時間がかかるわけでありまして、今はとりあえず山形県と、ことしからか去年からか、群馬県の草津町のほうにもお願いをして、そして双方で処分

をしていただいているという現状であります。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

今のお話ですと、当分地元には最終処分場をつくらないというお考えだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

つくらないのではなくてつけれない。全然、つくる気持ちがないなんていうことではありません。そういうことが可能であれば、これはまさに議員がおっしゃったように、我々も自分のところで出したごみを、ほかの地域にお願いするということはできれば避けたいわけがあります。しかし、それが現実としてできない。政治は理想と現実と両方があります。そのはざまでいろいろ揺れ動いているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

さあ、いよいよ一番、最後の質問であります。新ごみ処理施設の候補地について、3つの候補地が挙がっているわけですがけれども、どちらを見ても塩沢といいますか、南のほうで魚沼市から大変遠いところでもあります。これについて、公平性の面から何か問題が起きはしないかと、そんなことを思ったりもするのです。中継地をつくって一時置きのような場所も必要になるのではないかと、そんなふうに思ったりもしますが、今現在のその構想がどのようなものであるかお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 3 ごみ処理・廃棄物処理について問う

これは何度もご説明申し上げておりますように、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、全ての住民の皆さんに公募をしますと。どうか、候補地になりたい方、それを誘致したいと思われるところは、我々のほうに届け出てくださいということで、魚沼地域から1件もありませんでした。あったのが今回の3件であります。湯沢1件、旧塩沢2件です。これについては、今それぞれ客観的な基準に基づいて、ここが適当か否か。これを今、基準に基づいて評価をしているところであります。

評価的に、例えばですよ、例えば湯沢町に行ったとなりますと、これは当然、今議員がおっしゃったように、中間の施設が必要になります。もし、そこに行けばですね。ですから、そういうことも含めながら今、選定中といいますか評価中です。まだ、選定まで至りません。出てきたその地域の皆さん方の部分、位置も含めて、あるいは近隣の——そのこの集落の皆さん方はここでいい。じゃあ、その近隣にある集落の皆さん方はどう考えるのだろうかとか、いろいろな問題点もございますのでこれをきちんと詰めながら、この3地域が全て候補地としては適当でないということになるのかもわかりませんし、いや、3つとも適当だからどう

しようというということになるのかもわかりません。これはまだ全くわからないということであり、きちんと公正な手続にのっとって、今は選定のその一段階前、評価に入っているというところでご理解いただきたいと思っております。

○勝又貞夫君 以上で終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開時刻は 11 時 10 分といたします。

[午前 10 時 46 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前 11 時 07 分]

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 傍聴者の皆さん、残っていただいて本当に感謝を申し上げます。頑張ってください、ひとつよろしく願いいたします。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1 食品ロス削減に向けての取組推進について

最初に食品ロス削減に向けての取組み推進についてお伺いいたします。この発展途上国などで食糧不足、飢餓が深刻な問題となる一方で、国内ではまだまだ食べられる状態なのに捨てられている。まさに食品ロスの解消は今、大きな課題となっております。国連食糧農業機関がことし 5 月に公表した調査によりますと、世界では約 9 人に 1 人、約 72 億人中、7 億 9,500 万人が食糧不足に陥っているとされており、発展途上国では食糧不足によって、5 歳になる前に命を落とす子どもさんが年間 500 万人ともされており、

こうした中で、国連は、2050 年までに世界人口が 97 億人に達するとも推計されております。この急激な人口の増加に対応するためにも、食べ物を増産しなければならないわけであり、世界で現在のライフスタイルを続けた場合は、さらに深刻な食糧不足が発生するわけであり、それにもかかわらず、世界では、食品生産量の 3 分の 1 に当たる約 13 億トンの食糧が毎年、廃棄されております。経済的損失は約 90 兆円、廃棄処理で排出される二酸化炭素 CO₂ は 33 億トンに上がります。

日本でも食べられる状態なのに捨てられているこの食品ロスは、家庭やスーパー、ホテル、レストランなどあらゆるところで見受けられております。農林水産省によりますと、この日本の食品自給率は約 4 割にとどまる中で、一方でまだ食べられる食料が廃棄されてしまう食品廃棄物は、平成 24 年度で年間 2,801 万トン、食品ロスでは年間に 642 万トンと推計されております。

そして、通告には平成 24 年の数字でさせていただきましたけれども、平成 25 年度の数字が出まして、食品廃棄物では 2,797 万トン、食品ロスでは年間に 632 万トンといわれ、食品廃棄物の 4 割近くが無駄に捨てられるという計算になるわけであり、まだ食べられるにもかかわらず、破棄されているのが食品ロスです。腐ってしまったりやむを得ず廃棄された食料と異なり、極めてもったいないといえます。その削減が喫緊の重要課題となってまいりま

した。

この食品ロスのは半分は、事業者の流通、販売の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しなどで起きているという実態だそうであります。この食品ロス削減は、食品事業者、消費者、行政それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産、物流コストの削減や廃棄コストの削減、また食品の軽減、焼却時のCO₂の削減による環境負荷の軽減にもつながり、さらに未利用食品の有効活用は、食品ロス削減のみならず生活困窮者等への支援にもなるわけであります。そこで、当市の取り組みにつきまして、5点お伺いさせていただきます。

最初に1点目であります。学校や保育園などの教育施設における学校給食の食べ残しの実態と、4月から始まりました政府でいう第三食育推進基本計画では、食品ロス削減のために何らかの行動をしている人を増やすということを柱としておりまして、そのポイントの1つに、子どもたちにもったいない精神を呼び起こしたいというふうにありました。食品ロス啓発推進について、まずお伺いさせていただきます。

2点目であります。飲食店等における食品ロス削減についてであります。食べ切れる分量のメニューの充実や、残さず食べる運動、他の自治体も積極的に進めている感が最近見受けられますが、当市の推進について考えをお伺いするものであります。

3点目であります。家庭における食品ロス削減についてであります。食品在庫の適正な管理や、食材の有効活用など家庭でできる取り組み、普及、啓発を強化することも大切かと思いますが、考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

4点目です。未利用食品を必要とする人に届ける仕組みの確立についてであります。フードバンク等、本当に安定的に運営ができるように支援することも、食品の寄付だとか促進のために、税制を含めた必要な支援を行っていく、そういう時代もきているような感もします。当市でもちょうど今月ですか、福祉協議会の便りにフードバンクの掲載もありますし、いよいよ始めた状況であります。このさらなる推進についてお伺いしたいと思っております。

最後、5点目であります。災害に備えた食糧確保についてであります。6月議会の冒頭、市長所信表明にも報告されましたが、当市の緊急備蓄品を熊本市に送られまして、被災地では有効活用され、喜ばれたという報告がございました。大変よいことだと思っております。地方公共団体等による災害備蓄食料の更新にあっては、廃棄の抑制を図り、また、食品の有効活用を推進するためにも大切かと思いますが、所見をお伺いさせていただきます。

以上、大項目1点目、食品ロス削減に向けての取り組みについて、市長に壇上からの質問とさせていただきます。以上でございます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 食品ロス削減に向けての取組推進について

前段はまさに議員がおっしゃったとおりでありまして、非常にある意味、憂慮すべき事態だというふうに感じております。そこで、具体的に市の取り組み等についてお伺いがありま

したのでお答え申し上げます。

まず、学校・保育園等、教育施設における部分ではありますが、南魚沼市はご承知のように、市の健康まちづくり食育推進計画を策定させていただいて、食は健康づくりだけでなく、人づくりにつながるというふうに位置づけて、食育を推進しているところであります。

学校や保育園における給食につきましては、各年代に応じて栄養量を充足しバランスのとれた安全で安心な食事を提供している。

保育園では、数値の残食量の調査は行っておりませんが、保育課程・食事年間指導計画の1つに、「何でも食べて、健康な体をつくる」と、これを目標に掲げておりまして、苦手な食材にも挑戦したり、あるいは食材や料理をつくってくれる人への感謝の気持ち、これが育むようにということで指導内容に組み入れまして、食育指導を行っておりまして、保育園関係では残食はほとんど今ないという状況であります。

小中学校の残食量であります。各給食センターごとに集計を行っておりまして、1食当たりの残食量は、平成25年度が26.7グラムでありました。平成26年度が21.2グラム、平成27年度が18.8グラムということで、年々、残食量は低下しているところであります。

環境省が平成25年に行いました、学校給食から発生する食品ロス等に関する調査の結果では、児童生徒1人当たりの食べ残し量を年間7.1キログラムと推計しておりまして、当市の平成25年度の食べ残し量は、先ほどの数値から算定いたしますと、年間5.4キログラム程度だと推計しております。一概には言えませんが、南魚沼市は全国平均より食べ残し量は少ないだろうということでもあります。

このことは給食センターごとにテーマあるいは狙いを決めた食育計画、学級活動による食事指導に加えまして、給食時の学校訪問活動これらを行っておりまして、児童・生徒に食の大切さを伝えているということも一因だろうと思っております。

4時間目の授業時間を延ばさないようにして、担任だけでなく職員全員で給食指導を行っておりまして、給食時間を確保する独自の取り組みを行っている、こういう学校もございます。それから準備に時間のかかる低学年、ここがございまして、しっかりと声掛けをして、指導を定着させるということで効果を上げている学校もある。平成27年度からさらに厳しい目標値を設定して、今、その実現に取り組んでいるところであります。

2番目の飲食店等における部分でありますけれども、私は先般、北信越市長会で長野県安曇野市に出張したところでありますが、ここで飲み物のコースターのデザインが、「残さず食べよう！あずみの」というふうに書いてありました。市内全域の飲食店で食品ロス削減に取り組んでいるということでもあります。しかもまたその日、松本市の取り組みのご紹介がありました。これは30・10運動ということでありまして、これは宴会時にまず最初の30分は絶対につぎに回らないで、出された料理を食べると。そして最後の10分間、これも全員が席についていただいて、食べ残している部分、これも含めて全部きれいにすると。30・10ということでもあります。これはすごいなと思っております。

こういうことでありまして、南魚沼市におきましても昨年の12月から、市の職員に向けて

「食べ残しゼロ運動」を呼びかけております。忘新年会、歓送迎会これらの宴席の料理は残さず食べて帰りましょうということではありますが、一気に効果が上がったとはどうも言いがたい部分であります。こういうささやかな取り組みから、これを端緒として広く市民に拡大していければと思っております。

食品残渣の処理につきましては、新ごみ処理施設の建設計画にも密接に関係する大きな問題でありますので、食品ロス削減に向けて、先進事例を参考にして有効な手法を検討していかなければならないと思っております。

家庭における食品ロスであります。これがまた松本市さんは、いわゆる宴会時の部分を家庭にまで持ち込んだとかやっております、家庭版 30・10 運動をやっております。これは毎月 30 日は、とにかく食材を使い切る。冷蔵庫を全部きれいにすると、こういう取り組みです。それから 10 日はもったいないクッキングということでありまして、例えばニンジンの皮であるとかそういう部分も全部食材として使っていきましょうということで、家庭に呼びかけておりまして、これも相当の効果を上げているということでもあります。要は市民全体で取り組める、取り組まなければならない目標をきちんと立てて、それを広く皆さん方に浸透させていくということでもあります。

そうは言っても 100%それで全部使い切る、食べきるものではないと思っておりますので、その食品残渣につきましては、家庭用生ごみ処理機の購入補助を行っておりますし、それらは堆肥として有効利用する方法も推進しております。市民一人一人のやはり意識啓発、それから飲食店等におけます食品ロス削減と、こういうことにも本当に先ほど触れましたように、全員が心をつなげて取り組んでいくことが大事だろうと思っております、こういう有効な手法を、先進地の例も含めまして検討してかなければならないと思っております。

4 番目の未利用食品を必要とする人に届ける仕組みであります、このフードバンクは非常にいい取り組みだと思っております、この日本のフードバンク活動というのは、伺いますと 2000 年ごろから普及しました。NPO こういう団体が集めた食品を、経済的に困窮している高齢者やひとり親家庭、地域の福祉団体で寄付をしているということだそうであります。

県内では、平成 24 年度に「フードバンク柏崎」が設立されまして、平成 25 年には「フードバンクにいがた」、そして平成 26 年には「フードバンクにいがた長岡センター」これらが設立されまして、活動を行っているところであります。

このフードバンクにいがたでは、やっぱり広く住民の皆さんに呼びかけて食料を持ち帰る活動「フードドライブ」ということだそうで開催しているということでありまして、その市内の中でも 4 か月に 1 回「福祉センターしらゆり」——これは我が市のことでありますが——において活動が開催されておりまして、現在も 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間、寄付を受けつけております。これは社会福祉協議会の中であります。

この社会福祉協議会のほうは、平成 27 年 7 月から平成 28 年 3 月まで延べ 23 回にわたりまして、フードバンクにいがたから缶詰、レトルト食品、それから乾麺、しょうゆこれら 170 個、米 21 キロを提供いただきまして、15 人に対して支援を行っているところであります。

今後はこういうNPOと市の共催によるフードドライブの開催や、地域、学校、職場これらが1つになった活動の推進、それから地産地消こういう仕組みを検討・構築していかなければならないと思っております。

災害に備えた食品の確保であります、先般もちよっと申し上げましたけれども、この災害に備える取り組みといたしまして、各家庭で1人3日分の食料、飲料水の備蓄をまずは推奨しております。これは災害発生時の各家庭での備えとして重要な取り組みであります。その反面、各家庭で在庫を抱えることとなりますので、長期保存できる食品の購入、あるいは購入サイクルを考えて、無駄にしないようにする啓発も必要だと。

市が災害用に備蓄しております食料品は、現在、申し上げました熊本地震への援助物資支援により、一時的に乾燥米で3,150食ほど減であります。常時約1万食を備蓄する計画としておりまして、この備蓄食品が大体賞味期限が5年でありまして、1年に大体2,000食が賞味期限を迎えるそういうサイクルです。これらにつきましては、賞味期限がおおむね1年未満となったものから、防災訓練あるいは防災関係イベントでの活用、配布等も含めて、有効活用をしているというところでありまして、以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

それでは、食品ロスの1点目から再質問をさせていただきますけれども、今お聞きしまして保育園等ではかなり少ないという部分を感じました。また、学校給食等も今、全国平均よりも少ないということで、本当に安堵しております。私は今でもやはり食料品関係、食品関係、飲食関係の仕事をしているわけですが、本当に今の子どもさんたちの取り組みですね、そういう部分は、やはり教育が大事だと思っております。私が小さいころには、自分の家は生活が厳しかったせいかもしれませんので、なおさら、もったいない運動というか――あの当時はけちだなというふうに親を思っていたのですけれども、今思えばいい教育をしてもらったというふうに、親に私は感謝をしたいと思っております。

そういう面で私は本当に、このもったいないという部分の、子どもさんたち、また児童さんたちへのそういう啓発というものが、本当に今後大事になってくるかなというふうを感じるわけでありまして、やはりそれが家族への波及効果にもつながってくるわけでありまして、

また、ちょっとそれるかもしれませんが、私の地域でもイベント等で稲刈り体験等をしまして、稲刈りをします。そしてあとに稲穂が落ちます。全部、稲穂を拾うんですね。そうしますと、やはり親御さんから言われたのは、稲穂を子どもたちに拾わせてそれを掛けるわけですが、それを見て子どもさんが、今まで片づけもしなかったのに食器の片づけをするようになったとか、ご飯を残さなくなったとか、そういういい声を親御さんから後で聞かせていただいているわけでありまして、

そういう面で、今、目標値を出して取り組むという部分でございましたけれども、この基本的計画等はこれからさらにこういう部分は大きくなっていくかと思っております。そういう点、もう一個突っ込んだ部分の、市長、子どもさんたちへの特にもったいない運動に対する取り

組み等のお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

まさに子どものころからの習慣づけといいますか、意識づけが大事でありまして、我々の年代は特にそうでしたけれども、特に米ですね。これはもう1粒も残さない、弁当のふたにくっついた米まで全部食べたという。今でもやっぱりそういう習慣は残っておりまして、どこかへ出てお弁当を食べるときでも、やっぱり一粒たりとも残さないというそれはもう習慣ですので、それが別に恥ずかしいことでもないというふうにやっています。ですが、さあ、今の子どもたちがどうかと言われますと、非常にそういう面ではそこまでの教育といいますかは、徹底していない部分だろうと思っております。

先ほど申し上げましたように、学校給食の中でこういう数値が出ているわけでありまして、全国平均よりは低いとは言いますけれども、やはりこれだけ残すと、年間1人が5キロも残すということですから、これを換算しますと相当膨大な量になるわけでありまして。教育、特に学校関係については、教育委員会のほうで今後さらに厳しい数値ということをお願いしておりますけれども、どこまでに設定するのかというのは、これから教育委員会のほうできちんと協議をしていただくことだろうと思っております。その数値等がもう決まっているようでしたら、教育長に答弁させますけれども。その数値がまだ私はここに置いたということ、ちょっと報告を受けておりませんので、さらに厳しくということだけは申し上げさせていただいて、答弁にかえさせていただきます。何かあったら……（「まだ決まっています」と叫ぶ者あり）

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

やはり、目標数値を出してこそ、初めて一歩前進で、そこが不明確になるとなかなかやっぱり進まないと思いますので、ぜひ、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の飲食店における食品ロスであります。市長から本当に、長野県松本市の先行事例というか、いい話をいただきました。この30・10運動という有名なのがございまして、本当に今、市内でも企業でもそうやって帰りに折をくださいと言って持っていかれる方もいます。昔は持って帰ると格好が悪いという、そういうイメージでありましたけれども、今はそうじゃないんですね。きちんと料理人が一生懸命つくったものを、やはり粗末にしないように、食べられるうちに自分の責任管理のもとで、全部食べるとそういう運動もかなり進んでいるわけであります。

この30・10運動。特に我々は、会食の多い、宴会の多い。私もここにいるメンバーもそうであります。まあ、感じます、今、いつも帰り際になってバスの時間帯が何時ですよと、一生懸命かけ込んで食べるという、そういう実態を私も個人的にはしております。ぜひ、当市におきましても、この30・10運動を、やはり本当に粗末にしないように考えていきたいというふうに思っておりますけれども、市長その点どうですか。まず、私たちから実行してみま

せんでしょうか、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

私はやはり、飲食店で宴会時の食品ロスというのが一番多いように感じているのですね。ただまあ、全体の量としてそれがどうだかというのは、ちょっとわかりませんが。そこで今、議員からおっしゃっていただいたように、本当にそういうことをきちっとやっていたかなければならない。

一時的には——これは議会の皆さんにもちょっとお話したことがありましたか。タッパーを用意してもらって、残ったものは持っていくと。これは個人、個人に出された料理のときは非常にいいのですけれども、テーブル式で全体にどんと出してあるやつは、それをどうも自分の中に入れて持っていくというのが、ある意味ちょっと非常に厳しいということでしょう。

それはそれとして、やはり食べていただければいいわけですので、ぜひとも宴会時に皆さん方から、私は今はですので——ですのでというか、そういうことばかりであれなんですけれども、宴会時にあまりつぎに出ないことにしているのですよ。出て回り始めると、もう帰ってくるときは何でも食べたくなくなります。ですから、出て食って。ただ、この最後の10分というのは、余り私は今まで気がつきませんでしたけれども、最初の30分は大体皆さんがおっしゃっている人もいます。最後のまた10分というのが締めめの10分前でありますので、これが幹事さんが相当時間を徹底していただかないと、面倒だろうということではありますが。いずれにしてもそういう無駄をなくするというのは、我々が率先して取り組むべき問題だろうと思っておりますので、今後の宴会時には議会の皆さん方も、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

我々議員もぜひ、執行部と一緒に、せめて一緒にの会はそのような形で取り組んでまいりたいというふうに思う次第であります。

3点目の家庭における食品ロスの件でありますけれども、京都市の試算をみさせていただいたときに、多分、執行部もその情報等は聞いておられるかと思いますが、家庭で出た食品ロスは、4人家族で年間に6万5,000円の負担になるのだそうであります。大変、大きい数字であります。年間6万5,000円が食品ロスされているという、そういう試算が出ておりました。本当に注目すべき数字だなというふうに私は実感しました。

その中でやはり家庭でのつくり過ぎだとか、食べ残しというのも大事な——半分が家庭になるわけであります。そこで私はすごく最近——変な意味で聞かないでもらいたいのですけれども——賞味期限と消費期限の違いというものがどうもごっちゃになっている、正しく理解されていないんじゃないかというふうに感じるわけであります。市長は多分、公私ともにお忙しいですから、買い物に行ったら後ろなんか見たこともないと思いますので、市長にはあ

えてこんなことをお聞きしませんけれども、担当部長さんなんかはあれでしょうか、賞味期限と消費期限をわかりやすく、市民の皆さんもこういうことをやっぱり感じていかなければいけないと思いますけれども、もし私たちに知らせる面でも、ご承知でしたらお聞かせいただければありがたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

よく私も家庭で、賞味期限が何日までとか、それからあとは消費期限がどうだとかというのは、それはたまたま目にすることがありますけれども、例えば1日、2日過ぎても、賞味期限はですよ、余り苦ししないで私は食べちゃうので。賞味ですから、いわゆる味わうその期限はここですよ。消費はやはりちょっと気をつけなければならぬと思うのですけれども、そういう違いだろうと思っております。今、市の部長で、そこまで買い物をして気をつけている部長が、もしいたら、手を挙げさせて答弁させます。いたか、いないか……。では、市民生活部長が答弁します。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

私はほとんど毎日買い物に行っておりますけれども、賞味期限はご存じのとおり、風味を損なわないで食べられる期間ということで設定をされているものでありまして、賞味期限を過ぎて食べても、人体には直接の影響はまずはないだろうということでありまして、消費期限は腐敗が始まる期限ですよということで、それを越えて食べることはやめてくださいという期限だろうというふうに感じております。

よくテレビでこのごろ取り上げられるのは、卵の賞味期限というのが貼ってあるわけですが、あれは生食で食べる場合の賞味期限であって、賞味期限を過ぎても卵というのは早々簡単には腐らない食べ物だそうです。私はそういう点をいろいろ勉強させてもらいながら、買い物をさせていただいております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

さすが市民生活部長でございまして、本当におっしゃるとおりでございます。私たち自身もなかなかそこがごっちゃになっている。やっぱり賞味期限が過ぎちゃうともう全部——市長は二、三日過ぎても食べる、私は正解だと思います。やはり、おいしく食べられる期間と、また安全という部分とは違うわけでありまして。そのたて分けをきちんと私たちがもっていないと、本当に食品に関するロスというものがどんどん出てきてしまう。

例えば、牛乳はすごく賞味期限が短いですよ。あっという間に過ぎちゃいます。私は自分が調理師じゃないからわかるのですけれども、皆さん多分みんな知っておられると思いますが、あえて言いますけれども、爪のここに牛乳を1滴落とすと、このまま落とすと必ずたれなくてたまりになっちゃうのです。そのときは絶対に大丈夫です。それがもうさあっと逃げてしまうのです。そのようなことを知っているだけでも、かなりやはりロスが削減で

きるというふう実感しているわけであります。

ぜひ、そういう部分を私はこんなところで、大先輩の皆さんのところでこんな話をして大変恐縮ですけれども、本当にそういう一つ一つが、やはり私たちの家庭にもできる部分ではないかというふう感じております。

消費者庁も期限が過ぎてもすぐに廃棄せずに、においなど五感を使って判断することも必要であるというふうにも、きちんと述べております。やはりそういうことも学んでいかなければいけないというふうに感じますのでひとつ、市長及び担当部長のすばらしい答弁をいただきましたので、次に移らせていただきたいと思います。

次に未利用食品を必要とする人に届ける仕組みであります、フードバンクでありますけれども、当市でも今、市長がおっしゃったように、しらゆり荘で始まりました。きょう現在で、6月ですけれども、レジ袋4袋ぐらいたそうであります。そういう面でいくと、まだまだ少ないのかなというふうにも実感しております。

世界的にアメリカが先進地でありまして、年間に200万トン食品が有効活用されているというふうにも聞いております。そうしてまた、事業者の私がここで言ってもどうしようもないのですが、この地域でも事業者がいっぱいいますので、あえて問いかけたいたいのですけれども、事業者側の食品ロスの3分の1ルールと呼ばれている——多分、ご存じかと思っておりますけれども、食品業界ではそういう特殊な習慣があるそうでもあります。加工食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分して、賞味期限が6か月であるならば、製造から2か月以内に小売店にやらないといけないというふうな、そういう習慣がどうも残っているらしいんですね。そして、納入期限が過ぎた食品は、メーカーに返品されてしまう。これがすごい状況になっているというふうにも伺っております。

また、小売店でも賞味期限まで2か月を切った商品は、店頭から撤去しちゃう、そういうルールも店頭で並ぶ前にそういうのがどんどんあるというふうにも、私は調べてびっくりしました。この3分の1ルールというのを、ある面では2分の1ルールにするだけでも、年間に4万トンという約87億円も削減ができるともいわれております。こういうもったいないという気持ちを、どんどん、どんどん有効活用し、先ほど言ったように災害に備えた食料なんか、市民に啓発をしながらどんどん——今、我が市では1万4,600食が常備が必要といわれている中、今、7,600食だったかと思っております。そういうところはどんどんやっぱり問いかけて、市民から募るといことも、私は大事ではないのかというふうにも感じますけれども、その点、市長にお伺いをさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

今、議員がおっしゃるとおりでありまして、その呼びかけがなければ市民の皆さんも、そういう活動をやっているのだという部分を知らないという方も、相当いらっしゃるわけでありますので、それはやはり行政のほうからも大いに呼びかけていかなければならないと思っております。

今、ここにあるのですけれども、寄付をいただきたい食品、未開封、常温保存が可能、できれば賞味期限が2か月以上あるものと、こんなものでありますけれども、こういうことですらやっぱりきちんとわかっていないわけでありますので、それらも含めて普及に努めていかなければならないと思いますし、周知をしていかなければならないと思っております。

なお、先ほど中沢議員に食べ残し量の厳しい目標と。それまでは18.8グラムだったのを、平成27年度は16グラムというふうに設定はしているのです。それよりもっとまた厳しい部分を、平成28年度あるいは平成29年度には設定していければという思いで申し上げた。平成27年度はそれまでは18.8グラムだったものを16グラムにやって、各給食センターでこの部分を今、精査しているといいますか、そういう目標に向かって頑張っているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 食品ロス削減に向けての取組推進について

具体的な数字も提示させていただきました。ぜひ、私たち家庭においてもそういうものをみんなで話あって進めていくことも実は大事な時期に来ているのだなというふうに思います。けちることが恥ずかしい時代じゃないという、本当に私は大事になってくるかと。けちるのともったいないとは全然違います。そういう部分でひとつしたいと思っています。

日本の食料の輸入は、6割を輸入に頼っているわけでありますけれども、そのうちなんと3分の1が捨てられているという、こういう実態を何とかしなければいけない。やはり一人一人が思って、そこから意識を改革していかなければいけないというふうに思う次第であります。本当に市長の決意も聞かせていただきましたので、次の大項目2点目に移らせていただきたいと思っています。

2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

2点目であります。魚沼地域における療養病床の計画と実態についてお伺いいたします。団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に、どのような体制で医療を提供できるか。魚沼地域の医療再編は、基幹病院をはじめとして地域連携をした中で、方向性を示されました。そして、地域医療の構成を策定して私はやってきました。私は全くそういう中で、疑う余地もなく信じてきましたし、いよいよこの部分で現実に大丈夫かなという、市長が常日ごろから言われている地域完結型に向けて前進しているなというふうに、私は今までも思ってきたわけであります。

けれども、どうも当初の療養病床の計画と実態が、かなり違うようにみえてきているように私は見えるのであります。当市はそういう面ではちゃんときちんと言われた部分に関して、私は約束は守ってまいりました。市民病院も期限が過ぎてもそれをやってまいりましたけれども、この魚沼地域全体を考えたとき、私たちの地域は療養病床38床もなくした中で、ほかの地域に依存した中でやっていこうということで、連携をした中でその数字を決めたわけですが、現実とはなかなか違うように見えるわけであります。この当医療エリアの医療と介護の連携が大切かと感じますけれども、実態はどのようになっているのか市長にお伺いす

るものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

療養病床につきましては、今、議員からおっしゃっていただいたとおりでありまして、我々はこの医療再編の際に、大和病院にありました38床、城内診療所にありました4床、これを全て削減をして、42床を削減したところであります。その代替えといえますか、それらを補完するというので、魚沼市の、今度は市立になりますけれども、小出病院のほうに療養病床44床を開床するというので——開床というのはあけるということですね、設置するというので合意がなってきたわけでありまして、この小出病院のほうの44床が、いまだ、まだ体制が整わないということで、開設には至っていないという現状であります。非常に我々も憂慮と同時にちょっとやはりおかしいのではないですかということ、若干は申し上げるところであります。理由は、医師、看護師の確保ができていないということが、確か一番の理由だと思うのですけれども。

十日町地域におきましても、これは新聞等でご存じだと思いますけれども、医療の療養病床の廃止と休床、これは確か津南と中条病院だったと思うのですが、こういうことで非常に厳しい状況であります。

我々は、約束どおりに一日も早くこの小出病院の44床をきちんと開設してもらうように働きかけるという以外に、今のところ手だては持ち合わせておりませんが、その中でこの療養病床にも行けない、自宅にも帰れないというような方たちがいることはわかっております。あちこちの施設、県内外を含めてこちらのほうにお願いをして、今やっているところであります。何とか難民的な状況は免れているわけでありましてけれども、これがちょっと長く続くようになると、まさに療養病床難民が出てくる恐れがあるということでもあります。

これは基幹病院、あるいは市民病院、そして大和病院も含めて、こうなったときの緊急措置的なことをやっぱりちょっと考えておかなければならないという思いではありますが、いずれにしても小出病院があけるといって、我々はその計画ですときて4月1日からあく予定だったわけですので、ここをまずきちんとあけてもらうということに、全力を尽くしたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

市長にこんな質問をするのも本当に大変恐縮で、私たちの市民病院もお金を投資した中で、約束どおり私たちはじっとやってきたわけでありましてけれども、他の自治体でこういう現実が起きている。例えば小出病院もいつごろできるのだろう。堀之内病院の先生がどうも違みたいだと。そういう話も具体的に聞いております。いつになるかわからない。これでじゃあ、私たち市民はそれをただ待つだけでいいのだろうかという部分があります。

例えば十日町地域においても上村病院は、60床をなくしました。津南病院も2月に52床をなくしました。中条病院は3月に43床なくしました。じゃあ、この人たちをどうするのだ

ということであります。一生懸命、最後の頑張ってきて、なりたくてもならない、できない本当にそういう状況。家族に本当は在宅医療、在宅介護で済めばいいのだけれども、現実なかなかそういうマンパワー不足等いろいろ重なってできない。じゃあ、どうすればいいのかということなのです。その方向は、じゃあ、誰が示してくれるんですかということなのです。県との連絡体制、県がこういうふうに出して一生懸命やっているわけですが、じゃあ、誰がどうやって進めているのですかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

やはりこの問題のいわゆる発点ですね、始まりは、国のほうが平成29年度には介護療養病床を廃止しますと、ここの打ち出しから始まっているわけでありまして、これが全然そのとおりに進んでいない。国のほうは削減しようということをやっているのかもしれませんが、そこがなかなか現実的じゃないという部分。今やはり、また新たに見直す中で、残すべきではないかという意見も出ているなんていうちょっと無責任なことを、国のほうは言っているわけです。そこが1つ。

それから、我々はそういう方針の中で、当然ですけれども県、南魚沼、魚沼、そして当然、十日町も含めた中で、この地域の医療体制を構築してきたわけでありまして、そこで、この部分ができないとか、あの部分ができないだとか、それを結局これは県が主導ではあります。しかし、県が主導、県が主導とって、当事者が安穩としていられては、私たちは困るわけでありまして。これはやはりちょっと強く申し上げてきているところではあります、いかにせん施設の整備ということではなくて、人的な問題でありまして、そう簡単に解決はできない。

本当に、ですので、そのことがある程度長期化するなんていうことになりましたと、さっき申し上げましたように、いわゆる赤字覚悟の中でそういう皆さん方を、南魚沼の人間に限ってですけれども、南魚沼市のほうで受け入れる体制を臨時的にも取らなければならないというような思いはあります。しかし、その場合の差額負担を当然、県であるか、あるいはその当事者の市町村であるか、これは別ですけれども、きちんとやらなければなりませんから。約束したことを守らないでいて、私は知りませんという話じゃこれは本当に困るわけでありまして、それらちょっと硬軟織りませながら、これからの対策は考えていきたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

私は今まであおるような質問は、1回もしてきませんでした。また本当につのるような質問は、私はできるだけしたくないというふうにならざるを得ないと思ってきましたけれども、まさに今、現実を見たときに、本当にやっぱり市民はどのように感じているのだろうか。高齢者がどんどん増えてきている。医療も一般病床の部分は手を挙げたがるのです。急性期の重度

患者向けの急性期は、みんな手を挙げたがるのです。我が市ではリハビリ患者向けの回復期というものもしております。ですけれども、長期療養の慢性期に対するところは、なかなか誰も手を挙げたがらない。それは今、市長も言ったように、金額が違うからだというふうにいわれています。

だけれども、私が視察をした中で、岐阜県だとかというところで聞いたのは、やはり逆に、今、医療というものは、どんどん人口が減っておりますので、これからは逆に少なくなってくる。だけれども、慢性の部分は、どんどんこれから増えてくるだろうとあって、岐阜県の自治体で黒字を出しているところに視察に行ってきたら、やはり療養病床がきちっとしているからこそ、我が市は——我が町でしたけれども、体制が黒字になってきているという、そういうことを病院の院長先生からお聞きしました。

私はこれからを考えたときに、やはりこの部分をどうしても手がいかなければいけない。みんながいいところだけじゃなくて、やっぱりしていかなければいけない。県だってやっぱり——こんなことを市長に言っても困るのだけれども、県も約束したのだからどうするかということを、やっぱりもう一度みんな編成して進めなければいけないわけですがけれども、そういうところがどうもみえない。何とかなるんじゃないか。

何とかならないわけですし、現実には群馬県の武尊さんという名前がどんどん、どんどん出てきております。今、認知症の方が増えてきて、これからどんどん長期化するような人が増えてきております。やっぱり私はもう一度、県を一生懸命に巻き込んで、何を言っているのだと叫びたいのですよ、はっきり言って。やっぱり地域医療は、自分たちが一生懸命しているわけですから、いっぱいみんなしてもう一度、編成を考え、地域連携等を考える、医療の福祉を考えるとということを、もう一度私はしなければいけないと思いますが、市長、最後お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

先ほど申し上げましたように、我々がこれを黙って見ているということではないわけでありますので、県もそうですし、当事者たる市も当然でありますけれども、もったきちんと対応してもらわなければ、我々としてはいかんともしがたい部分であります。最終的にもう全然頼りも何もだめだと、最後はもう見通しがつかないということであれば、我々は我々なりに非常手段を考える。考えるに当たっては当然、補償も含めた部分をきちんとやってもらう、こういうことでなければならぬと思っておりますので、そういう行動を——今、若干の話はしておりますけれども、きちんとしてやっていかなければならぬという思いであります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

私は心配したのに、この質問をするに当たりまして——あえて言わせていただきます——例えば今、県外に行かれているそういう人たちはどのくらい実際いますかと言ったら、わかりませんと言いました……（「それは調べてある」と叫ぶ者あり）私は担当者の方には言って

ありますので、もしわかっていたら。私は直前に通告に書いてありませんでしたけれども、言ってありましたので、もしその数字等がわかりましたら、お聞かせいただきたいと思ます。

○議 長 市長。

○市 長 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

わかりませんと言ったのですか。ちゃんどこへ資料として出ているのですけれども、市外入所施設の利用状況であります、特養ホームでは市外で県内・県外含めて36名。それから介護型の療養施設ではこれも県内・県外——県内はさくら病院とか、湯沢の湯沢病院とかであります、これが合計18名。介護老人保健施設これは清流苑、ここに19名。特定施設入居者生活介護、これは先ほど議員がおっしゃいましたベルジ武尊ですか、これらも含めて40名。県内で73名、県外で40名、計113名。この数値がきちんと出ておりますが、知らないなんていうことは言うはずがないと思うのですけれども、それはちょっと別にしてこういう数字であります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 魚沼地域における療養病床の計画と実態について

私の質問の仕方が悪かったので、担当者はそのような形になったのかもしれませんが。私はこれからこういう実態の中では、やはり介護と医療の連携が大事になってくるというふうに思っているのであります。目の前の困っている一人の人をどうするかという、そういう観点に立たないと、なかなか現実には進みません。本当に市民の人がどんな思いで生活をされているか。そういうことをしたとき、市長のお話で掌握した中でこれから進めていくということですので、私はぜひ。市長がいつも地域完結型とおっしゃっていました。市長が今議会をもって勇退をするという発言がありました……（「今議会じゃないぞ」と叫ぶ者あり）私は勇退だと思っているのですけれども、そういうありましたものですから、多分、自分自身の思いというものがすごくやっぱりあると思うのです。ぜひ、そういう部分に關しまして、市長のさらなる推進役を期待して、この部分は時間になりましたので次の部分に移らせていただきたいと思いますと思っております。

3 犬猫殺処分ゼロに向けた当市の進捗状況について

最後の3点目であります。ちょっとがらっと変えまして、犬猫殺処分ゼロに向けた当市の進捗状況についてお伺いさせていただくわけでございますけれども、私もこの平成26年9月議会で、同様の質問をさせていただきました。ご承知のとおりであります。今、県はやっと補助金を制定して推進をしている中で、かなり成果も出てきているようでございますけれども、当市の現状と進捗状況等を伺うとともに、犬猫殺処分ゼロに向けた支援策、この前は当市においてはまだ実態は掌握されていないということをおっしゃっていましたが、その後の経過等をお聞きするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 犬猫殺処分ゼロに向けた当市の進捗状況について

登壇します。中沢議員のこの犬猫処分の部分でお答え申し上げます。

県内の平成 26 年度犬猫殺処分の状況であります。犬が致死処分 44 頭、収容数に対し処分率は 8.2%、全国平均の 40.8%に比べてかなり低い数値であります。猫は平成 26 年度までに 2,000 頭以上、約 7 割が致死処分となっておりますけれども、平成 27 年度の速報値では 1,159 頭で約 5 割というふう大幅に減少しているところであります。県の「殺処分数ゼロ」に向けた取り組みが、着実に功を奏しているのだらうと思っております。

南魚沼保健所管内でありますけれども、平成 26 年度におきまして犬が収容数 18 頭、これに対しまして致死処分はなし、ゼロであります。猫は収容数 76 頭に対しまして、致死処分 44 頭でありまして、どちらかといえば猫のほうが深刻な状況であります。なかなか飼い主が最後まで責任を持って面倒をみるということができていない部分だと思っております。それから中には、不妊去勢手術などの繁殖制限をしないで繁殖を繰り返した結果、飼い切れずに収容を依頼すると、こういうケースも後を絶たないということでもあります。

収容数の約 6 割が迷子猫なのでありまして、飼い主への返還率は 0.3%と、全くほとんど帰っていない、飼い主がわかっていないということです。この対策といたしまして、猫にも飼い主がわかるように首輪をつけて飼うということがごく普通の飼い方になるように、県と連携して普及啓発を推進していくことが大事だらうと思っております。

県は今年度、繁殖対策の一環といたしまして、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫であります。この不妊去勢手術費用の一部を補助する事業を始めました。飼い猫は対象外であります。この事業は、野良猫を捕まえて動物病院に連れて行って手術をし、手術費用これはオスが 1 万 2,000 円相当、メスは妊娠の有無で 2 万 3,000 円から 2 万 6,000 円相当だそうであります。これを捕まえた人、あるいは団体が負担して、その費用の一部を補助するということでもあります。この費用補助は、オスが 5,000 円、メスが 1 万円ということでもあります。さらに手術後は、もとい場所に戻すことが要件でありまして、この地域の住民の理解が当然必要であります。今現在、南魚沼保健所管内の申請件数は 1 件ということでもあります。

また、県内の一部の動物愛護団体でも、助成条件はちょっと違いますけれども、手術費用の一部、3,000 円から 1 万円を補助しているところもあるようでありまして、殺処分数を減らすには、まずは施設への収容数を減らすこと、これが一番大事であります。当面は、適正な飼い方、あるいは管理を普及啓発していくことが重要でありましようし、それ以上になかなか確かな手が打てないという部分もあろうかと思っておりますけれども、要は飼う方の意識ここに大きな問題があるわけでありまして、この普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 犬猫殺処分ゼロに向けた当市の進捗状況について

ちょっと 12 時を過ぎまして、申しわけございませんけれども、すぐ終わりますのでお許しいただきたいと思っております。私はやっぱり今、数字を見せていただきますと、かなりこの一、二年で進んでいるというふう感じております。ぜひ、この勢いをさらに進めるためにも一

一県の助成等もありますが、予算的にはそんなに多くありません。市だってそんなに多額な資金の援助をしなくても、これだけ変化するわけでありまして。この私たちの地域にもボランティアとかそういうもので、すごく今、一生懸命頑張っている団体等もおいでになるわけでありまして。愛護団体等もおられるわけでありましてので、ぜひ、こういう部分に何らかの支援策はできないのか。やっぱりどこの自治体も今、考え始めてきているのではないかなというふうに、私は推測するわけでございます。

殺処分を減らすことも大事ですけれども、やはり保護した犬をしっかりとケアして、また譲渡の活動の仕方、この体制というものも後押ししていく。なかなか行政が先頭に立ってこういう部分ではできないと私は思っていますので、やはりそういう団体さん等に少しなりの支援ができれば、また大きな部分で私はなるのではないかなというふうを感じるわけですが、その点、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 3 犬猫殺処分ゼロに向けた当市の進捗状況について

いろいろの方法があることはあるのしょうけれども、なかなか徹底もできない部分だろうと思っております。その動物愛護も含めた団体関係の皆さん方と、どういうことが必要なのか、そこらも含めて、私たちもきちんとした意識を持ちながら。今ここで、その支援をしますとか、しませんとかということは申し上げられませんが、まずその実態も含めて、いろいろ行政としても相談に乗るべきところは相談に乗っていかねばならないと思っております。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 犬猫殺処分ゼロに向けた当市の進捗状況について

お金の部分だけではなくて、今、市長がおっしゃったように、行政も一緒になってしてくれているそういう部分が、私はそういう団体の皆さんに関しても、すごく心強くなると思っております。ぜひ、連携をした中でどうしたら殺処分ゼロに近づけるのか、また、するためにも我が市からなくするためにも、ぜひ、ご尽力をいただきたいと思っております。税金は動物を殺すために使うのではなくして、救うためにやはり使っていただきたいと、最後にお願いで質問を終わらせていただきます。以上であります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開時刻は1時20分といたします。

[午前12時03分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 なお、浦佐小学校より写真撮影の許可願が出ておりますので、これを許します。なお、田村眞一議員、中沢俊一議員より、資料配付願が出ております。お手元に配付をしておきましたのでお願いいたします。

○議 長 質問順位3番、議席番号4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 傍聴の皆様、ご苦労さまです。もっと来ると思っていたのですが、6

月 12 日、日曜日ではありますが、南魚沼グルメマラソン第 7 回が開催されました。県内外より 5,000 人というランナーが、当地に来ていただきました。そして、南魚沼産コシヒカリのご飯を 30 俵も炊いて準備をして、おいしいコシヒカリを堪能していただいたのかなと思っています。

1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

それでは、通告に従いまして質問に入ります。今回の私の質問は 2 項目であります。若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は、と題して、演壇より質問をいたします。

今定例会の市長の所信表明の中で、地方創生関連事業推進のため、今年度から総務部へ地方創生推進室が創設され、南魚沼版 C C R C 構想をはじめ、移住・定住促進、人口減少問題に総合的に取り組んでいくとし、今年度を地方創生実行の年と位置づけ、地方へ新しい人の流れや、産業と雇用を創出する事業展開を推進していくと述べられました。大いに期待するところでもあります。

地方創生事業として、南魚沼版 C C R C 構想については、市政懇談会のテーマの 1 つとして、情報が提供されていますが、あまりにも市民に関心がないのか、私が行った会場では、市の職員が多く、一般市民が少ないようでした。私自身も市民にこの C C R C について、市政だより等で人口減少問題、雇用問題等を含め、何もしないわけにはいかないということで、周知に努めていますが、中には高齢者のみの移住・定住に力を入れていると誤解を持っている市民もいると聞いています。

市が取り組んでいます「南魚沼ダンスセブン」による移住プロモーション動画や、若者定住促進ライフスタイルマガジン「L I F E i n」は、定住促進の取り組みの目玉でしょうか。「L I F E i n」については 2014 年 12 月から、現在 4 号が発行されております。市のウェブサイトでもみることができます。U ターンや I ターンで実際に定住している若者の暮らしや、市の魅力、情報をコンパクトに紹介していて、とてもよいと思います。私も何部か東京、大阪の米の販売先に一緒に送付しています。ですが、今回の市政懇談会の資料のほか、「L I F E i n」の冊子が配布されました。これについては、あらかじめ計画された配布だったのか、余っているので配布されたのか、どのような反響と成果が出ているのか、少し疑問にも感じました。

南魚沼市が目指すべき将来の方向には、若年層を中心とした転入を拡大し、転出を抑制できる地域づくりに取り組むことの必要性を示しています。若者や中山間地域の活性化に特化した地方創生関連事業について、もっと市民に具体策を示していかなければと考えます。C C R C 構想、グローバル I T 南魚沼に引き続き、市長が次に打ち出す矢はあるのかを含め、以下の 4 点について伺います。

1 点目です。この若者定住促進ライフスタイルマガジン「L I F E i n」の成果と今後について伺います。

2 点目、若者や子育て世代の移住促進策は、について伺います。

3 点目であります。中山間地域の活性化を目的とした移住定住促進と、空き家バンクの取

り組みについて伺います。

最後4点目ですが、この井口市長が地方創生関連、C C R C 関連事業の取り組みについて、次期市長にどう継承していくかについて伺います。

以上、演壇で第1項目目の質問とさせていただきます。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 傍聴の皆さん、大変ご苦労さまです。議員がおっしゃるので、私が言わないというわけにはいきませんので、大変ご苦労さまです。

1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

清塚議員のご質問にお答え申し上げますが、最初、最後にお伺いをした大項目と申しますか、前段の中でお伺いした、次に打ち出す矢はあるのかと、こういうことでありますが、今、私が次に打ち出す矢というものが、もし、あったとして、それはやはりあったとしても、私の口からは申し上げるべきではないことでありまして、次期市長になれる方が自分の考えの中で、そして信念に基づいてあるとすれば打ち出すべきものだろうと思っております。

今現在、今、議員からおっしゃっていただきましたC C R Cもあれば、I Tパークもあればということでもありますけれども、そのほかにも若干、初日の所信表明の中で申し上げましたが、観光やスポーツ、そういう面で若者から移住定住も含め、また交流人口も含めて、大勢の方からここにおいでいただくということで、ハーフパイプ、モンスターパイプとか、そのトレーニング施設とか、あるいはスケートボードパークとか、そういうものはもう既に打ち出しております、現実になろうとしているところでもありますので、これ以上の矢を、あったとしても、もう刀折れ矢尽きたのかもわかりませんが。それは別にいたしまして、安倍総理みたいに次々に矢を打ち出した、どうもひよろひよろ玉でなかなか当たらないとか、もっとエンジンを吹かすとかという話は、私にはできないし、するべきではないということだろうと思っておりますので、それはひとつご理解を賜りたいと思っております。

それでは、ライフスタイルマガジン「L I F E i n」の成果と今後であります。地方創生推進室を設置して、また実行の年というふうな位置づけた部分については、そのとおりであります。ライフスタイルマガジンの「L I F E i n」、この成果と今後についてでありますけれども、余っているから皆さんに配ったということではありません。それはまず最初にお答え申し上げておきます。

これは平成25年度に、ご承知のように人口減少問題プロジェクトチームの施策提案で採択されたものでありまして、これが「呼び戻せ！隠れ南魚沼市民」こういうことでの提案内容であります。Uターン者向けウェブサイトの設置・運営に、「南魚沼で暮らす」ライフスタイル提案の発信、これを融合させてきたものであります。

平成26年12月にウェブサイトを開設いたしまして、冊子についても現在まで年2冊ずつ、計4冊を発刊しているところでもあります。この4月にはツイッターも開設いたしまして、既設のフェイスブックとあわせて、より多くの若者の目に触れるよう情報発信しております。

若年層からは大変評判がよくて「店舗に置きたいのでください」という声も多く聞かれています。残念ながら実際に今、これをきっかけにして移住されたという方の把握はしていませんが、潜在的に若者の定住のきっかけになると考えております。

今年度も夏と冬の2回発刊を予定しております、新たにメールマガジンも作成して、南魚沼市へのUターン、あるいは移住を考えている方、進学・就職等で南魚沼市を離れている方に随時市の情報を発信いたしたいと思っております。これに加えまして、若者のお試し居住も始めようと思っております、他の移住促進事業と連動性を持たせながら、より多くの若者の定住促進につながるよう努めてまいりたいと思っております。

2番目の、若者・子育て世代の移住・定住促進策であります。今年度、新規事業といたしまして、U・Iターン促進住宅支援事業、移住促進イベント開催事業、移住体験ツアー実施事業、民間団体との協働によります移住定住促進事業、これを実施させていただきたいと思っております。

U・Iターン促進住宅支援事業は、南魚沼市内にU・Iターンし就職する40歳未満の方が、賃貸住宅に入居する場合に、家賃及び契約にかかる費用の一部を補助するものであります。家賃につきましては上限3万円で、月額2分の1以内、これを2か年、契約にかかる礼金、それから不動産引取手数料及び家賃支払保証料、これに関しましては補助率3分の2で上限12万円まで補助しようということであります。

移住者の受入体制整備事業として実施いたします移住促進イベント開催事業は、グローバルITパークやCCRCの構想推進に合わせて、IT分野や農業分野において、当市で働く若者移住者を募るため、首都圏において移住促進PR、あるいは南魚沼移住についてのワークショップを開催するものであります。また、移住体験ツアー実施事業は、ワークショップ後に、先ほど触れました市でお試し居住を行っていただくという事業であります。

お試し居住者あるいは移住希望者、移住者のサポート、フォローアップを行うために昨年末に市内の移住経験者で組織された移住促進協議会と協働いたします、民間団体との協働による移住定住促進事業も進めてまいりたいと思っております。

いずれの事業も先の補正予算で決定いただいたものであります、新潟県の移住者受入体制支援モデル事業として採択をされております。これは昨日の補正予算の中でも触れております。これらを含めて南魚沼市グローバル人材定住促進事業として、首都圏において事業を実施してまいります。

しかしながら、子育て世代に対します移住・定住支援策は既存の制度があるというのみで、今後一層の拡大充実が必要であろうと思っております。移住・定住が一時的なものとならないように、国県等の動向も当然ですが注視しながら、今後さらに情報発信、支援制度・体制の強化を検討してまいりたいと思っております。

3番目の中山間地域の活性化、目的ということでもあります。空き家バンク。中山間地の活性化を目的とした移住定住の取り組みにつきましては、既に辻又地区におきまして地域おこし協力隊が地元の方々と連携し、移住を視野に入れた地域活動を行っております。しかし、

この移住定住促進に当たりましては、その地域とのマッチングが必要であります。地域の受け入れに対します合意形成も重要でありますし、行政以上に受け入れる地域住民の理解、心構え、意識向上、これを向上させる、図ることが前提となってくることはもうご承知のとおりであります。双方の思いが整うことが、その地域の活性化にとって不可欠ということでもあります。移住者を受け入れるための心構えといった研修をあわせて進めなければならないと思っております。

また、空き家バンクにつきましては、その必要性を十分感じております。空き家対策は防災、防犯、衛生面あるいは景観の悪化、こういう特定空き家等としての対処と、空き家を定住促進に向け、利活用していくという2つのこの側面があることから、庁内でも断片的に南魚沼市空き家対策プロジェクトチームを昨年11月20日に設置をいたしました。この中で、今現在、住宅リフォーム事業の申請を受けつけて、採択をさせていただいて、該当される方には補助金の交付決定をしているところであります。その中で、四、五件ですね。ここに移住・定住を約束して、空き家であるか何かは私はわかりませんが、家屋の改修をする、それを条件で補助をしている、補助を約束したという部分が確か四、五件あったように思っております。

ですので、その方々がどこからおいでになったのかとか、どうということはちょっとわかりませんが、ここにきちんと南魚沼市内に市民として定住をして、そしてリフォームを実施して、そこに住んでいくということでありまして、そういう成果か何かはわかりませんが、今までになかったことでありますので、そういう部分も出ているのだと思っております。

南魚沼市の空き家対策計画の策定と並行して対処する制度の創設に向けて取り組んでいるところでありますけれども、6月6日の日本経済新聞で報じられておりますように、国交省におきまして、各自治体が個別に運営している空き家バンクの情報一元化を進めるという情報もございます。今後はこの状況もみながら、空き家情報の整備と提供のための準備を進めてまいりたいと思っております。

私がこの地方創生関連の取り組みについて次期市長にどう継承するかということでありまして、CCRC、あるいはグローバルITパーク、このことは現在ようやく具体的な取り組みが始まったところであります。CCRC構想につきましては、第1期が平成31年度まで、これは200戸400人の部分ですけれどもそのうちのまた50戸分。それから、グローバルITパークについてはあと十数年続く構想でありますので、まちづくりと歩を合わせた中で発展していくものだというふうに考えております。

また、人口減少問題の対応、あるいは移住・定住促進も含めた地方創生関連の取り組みも本格的に検討が始まったのが、皆さんご承知のようにここ数年であります。市民の期待に応えるような成果を得るには、まだ1年、2年でぽんと出てくるものではないと思っております。

そういうことも含めまして、次期市長におかれましては、全国的な社会傾向、あるいは経

済状況、これらを踏まえていただきながらも、ご自身の展望、そして信念を持った中で、これらの諸事業を活用いただき、南魚沼市の発展に取り組んでいただければと願うところがあります。以上であります。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

それでは「L I F E i n」スタイルマガジンの件について質問いたします。なかなか、この冊子を見て移住者等が出てくるというのは、私も難しいとは感じます。全国移住ナビ、市のウェブサイト等で若者の定住促進という形で入っていくのですが、やはり1,700からある自治体が全部同じ思いで取り組んでいます。

前段にもちょっとお話しました、南魚沼ダンスセブンによる移住プロモーション動画ですが、これは全国の中ではアクセス数というか、ポイントからいって南魚沼市は79番目だそうです。1番目につきましては徳島県の阿南市といたしましたか、1万7,000ポイントもあるような、かなり多くの自治体に取り組んでいる中で、南魚沼市が独自のアピールをするのは非常に難しい。確かにウェブサイト、ツイッター、フェイスブック等も大変よくできていると思います。そういう中で、このライフスタイルマガジンが、どれくらいの部数を1回で発行しているのかと、配布地域を、県外にどのような形で配布というか取り組んでいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

それにつきましては、特命部長のほうで答弁しますので、よろしくお願い致します。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

「L I F E i n」の印刷、それから配布先等のご質問でございますので、数字的な部分を私のほうからお答え申し上げます。製作のほうは1万部ということでございまして、現在のところ約8,000を都内の大学、あと市内の大学もございまして。これは国際大学、それから北里大学保健衛生専門学院のほう、今回のV o l . 4につきましては、記事にも入っておりますので、特に重点的に配布をさせていただいているということでございます。このほか、県の東京事務所、それから交流都市の窓口等にも配置いただいているというような状況でございます。以上です。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

冊子1万部ということですが、今、そういうウェブサイトというものが普及している中で、ウェブサイトの中ではそのライフスタイルマガジンが、そのまま全てみられるような環境になっていると思います。やはり、今後もこのマガジンが多くの皆さんに興味を持ってもらえるように、努力していただければと思っています。

続きまして2番目の若者、子育て世代の移住・定住促進策についてですが、やはり1番目

でも触れましたが、ありきたりの支援策、南魚沼市では子どもの医療費とかは4歳まで免除とか、かなりアピールできるものはあると思いますが、もっと、何ていいますか、若者や子育て支援の若い人たちが興味を持てる——市は幅広くやって、全て全般的にやられているので、それはすごく評価するのですが、もし、私が移住しようと思ったときには、目玉はこれだというのがないように少し感じているので、本当に若者、子育て世代に、「これは」とアピールするのはどれだと市長は感じておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

簡単に申し上げますと、経済的な支援策のみで、目玉をつくるつもりはありません。例えば、お子さんを1人産んでいただいたら、全国どこにでも一般的に100万円とか何とかという部分はあります。それで1,000万円出すとか、そういうことは私はするつもりはありません。私はですよ。当然、支援的な部分、医療費だとかそういうものはある意味必要でしょうけれども、これも並はずれて、もうお子さんを産んでから大学を出すまで、一切お金はかかりません、なんていうことをやって、移住定住を進めようとは思っておりません。

そういうことで引かれてくる皆さんは、それが終われば、そのことだけですから、必ずまたどこかに離れていくということは、私は当然発生してくるものだと思っております。やはりこの地に住んで、きちんとした職場があって、そして適度な子育て支援制度、あるいは若者の楽しめるような施設もあると、こういうことだろうと思います。そうなりますと、やはりグローバルITパーク等によります雇用の場、しかも最先端のそういう部分、あるいはメディカルタウン構想の中に織り込んでおります研究施設とか、そういう分野できちんとした雇用、やりたい仕事がやれると、そこが私は一番だろうと思っております。

農業にしても同じであります。あるいは観光面にしても、やはり観光関連の産業につきたいという若い皆さん方は大勢いらっしゃるわけです。そこでどういういい職場が、職が確保されるかということだろうと思っております。そういう面では例えば、小野塚彩那さんに全て頼るわけではありませんけれども、そういう指導者だとか、あるいはその資格、インストラクター的な資格を生かした職がきちんと確保されるとか、やはりこれは幅広くやらないと、特定の部分に絞ってはだめだろうと思っております。そういうことで、南魚沼市の特徴的な部分については、私はそういうものだろうと思っている。

ただ、これは東京に行けば大体何でもありますね、東京に行けば。ですから、本当に住んで、暮らしてどうだという部分が、その裏づけとしてなければ、ただただ、いい職場があるから、東京砂漠なんていわれるようなそういう中でも暮らしているという人もいますわけです。ここは非常に我々にとっては、自然の豊かさとか、あるいは人情とか、そういう部分というのが大きな強みだろうと思っておりますので、そういうことを複合的に織りまぜながらやっていくということでもあります。1つの部分でこれは、という目玉は特に発生はしないだろうと思っております。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

既存の施策が多く、幅広い選択肢も必要だという中で、若者が雇用環境とか——C C R C 構想やグローバル I T パーク、またスケートボード施設とかハーフパイプ、いろいろとまた魅力があると思います。ぜひ、若者、子育て世代が興味を持てるように、今後も定住促進に向けての施策に取り組んでいただきたいと思います。

3点目の中山間地域の活性化を目的とした移住定住促進と空き家バンクについてであります。やはりC C R C構想につきましては、今は限定的といいますか、歩いて買い物から病院、公共施設等に行けるという視野で考えられていると思います。南魚沼市の塩沢地域、六日町地域、また後山とか栃窪の市民の皆さんからみた場合、もうちょっと地方にも活性化を目的とした移住定住促進をやっていただきたいと思っている人が多いと思います。

例えば、後山地域は空き家が何軒か出てきています。そういう空き家を利用した中で、どうでも交通やお店が近くなかったって、里山に憧れているような移住者もいると思います。そして、特認校の後山小学校、栃窪小学校の学校の良さと、地域をアピールした取り組みをされているところがあります。そういう中で市としても空き家を有効利用して移住体験等ができたり、また中山間地域に移住定住が進んでいけるような取り組みを、市長はどう考えておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

この冒頭で申し上げましたように、そういうことも含めながら、今年度といいますか、辻又地区に地域おこし協力隊2名を、これは総務省の関係の補助事業でありますけれども、配置をさせていただいたわけであります。今、辻又地区にこの2人が住みたいということですが、空き家というかがないのですね、提供できる部分が。別の地域に住んで、通っているわけでありまして、ここがまだもうひとつ若干の問題点であろうと思っております。

当然、地域を特定するものではありませんけれども、市内のどこであっても、そういうところとてにかく暮らしたいという人たちは、受け入れもやりますし、できる支援はやっていこうと思っております。ただ、全体的にその空き家だけを前面に出して、さあ、どうぞ皆さん、空き家バンクを利用して移住してくださいというのは、これからの事業であります。当然それを全くやらないということではありませんが、今はC C R Cという部分についてが大きく特徴的な部分であって、これはやはり議員はご承知かと思っておりますけれども、これだって270 ぐらいですかの自治体が取組もう、取組みたいと言っている。それは、その中で先頭をまず走らなければ、なかなか後追い、あるいは皆さんと横並びというのは、非常に難しいことですので、今は全国で先陣を切っていると私は自負しておりますけれども、そういうアピールの仕方も必要だと思っております。

なお、先ほど住宅リフォームのことで、非常に私もすごくうれしかったのですが、とんでもないことではないですが、ちょっと期待が外れまして、ことしの四、五件は市内転居だそうであります。私は市外からここに来るといふように、自分で勝手に想像していたも

のですから。市内で、例えば私が今住んでいる家でなくて、別の家を改造してそこに住みたいと、こういうことだそうでありまして、大変期待を持たせて失礼をいたしました。その以前のことはなかなかわかっていません。ことし初めてこれは出てきましたので、そういう確約済みとかそういうものが出てきましたので先ほど申し上げましたが、やや勇み足的な私の発言でありました。市内転居の方ということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

3点目と4点目、ちょっと重複するかもわかりませんが、井口市長は、次期矢はない、と言われました。そして、議会初日に所信の中で、私は種をまいて芽を出すところまでやった、そう言われました。市長、まだ6か月もあります。新しい種をまだこれからまけると思いますが、塩沢とか六日町地域、本当に地域で温度差があると感じています。市長、どうでしょうか。最後に種をまいていただけないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

権兵衛が種まきや、カラスがほじくるといようなものでありまして、種ぐらいは確かに幾らでもまけるのでしょうけれども、なかなか芽が出ないということでもあろうかと思えます。私は今、市政懇談会、塩沢、大和地域が全て終わりました、20日から六日町地域であります。特に塩沢地域のほうでは、あるいは六日町の中でもいろいろな会合の際には、今、進めていますCCRCだとか、グローバルITパークというのは、大和の浦佐地区が今はこれから始めます。しかし、このことは、全ての地域に拡充していくつもりです。ですから、この状況を若干見据えながら、塩沢の、例えばですよ、塩沢地域のマンションの利用、これらも今はもう想定に入れているところであります。

それから、六日町地域でも同じでありまして、ある資源がある、あるいはこういうことがある。例えば浦佐に来なければ絶対にだめだという方ばかりではないわけでありますので、旧六日町の法音寺に住みたいとか、そういう人だっているかもわかりません。しかし、集団的に、ある程度のコミュニティーを持つ中で受け入れるという部分については、今、浦佐のこのCCRC構想が、まさにこれは試験的といいますか、モデルになっていくわけです。それをではどこに、この市内全域にどう拡散していきけるのか、これはもう本当に大きな課題だと思っております。私も残された期間をただ便々と過ごすわけではなくて——新しい種がまけるかどうかは別にして。ただ、今や退陣を表明している者が、新たな施策をどんどん打ち出すという時期ではない。次期の市長がそんなのは知らないよと、それで終わりですから。市民の皆さんに大変な迷惑をかけますので、私が新たな施策を出さなくても、示唆はしなければならない、示唆は。それを継承するか否かは別でありますけれども。

ですので、CCRCもグローバルITパークも、これは本当に申し上げておきますけれども、浦佐に限っているものではなくて、どんどんとこれを広げていかなければ、本来の移住・

定住促進にはならないわけであります。人口減少を食い止めるための施策には、400人や600人来ていただいたから、それで人口減少がとまるなんていうものではありませんから。それに関する産業も大きく育てるには、もっともっと大勢の皆さん方からここにおいでいただくということが前提でありますので、そういうことで考えている。ただ、具体的な場所とか規模とかということは、まだ打ち出せないでおりますけれども、十分それを考えながらやっていかなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

1項目、4点目の最後の質問になります。このCCRC関連事業は、まだ議員の中にも温度差があるかもわかりません。私としてはやはりこれを成功させて、弾みをつけて、南魚沼市の将来の発展につなげることを切に希望するわけです。

先ほど市長が場所についてということに触れられましたが、大和地域の中には最初に示された場所については、かなり抵抗があると認識しております。市長は場所については、まだ明言は当然できないと思いますが、市長はどんなような考えを持っておられますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 若者や中山間地域に特化した地方創生関連事業は

どこの旧町に参りましても、その旧町で持っておりました思い、あるいは希望といいますか、そういうものがあるわけであります。今、あそこの第一次の候補地にあげました、市有地を含む周辺ですけれども、お聞きをすところによりますと、私はまだ具体的にそこでは絶対にだめだとかという話は伺っておりませんが、いろいろな話の中では、あそこは文教地区だから、大和のときから文教地区として大事にしてきたと。それをあそこに人を住まわせるとはとんでもないことだというような論調が強いというふうに伺っております。

しかし、これを私は強行しようということではありませんが、文教地区で、今、保育園の子どもが、保育園を住宅地に建てるので大変な思いだと、こういうことがまかりとおる日本になっているのです。坂戸にはちゃんと今の住宅地の中に、まさに住宅地の中に保育園の建設を受け入れて、地域と融合してやっていっているのです。文教地区だから学校以外のはだめだよとか、そういう発想から反対運動、例えば反対者が出るとすれば、これはゆゆしき問題であります。

そこは市有地で大事にしている、今まで文教地区的なこと、そういうことの施設のためにしか使えないなんていう話がありますと、これはおかしい。学校とて永遠にそこにあるということでないわけであります。ただ、思いはわかりますから、我々もその辺はうまく調整をしながらやっていかなければならないということでありまして、決して波風を立てようということではありません。ある方から私が言われたことはそういうことでありましたので、そうだとすれば、どうぞ反対運動でも何でもやってみてくださいということは、ちょっと激論の末に申し上げましたが、そこまでやるつもりはないのだと、ただ思いなのだというお話でありました。それはそれとして受けとめながら、摩擦を極力起こさないように進めていか

なければならないということで、今、考えているところであります。

○議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 市民の健康意識改革にどう取り組む

ちょっと大項目と外れてしまいました。それでは2項目目の質問に入ります。市民の健康意識改革にどう取り組む。アンケート調査によると、南魚沼市民の生活改善に対する取り組みの意欲のなさは、県下ワースト1であると聞きます。市が健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目標とし、生涯を通じて誰もが健やかで、生き生きと暮らせる地域をつくるために、一人一人の取り組みと環境支援が基本と考えます。いきいき市民健康づくり計画、第2次でどう改善できるのか、市民の健康意識改革にどう取り組んでいくかについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康意識改革にどう取り組む

登壇します。清塚議員の2番目のご質問にお答え申し上げますが、通告をいただいた中に、市の保健師からそういう話を聞いたということでありまして、ちょっと衝撃を受けておりますが、この人もある意味、そのくらい一生懸命考えているのだということ強調したいがために、県下ワースト1だというようなことをおっしゃったと思うのです。

そこで、ちょっと具体的に申し上げますけれども、基礎検診問診質問票にあります「生活習慣改善について、保健指導を受ける機会があれば利用しますか」という問いに対しまして、「いいえ」と答えた人の割合が、南魚沼市は県内で一番多かったということでもあります。

これはまず、「保健指導」という言葉に対しまして面倒だ、忙しい、この思いから「いいえ」の選択が多かったというふうに、これは推測されます、間違いなく。一方、同じ質問表の中の「運動や食生活習慣を改善してみようと思いませんか」という問いには、51%の人が「はい」というふうに回答しているのです。そのうち、約6割の人が実際に取り組んでいるのです。健康意識は全く低くはありません。市内の2人に1人以上が生活改善に取り組む、あるいは取り組んでいるということでもあります。多くの人が実際に行動化しようということだと思っております。

特定健診受診率につきましては、平成26年度49.8%で、県平均の41.9%より高い、こういう結果であります。ですので、ある意味、職業意識的な中で、そういう部分だけを捉えておっしゃった言葉——おっしゃったではないな、職員が言ったのだから、言った言葉だと思います。それは全く意味が違うということをご理解いただきたい。

確かに私もよくその問診票を受け取っているのです。前期高齢者を超えていますから。やはり健康指導や保健指導を機会があれば受けますかなんて、自分は全く何ともないと思っただけで受けませんよ。「いいえ」にしますね。何かがあれば、これはちょっと受けなければならないと思いますけれども、今こうしてられるのに、いちいちそんな指導を受ける必要はないという頭がやはり働いてしまうものですから、そこは正直に南魚沼市民が答えたということだと思っておりますので、その正直さを評価していただいて、このことは余り問題にすべきことではないだろうと思っております。

そこで、この市のいきいき市民健康づくり計画、これは平成28年3月から第2次計画であります。一人一人が主役の健康づくり、ライフステージごとの健康づくり、健康づくり支援の環境整備、健康目標の設定と評価の実施、これを4つの基本政策に掲げておきまして、これを実行するということとなりますと、やはり生活改善をしようとする住民意識、これが一番重要でありまして、バックアップする環境整備として地域組織の活動も重要だと思っております。

そういう中で、今年度で5期目を迎えました健康推進員の皆さんが行う地区活動がありまして、これはみずからが研修会で学んだ生活習慣病予防について、保健師とともに地域の実情に合わせた方法を企画、展開していく健康づくり活動であります。地区住民の健康意識の向上に大いに役立っているものだというふうに考えております。

そのほかにも、食生活改善推進員——食推ですね、あるいは筋力づくりサポーター等、健康に大切な食事、運動を支援する組織も活発に活動しているところであります。それから、74歳までの住民健診受診者の中には、全員個別に生活習慣予防のための保健指導、あるいは情報提供を実施しているところであります。

余り言いたくないのですがけれども、喫煙の問題を抱えた人につきましては、今年度から試験的にCOPDという、慢性閉塞性肺疾患の検診を実施して、たばここと慢性閉塞性肺疾患関係を理解しつつ、禁煙に向けた生活改善ができるように支援をしているということでもあります。まだ私のところにはこれはきておりません。

それから、検診結果で腎臓病が疑われる方には、慢性腎臓病等の予防講演会、あるいは毎日多量飲酒者には、アルコール問題講演会へのお誘いをしております。健康づくり、これは何と申しましても、やはりよい生活習慣の継続が大事でありますので、地区、組織の育成と活動を支援しながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、今後市民の健康状態の特性を把握しながら、健康の必要性と正しい知識の普及啓発を一緒に進めるということで、さまざまな視点から多くの市民が自分の健康課題に楽しみながら取り組むことができるという環境整備を図ってまいらなければならないと思っております。

改善取組意欲ありというのが、県平均では33.1%、さっきいったこの部分。そして、南魚沼が18.5%で、胎内市が23.4%というふうに出ております。これは改善意欲があるかないかというような問いかけの中での回答でありますけれども、面倒だから嫌だとか、そういうことでありまして、実際はこの数値はこれはこれとして、健康改善に取り組む意欲がないというふうに私は受け取っておりませんし、これは大方、担当職員の認識も同じでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 市民の健康意識改革にどう取り組む

そういう中で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民の健康意識改革にどう取り組む

こういう席上で、そういう個人的なことを申し上げるということは、私はするつもりはございませんので、喫煙がどうかこうだと、これはこれとしまして。そこで、個人的な名前を挙げながら、あなたはたばこを吸っている、あるいは吸っていないということは、でき得れば議員の発言から削除していただかないと、これはちょっとまずい。私がどなたかを指して例えば「あなた、多量飲酒者だから、酒をやめなさい」なんて、これは問題ですよ。議長がよければ名前を挙げていても結構ですが、これは公開的な議事録からは削除させていただいて。私はそんなことをやって新聞に載りたいとも思っておりませんので、それも含めてこれは私のほうからの要望事項であります。

○議 長 今の件につきまして、4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 市民の健康意識改革にどう取り組む

失礼いたしました。最後のほうは削除させていただくようお願いいたしまして、清塚の質問を終わりにしたいと思います。

○議 長 質問順位4番、議席番号2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 今度こそ、大勢の傍聴者の方々、ありがとうございます。皆さんのような、今後南魚沼市を背負ってくれる方たちが、ずっとこの市に住み続けるように、ここにいるみんなで見守りを振り絞ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

子育て支援策について

発言を許されましたので、通告に従いまして質問させていただきます。子育て支援策についてです。政府は経済政策の柱となる新3本の矢に、子育て支援の充実を据えております。具体的な目標に、希望出生率1.8をあわせて掲げております。全国的には平成27年度の合計特殊出生率が1.46、南魚沼市では平成26年で1.48だということです。まだまだ1.8には届かないのが現状であります。

地方が少子高齢化にあえぐ中、全国から視察が相次いでいる自治体があるそうです。皆さんもご存じの方がいらっしゃるかと思いますけれども、島根県邑南町です。ここは「日本一の子育て村構想」を掲げ、平成23年度から積極的な子育て支援策を打ち出しております。邑南町は平成16年に2つの町と1つの村が合併して誕生しました。しかし、人口はずっと自然減を続け、高齢化率も40%を超えておりました。町の外から子育て世代に来てもらわないと、苦しくなるばかりでした。そこで、邑南町であれば経済的に安心して子育てができると思ってもらえる政策を打ち出すことにしたそうです。

現在の邑南町では、中学校卒業までの医療費と第二子以降の保育料などが全額無料だそうです。これは兄弟が同時に通園していなくても大丈夫です。昨年、メディアにも取り上げら

れ、「出生率 2.65！日本一の子育て村」というタイトルで放送されたようです。2.65 という出生率の高さは、やはり積極的な子育て支援策が功を成している証拠だと思います。

そこで1つ目、我が市でも出生率向上の観点から、今以上に多子世帯への経済的支援が大切だと思われませんが、市長のお考えを伺います。

2つ目は、企業と連携した子育て環境の整備についてです。子育て支援に積極的な企業は、社員のワークライフバランスを実現するために、フレキシブルワークアレンジメントと名づけて、業務上支障がないと会社が認める範囲において、短縮勤務、在宅勤務等の働きやすい環境づくりに取り組んでおります。それと育メン休暇として、子育て世代の男性にも期間限定で有給休暇が与えられる企業もあるそうです。また、妊娠、出産が即退職に結びつかないように、女性が職場復帰しやすい環境づくりを、企業と連携して進めていかなければならないと思います。社員の子育て環境を整えることに積極的な企業には、取り組みによっては、子育て協力助成金を出してもよいと思うのですが、市長のお考えを伺います。

市長の午前の答弁の中でありましたが、理想と現実のはざままで揺れ動く内容かと思いますが、以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 塩川議員の質問にお答え申し上げますが……帰るかな。これから、ようこそいらっしやいましたということをおおと申しておりましたが、傍聴していただきましてありがとうございます。

子育て支援策について

それはそれといたしまして、答弁を申し上げます。全国的には、大体見ますと、そう規模の大きいところではないのですけれども、今、議員がおっしゃったような、相当手厚いといえますか、経済面での支援をしながら、そこに来ていただくということをやっているところがございます。県内では聖籠町ですね。これは圧倒的にその支援策といえますか、これが手厚いわけでありまして。本来自治体の財政力に差がある中で、本来はですよ、その財政力に物をいわせて支援、支援ということでそこに吸収しますと、では財政力の弱いところはどうなのだと。もう町、村として存続していけないということになっていくわけですので、本来このことは国がきちんとやるべきことです。これは市長会の中でも全員がそう言っています。

各自治体に競わせるのではなくて、国がきちんとやるべきだと。そこを今、市長会でもずっと申し上げているところですが、3本の矢とか言いますけれども、なかなかそれは出てこないのです。掛け声は立派であります。私は自民党員ですから、余り批判するという意味ではなくて、掛け声は立派だけれどもなかなか本当の矢が飛んでこないという部分がありまして、ちょっとやはりはがゆい思いであります。

それは別にいたしまして、経済的支援であります。今、我が市での経済的支援ということになりますと、これは全子育て世帯でありましょうけれども、国の中でも児童扶養手当、それから保育料の段階的な無償化、子どもあるいは妊産婦の医療助成、こういう支援を今私ど

もも行っているところでもあります。

医療費助成は、これは別に多子世帯に限定はしておりませんで、子どもは平等だという観点から支援しておりまして、子どもの医療費助成につきましては、妊産婦も含め、ひとり親も含めですけれども、我が市は県内でもこれは手厚い助成だと思っております。それから、児童扶養手当は、平成 28 年 8 月から第 2 子加算、現行 5,000 円が 1 万円です。第 3 子加算、これも 3,000 円も倍額の 6,000 円となるということになります。

今年度から幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みが始まります。年収約 360 万未満相当の世帯につきまして、多子判定におけます年齢制限が撤廃された。それからひとり親世帯、障害者世帯、これらについては第 1 子を半額、第 2 子以降無償ということで、より一層の子育て支援の充実に取り組んでいるところでもあります。経済的支援につきましては、今ほど触れました国県の制度に加えて、市独自の助成で、これが十分だということではありませんけれども、かなり手厚いものだろうというふうに認識をしております。

出生率向上、このために 2 つの壁があるというふうに今では言われております。その 1 つ目が年収 300 万円の壁、20 歳から 30 歳男性の既婚率が、年収 300 万円以上でありますと 25% ですが、300 万円未満だと 10%に届かないということでもあります。晩婚化、晩産化という要因に加えまして、雇用の不安定化これで低所得の人が増え続けて、結婚、出産しにくい状況が出てきているわけでもあります。

2 つ目が第 2 子の壁ということでもあります。1 人目を持つ年齢が上がれば上がるほど、2 人目以降が生まれにくくなる、これはそういうことでもあります。それから男性の長時間労働で、乳幼児を育てております母親の精神的な負担が非常に多くなりまして——身体的にもそうです、もう 1 人子どもを持つ意欲を低下させているというふうに、今いわれているところでもあります。それから、これは我々も気をつけなければならないわけですが——今、気をつけても無理かもわかりませんが、夫が妻の話を聞く心の余裕が持てず、妻も子育てを楽しいと思えなくなる。第 2 子を持つ気持ちもそがれるといわれているということでもあります。これは今、日本全体に蔓延しているというふうに思っております。

働きながら産み育てやすい環境を整える、これが一番でありまして、それはもちろんであります。結局、そこはどうしても雇用環境の改善、そして長時間労働、これを是正して、希望する人が産み育てられる社会の実現に取り組んでいかなければならないと思っております。なかなか容易なことではない。ですので、やはり雇用環境をまず大きく改善することがこのことにも、少子化対策にも大きな貢献をするものだというふうに私は考えております。

そこで、企業と連携した子育て世代の環境整備であります。子育ての環境整備ということになりますと、出産後の保育、教育環境の整備にとまらずに、結婚から出産に至る過程での支援、あるいは住宅、働く環境整備、こういうことを絡めた総合的な支援が必要だと思っております。当然のことながら地域で見守る社会全体の理解と力、これも重要な要素になろうと思っております。

平成 26 年に実施をいたしました市のまちづくりアンケート調査では、雇用が確保されてい

る人は、子育て支援の満足度が高い、という結果が出ております。こういうことから、子育て人口の定着とやはり人口減少対策には、第一に、先ほど触れました、雇用環境が重要であるというふうに思っております。このことを企業や社会全体が理解して応援していく潮流、潮の流れですね、これをつくるのが大切だろうと思っております。

平成 15 年に制定されました「次世代育成対策推進法」この中では、事業主の責務として、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な雇用環境等の整備を行うこと、みずから次世代育成支援対策を実施すべく努めること、国・地方公共団体の施策に協力しなければならないこと、というふうに定められておりますが、この法施行後、市では「次世代育成支援行動計画」レインボープランですね、これを策定して、全庁で子育てに取り組んでおります。

企業との関係機関・団体の力も当然ですがお借りをしながら連携した育成支援に取り組んでいるところであります。企業側におかれましても、この法律の施行を機に、企業内での支援に着手し始めているというふうに認識をしております。さらに今後は企業の工夫に期待をしなければなりませんし、市と企業と、そして関係機関が連携した事業の展開を進めてまいりたいと思っております。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議 長 2 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 子育て支援策について

経済的支援には財政が関係してきますし、今、南魚沼市でも民生費がかなりの比率を占めていると思います。やはり市長がおっしゃるように、雇用環境がまずしっかりしていないと、いくらお金でサポートしても、その後の展望とかが不安であれば、子どもを育てる環境が整うのは難しいのかと思います。

それから、自分の胸に手をあててみると、嫁さんの話を聞いているかどうかというのは、ちょっと足りないとは思っています。私事ですけども、嫁さんも勤めに出ていますので、きょうからいっぱい話を聞こうと思います。あと、企業との連携ですけれども、やはりそうやって動いていただいているというところはわかりました。ただ、もう少しおおっぴらに一般の市民がわかるように市は企業と連携して、皆さんの子育て環境を整えていますというのを、もう少しアピールをしていただければ、南魚沼市ってやはりそういうところは動いてくれているのだな、というのが皆さんにわかると思います。ですので、そこをもう少しアピールしていただきたいと思います。

それから、市町村で財力が異なりますので、今の状態でもかなり手厚いサポートをしていただいているとは思ってはいるのですけれども、またもう少し考える余地があれば、いい方向に持っていただければいいと思います。もう一度、市長、お願いいたします。

○議 長 塩川裕紀君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 子育て支援策について

企業間との連携につきましては、議員がおっしゃるとおりでありますので、もう少し我々も市民の皆さんへの周知といいますか、こういうこともやっているとか、こういう取り組み

を進めているとかということ、具体的に話せる部分があれば、それはきちんとやっていかなければならないと思っております。

今、これも大分社会問題にもなっておりますけれども、今は奨学金の貸与型が日本は主流であります、これを給付型にということでもあります。全員の方がそうだということではないのですが、その奨学金の返済に追われて自己破産までした人がいるとかというような部分も新聞等では報道されているわけでありまして、これを給付型にすべきか否かという議論が、国のほうでも始まっているようでもあります。我々のところも以前から、議員の皆さん方からこれを貸与でなくて給付だとか、そういうふうにはどうかという話もありました。

出産時の部分、それから、子どもを育てるときの医療費や保育料。小中学校に上がれば、学費的なものはほとんどないわけでありまして、今、高校でも無償化部分がちょっと浸透しております。ある程度年収がある方はそうではありませんけれども。

今度は高校、あるいは大学に進む場合の、貧しいから勉強ができない、勉強する機会が失われる、これは本来あってはならないことでもありますから、我々がこの後、心がけるとすれば、保育料の低減等もまだあるかと思いますが、やはりその部分なのだろうと。一説に大学を1人出すのに1,000万以上かかるとかと言われておりますから、これだけ思えば、普通の月給取りはととも2人、3人なんて、3,000万円、5,000万円という金なんて、どこをどうすれば出てくるのだということになるのです。そこの部分をどう行政として改善していけるかというのは、大きな考えるべきことだろうと思っておりますが、これにつきましても、私が今方針を出すということは非常に無理がありますので、次期市長に委ねて、そういうことを一生懸命言う市長になろうという人を応援してやってください。よろしくお願いいたします。

○議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 子育て支援策について

経済的なことで、ものすごい才能を持った方をつぶさないように、みんなでこれからも討論して、知恵を絞ってやっていければと思います。あと、もし新しい市長が決まりましたら、その人にもしっかり声をあげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議 長 休憩いたします。開始時刻は2時40分でございます。

[午後2時23分]

○議 長 休憩を閉じて会議を開きます。

[午後2時40分]

○議 長 質問順位5番、議席番号13番・小澤実君。

○小澤 実君 それでは通告に従いまして一般質問を行います。

農業の振興策について

我が市の基幹産業である農業の振興策ということで、全般にわたり5項目の質問をいたします。まず初めに、当市の販売農家戸数についてですが、平成22年では市内4,240戸の農家戸数でしたが、5年後の調査では3,613戸と15%減少しております。それとは反対に、専業

農家の数につきましては、平成 22 年が 458 戸、それから平成 27 年には 483 戸と 5%増加している状況であります。また、経営耕地面積につきましては、3ヘクタール以上が 368 戸で、平成 22 年に比べ 18%増加しております。3ヘクタール以下の農家につきましては、4,124 戸で、平成 22 年に比べて 17%減少しているという、そういった現状であります。

経営者の大規模化と集落営農化が進んで、徐々に面積が集約されているというのが、まずもってわかる流れでございます。また、新規就農者につきましても、平成 25 年 9 名、26 年 13 名、27 年 8 名と、毎年きちんと新規の方々が農業を志して就業しているというのが現状であります。

そんな中で農産物の売り上げにつきましては、トップはいうまでもなく米であります。JA 魚沼みなみ、JA しおざわさんの販売金額を合わせますと、46 億円ほどであります。この後の資料の数字も、もう全部 2 JA の販売取扱高ということですが、2 番目がキノコ類で 18 億 5,000 万円、次いでスイカの 5 億円、それから酪農、生乳の 2 億 7,000 万円、その次がユリ、シャクヤク、ビオラパンジー、鉢物等で 8,800 万円ほどの売り上げがあります。また、肉関係、畜産物でもって 7,900 万円ほど、それからハウレンソウ 2,300 万円、カリフラワーが 1,150 万円、これらが 1,000 万円以上ということで、そのほかはもう 1,000 万円を超えるものはなく、数百万円から二、三百万円程度であります。

ただ、このほかに市内には 26 の直売所がありまして、大きいところも全部入れまして総売り上げでは 5 億 8,000 万円ほど売り上げがありますが、実際の農産品となりますと、3 億円弱くらいの流れであろうという、そういう結果になっております。

そうした中、今、売り上げの 1,000 万円以上のもの、これらをいかに当市として伸ばすか。また、このほかの品目で有望視されるものがあれば、何かあるか伺うものであります。

2 項目目ですが、南魚沼市広域有機センターの有効活用についてであります。米価の動向、それからスイカの価格帯により、堆肥の売れ方が非常に近年ぶれが出ている状況です。昨年あたりは本当にストックヤードがなくて、もうどうしようもないという状況に一時期になりましたし、実際、キノコの廃菌床が水分の関係で持ち込めない状況であります。そういった中で、堆肥の原料と製品のストックヤードがないと、あればという考えがありますが、市の考えを伺うものであります。

3 項目目ですが、農家所得の増と通年雇用の確保という視点から、なかなか 6 次産業化が進んではいないわけですが、現状の指導と支援策について伺います。

4 項目目ですが、市内での鳥獣被害は年々増加傾向となっております。ことしに入ってクマの出没が全国的にも多く発生しており、亡くなられた方も出ておる状況です。昨年のブナの実は大豊作ということで、それとことしの少雪で獣の出生率が非常に上がっております。逆にこの秋はブナの不作が見込まれ、里山にサル、クマ、イノシシ、シカ等が大変多く出てくるものと思われております。地元猟友会、それからサルパトロールの皆さんに頼るところが多くなるであろうと思っております。

そうした中、国は鳥獣被害防止特措法を改正するべく、今、段取りをしているところだそ

うでございます。その中にジビエ——ジビエというのは野生の鳥獣肉のことですが、このジビエを狩猟の現場から食肉処理をして販売につなげる必要があるという、この部分をその今回の改正の特措法に明記しております。当市でもジビエの処理の拠点をつくれないか伺うものであります。

最後に5項目目ではありますが、近年にない異常少雪、それから春先からの降水量の不足で、水田でも作付不能地が出ている状況であります。過去にも幾度か市の消雪井戸を回した経緯がありました。直近でも平成24年に、8月17日から13日間、気温が35度以上になって、そのときが最後でしたけれども、それ以前にも何度もいろいろな各方面から手だてをいただいております。

やはり、各農家組合が用水確保に使った機器や緊急工事、それから各土地改良区が用水取水のために、電気料等々の支援がそのときはされたわけですけれども、本年も、もう今の状況では三国川水系が、潤沢に水がある状況だと思います。あとの水系については、全て不足している状態ですし、先般、きのうでしたか、市長のほうからも清津川からの取水もなかなかままならないというようなお話も伺っている中で、状況を踏まえて、この南魚沼産コシヒカリが高品質を保つためにも、国県にも今から要望を上げ、渇水の対策をしていただきたいと思いますが、この件に関して伺います。以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 小澤実君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 小澤議員の質問にお答え申し上げます。

農業の振興策について

農業の振興策の1番目の売り上げ上位10品目云々ということでありまして、今、議員からおっしゃっていただきましたように、市内農産物の主要品目ではコシヒカリが当然ですけれども、コシヒカリをはじめとしてしいたけ等のキノコの菌床栽培、それから八色スイカ、ユリ等の花卉、それからハウレンソウ、カリフラワー、鉢花、大崎菜、こういうものもありまして、それぞれ生産者団体、JA、関係機関が協力して、生産技術の向上、販売力向上に尽くしていただいているところであります。

市はそういう取り組みの中で、地域振興局と協力いたしまして、各種補助事業の導入、あるいは融資制度の活用等による支援を行っているところであります。コシヒカリにつきましては先般の補正予算の中でも申し上げましたが、JA魚沼みなみの——これは当初からありますカントリーエレベーター・精米施設整備への補助、そして補正でJAしおぎわのカントリーエレベーターのサイロクーラーの設置事業に対する補助、これらを予算計上させていただいております。今後もこの日本一のブランドの維持、向上、地域間競争に負けないように努めていかなければならないと思っております。

他の園芸作物につきましても、主に補助事業への対応面から農業者を応援しておりまして、新品種の提案などは栽培技術の導入指導をはじめとして、地域振興局と協力し、地域振興局が主体となって取り組んでいるところであります。最近の新たな品目といたしまして、育苗

ハウスを利用した加工トマト、あるいはミニトマトの溶液土耕栽培、あるいはコンニャクイモ、サツマイモ、こういうものがございます。直売所で売れる作物といたしましては、エダマメ、スイートコーン、こういうことを紹介・提案しているところでありまして、施設整備の県単補助事業なども導入している実績もあるところでもあります。

これからも生産者団体、それからJ A、地域振興局これらの皆さんと協力し合いながら、市内の農業の振興を図っていかねばならないというふうに考えております。

そういう部分で、今特別にこの部分を主に力をというのは、1つ2つの中では出ておりませんが、エダマメやスイートコーンこういうこともどうだろうというようなことも提案しているところでもあります。アスパラガスにつきましては、今、取り組んでいただいております、これがなかなかどんと普及していくと、拡大していくという状況では今はないようでもありますけれども、これらも有望な作物の1つだと思っております。

それから有機センターであります。これは議員がおっしゃるとおりでありまして、良質な肥料となるものでありますけれども、この環境保全型農業直接支援交付金制度の法制化と拡充によりまして、有機肥料であります堆肥の利用がまず促進されております。実際に制度利用者も増加していることから、これからますますこの部分は広がっていくのだろうと思っております。

一番の問題点は、原料であります家畜排泄物、これが畜産農家の減少によってどんどん少なくなってきております一方で、キノコ生産の増加によりまして廃菌床の量が増加して、原料のバランスをとることが難しいということも、今、事実として出ております。

この施設は設置後11年を経過いたしまして、主に機械・運搬器具等が耐用年数を経過して更新時期を迎えております。これからは化学肥料の低減、循環型社会のさらなる進展、こういうことには取り組んでいく必要があるわけですので、適切な設備投資と施設の維持は重要なものだと思っております。しかし、維持費の上昇も懸念をしているということでもあります。

こういうことの中で、指定管理者でありますJ A魚沼みなみでは、堆肥の需要拡大と品質向上に向けた内部検討を開始しているということでもあります。この検討結果がまとまり次第、市とJ Aで協議を進めて、今後のさらなる有効活用について検討していかねばならないと思っております。今ほど議員がおっしゃった原料のストックヤード、あるいは堆肥のペレット化はどうだろうとか、廃菌床の脱水施設、これらを今、具体的にどうすればいいのだろうというような検討を進めているということでもあります。

6次産業化への具体的支援であります。6次産業化という部分は、農業経営の多角化、それから農産物の付加価値の増加、こういうことも見込まれまして、農家所得を向上させておるところであります。そして、これはまた地域の活性化を図るということも大きな狙いの1つでありますので、一部の個人農家、あるいは法人が独自の販売経路を獲得して、あるいは農産物加工、差別化した作物の生産、こういうことでそれぞれ事業拡大を今まで図ってきたところでもあります。

「道の駅南魚沼」の直売所、それからJ A魚沼みなみの「あぐりぱく八色」、これは6次

産業化ネットワーク活動交付金補助ということで平成 26 年に設置したことでありますが、こういうことで各地の直売所の開設によりまして、農家の皆さんが本当に一生懸命生産していただいた野菜、加工品、こういうことを直接消費者に販売するこういうことが徐々に広がりをみせておりまして、そこに参加する農家の皆さん方の意欲を向上させているということも顕著化してきております。

これからは、そうした中からさらに意欲的、専門的に生産や販売を拡大していく農家があるられるように、あるいは法人の組織化によって基盤を強化していくことが期待される場所です。市、それから地域振興局、JA で組織をいたしております南魚沼地域農業振興協議会園芸振興部会の中で、複合経営から 6 次産業化への取り組み支援といたしまして、作物ごとの生産部会の活性化支援、栽培技術支援、直売所の活性化支援、補助事業の導入支援、情報提供、事業計画の相談、これらを今、行っているところでもあります。

市独自の支援といたしましては、この秋に朱鷺メッセで開催されます農産物商談会「フードメッセ in にいがた 2016」ということであります、これへの参加を、市内認定農業者や法人等へ情報提供いたしまして、こうした営業機会における資料作成等の研修会を実施するというような取り組みを今現在行っているところでもあります。

平成 27 年には「アグリフード EXPO 東京 2015」東京ビックサイトで行われたこれを紹介して、2 法人がここに参加して、販路拡大につながった事例もありますので、こういう取り組みもまた市として支援をしていかなければならないと思っております。

鳥獣被害とジビエの問題であります。これはご承知でしょうけれども、一般的に野生動物には病原体、あるいは寄生虫が存在している可能性が非常に高くありまして、捕獲された野生動物を適切に処理し、ジビエとして流通・販売させるには、食品衛生法等の規定等による許可を受けた施設で処理する必要があります。また、野生獣を食肉として利用する場合、その捕獲方法や運搬方法にもガイドラインに基づく指定がありまして、それから捕獲後の処理によって肉の味が大きく変わるということがありますので、捕獲者——これは狩猟者ですけれども、これに対します捕獲後の処理方法の研修を行う必要があるというふうにも言われております。

現在新潟県内におきましては、こうした許可を受けた処理施設はありません。市内の今の鳥獣被害は主にカラス、サル被害、これが今一番多いわけです。ジビエに適した鳥獣の南魚沼地域での平成 27 年度捕獲数は、カモ類が 408 羽、イノシシ 64 頭、クマが 17 頭という、猟友会からの資料ではこういうことであります。

捕獲数が非常に少ないですので、安定的に捕獲数が確保できなければ、狩猟者それぞれが、いわゆるジビエとして処理をして販売していくということにはなかなか至りませんで、狩猟者の皆さん方が自家消費を行っているというのが現状であります。処理施設、あるいは販売策について市では今検討しておりませんでしたし、当面すぐにこの検討を開始するということには至らないだろうと思っております。しかし、こういう鳥獣被害が拡大している地域もございますので、国の取り組みも含めて注視していく必要があるというふうにも考えておりま

す。実施部隊として捕獲を担っていただいております猟友会の皆さんの考えもお聞きしたり、あるいは会の体制、あるいはジビエ市場の動向、これらもみながら、必要性があるか否かも含めて検討してまいりたいと思っております。

異常少雪によります渇水対策であります。6月7日の状況といたしまして、魚野川水系におきましては、自流量と清津川からの分水量がありますが、両流域ともやはり心配される状況です。清津川からの分水量が最大毎秒6トンのところですが、清津川のほうも水量不足でありまして、発電取水量毎秒二、三トンまで今減少している。きのうは一時4トンとか、5トンに回復したそうではありますが、また本日は二、三トンに減少しているということでありまして。

こういう影響で、魚野川からの主な幹線用水口であります魚野川幹線用水路——これは中之島から上田方面、それから西部幹線用水路——塩沢から大和の西山方面、この地区は番水の対応や農家への情報提供の準備を進めております。下流の宇津野揚水機場、それから大和揚水機場、これは大和郷土改のほうの関係になりますけれども、この地区は今のところ何とか取水はしておりますけれども、極めて厳しい状況で、ポンプ運転の経費がやはり増加をしているというふうに伺っております。

他の東山水系——これは水無、宇田沢、三国、五十沢、登川——や、例年水不足が心配されます西山側の水系につきましても同様でありまして、この番水対応したり、井戸水の対応をしたり、生産調整の対応、さまざまな状況であります。五城土地改良区のほうも、この宇田沢川水系の水の不足が相当あらわれてきておりまして、今、発電機を設置して、ため池といますか、沈砂池にたまっている水を用水用のため池のほうに返しているというようなことも今進めているところであります。

各土地改良区、そして国、県、あるいは河川管理者、こういう中で情報収集と情報共有を図っております、今後の対応策を検討しているところであります。また、水不足が広域的な問題にもなっております、県、国といったレベルの対応、あるいは市での対応、生産者での対応、それぞれの役割分担も必要になってくるのだろうと思っております。

先ほど議員からおっしゃっていただきました、近年では平成24年夏の水不足でありまして、このときは各土地改良区や地元で電気料金や燃料代等の支援を行った経過もございますので、今後の気象状況を注視した上で、支援の必要性、あるいは方策を判断していかなければならない。

具体的にはもう南魚沼土地改良区、東京電力、信濃川電力所の皆さん、県農地部農地計画課の国営係、そして振興局の農林振興部、こういうところと具体的な会議も入っております、東京電力のほうで、取水が困難になったときの対応をどうするのかとか、そういう部分も含めて検討を進めております。この東京電力がもし取水を停止した場合、信濃川中流域水利用情報連絡会——これは北陸農政局、北陸地方整備局、これらも含めた会でありますけれども——これへの臨時取水の要請もやっていかなければならないわけでありまして、今、県を通じてその情報も含めて、国のほうにも状況を説明しているところであります。

そういう中で、昨日ちょっと申し上げましたように、緊急的な支援が必要になった場合の予算対応でありますけれども、議会を開いて、そして議決をいただいてという余裕があれば、それはそうしなければなりませんけれども、そうでない場合につきましては、予備費、あるいは専決、これらも含めた対応をとらせていただかなければならない場合も出てまいります。議会の皆様方からその点につきましても、今からご理解をいただければと思うところでもありますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議 長 13 番・小澤実君。

○小澤 実君 農業の振興策について

それでは、1 点目から再質問させていただきますが、今、やはり上位 10 品目という部分では、ちょっともう行き詰まり状態かなというところが多々あります。ただ、やはり直売所で 2 か所の道の駅、それからあぐりぱ一く八色につきましては、まだ持ち込んでいただければという、そういう売れることは大丈夫だという話を聞いております。ぜひともその辺、小物でもいいものであれば、新鮮なものであればという、そういうくくりです。秋作の関係の重量野菜ですけれども、それらも非常に欲しがっておりますので、それらを私も動いている中では、皆さんに伝達をしたいと思ひます。そういったところの底上げでも、すぐくまた農家サイドにはフィードバックがあるわけです。その辺をまた市としても再度、振興局と話を進めてもらいたいと思ひます。

トウモロコシであるとかエダマメであるとか、この辺も非常に人気の品物なのですね。出せばもう目の前でなくなっていくというような状況ですし、また山の品物なんか山菜関係も、もう並べる前に抜いてもいいですかというような、そんな状況もあるそうです。やはり、どちらのかい道の駅にしろ、それからあぐりぱ一くにしろ、200 人、250 人という生産者の方が絡んでいまして、そこら辺の収入を上げるというふうにしていくことが一番得策ではないかと思ひますが、その辺をもう一言お願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 農業の振興策について

本当に議員のおっしゃるとおりでありまして、品目的に大量に生産ができなくても、直売所を利用すれば、ある意味安定的な所得も得られるという、これは本当に素晴らしいことであります。農家の皆さん方に取り組んでいただくような宣伝方法も含めて、振興局も含め、あるいは J A も含めて、一生懸命検討していかねばならないと思ひております。

山菜につきましては、これはどの程度の額があるのかは別にいたしまして、これも議員がおっしゃったように、非常に人気であります。実は先般、徳川家第 18 代のご当主と上杉家第 17 代のご当主が新潟日報の歴史フォーラムということで当地においでいただいて、一緒に、食事をともにさせていただいたところでもあります。そのときに出した木の芽ですね、これは絶賛をされまして、上越から来た花ヶ前さんは、上越のほうではこれは食べたことがないかと言っていましたけれども、食べてこれもおいしくて、これは何というのですかとかから始まって、非常にお褒めの言葉を両殿様からいただいたところでもあります。

やはり、これは栽培ができるということではないにしても、大勢の皆さんが取り組んでいただければ、もっともっと出荷ができるし、ある意味、ちょっとプレミアム的な値段がついてもいいのだぐらいの人気だというふうに伺っております。そういうこともちょっと研究をしながら、6次産業化といいますか、その部分も含めて農産物の、あるいは農産物ではないですけれども山の部分、これも含めて売り上げの増加に、そして農家所得の——山菜をとっているのは農家ばかりではないかもわかりませんが、市民所得の向上につなげられる方法をもっと模索をしていかなければならないというふうに思っております。またいろいろ議員のほうからもご指導いただきたいと思っております。

○議 長 13番・小澤実君。

○小澤 実君 農業の振興策について

品目的にはまたいろいろなものがあると思いますので、またご努力願いたいと思います。

2番目のほうに移りますが、有機センターですけれども、去年、環境保全型農業直接支払交付金ということで、堆肥の値段もワンランク下がって6,000円になる、そんな中で直接支払でもって4,400円が戻るというようなことで、最終的にはできたものを最後にまいて冬を迎えるような状況でしたけれども、その前年は全く動かないでもうどうしようもない状況でございました。

そんな中で今度、増設のカントリーができるわけですけれども、その糞がらの処理も含めますと、今のままでは来年稼働になれば、再来年からはさらにその糞がらも、ほとんど今、酪農家の方も若干は持ち帰り、カントリーから直接運んでいる方もいますけれども、さらに今の1.5倍程度になるという流れのはずなものです。何としても原材料置き場、糞がらに関しては水分の調整材的な部分を非常に担っておりますので、それらのストックヤードがなければ、なかなかうまく回転しないのかという思いと、今の環境保全型の直接払いがあるのであれば、私もまきたいですよという方は絶対増えるはずなのです。

今は残念ながら塩沢地域には全くいっていませんけれども、以前はいていた経緯もあって、またそれらが復活してまきたいという話になれば、やはり建物は増強しなければならぬかと思っておりますが、その辺をもう1回お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 農業の振興策について

状況としてはそういうことで、もう容易にそのことが予想されるわけでありまして、ではどうするのだということになります。ストックヤードの拡大とか、そういうことも含めて、あるいは今の施設の老朽化も非常に進んでおりますので、さっきも触れましたがもう耐用年数が過ぎていているというこういうことも含めて、ただいまJA、あるいは県、これらと一緒に、どういう対応をしていくのか、どう検討するのかということを検討を始めたところでもあります。

ちょっとスピード的に緩い部分もあるかもわかりませんが、一番やはり問題といいますかは、畜産のいわゆる排泄物がもう本当に少なくなってきたおりにまして、今や養豚は南魚沼で

は1件でしょう。こういうこともありまして、これを全く抜いたということは、なかなか堆肥の性質といいですか、性能からみて考えられません。ではそれがどう対応できるのか、これらも大きな課題だろうと思っております。とにかく、今の部分を拡大するのか、あるいは、例えば新たにどこかにストックヤードの用地も含めて確保してつくっていくのか。こういうことも含めながら、両JAともちょっと協議をしながら進めてまいります。まだ、簡単に結論がもう出て、来年すぐには取り組むということにはならないかと思いますが、将来を見据えながら、大事な部分でありますので、検討を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議 長 13番・小澤実君。

○小澤 実君 農業の振興策について

有機センターについては、歩を早めて検討を願いたいと思います。

それでは3番目ですけれども、なかなか6次産業化が全く出ていないわけではないのですが、現状の中で進まない部分です。それこそ農業フードクラスター計画というようなことで、商工のほうとの関連で、そういった計画も上がっています。それらに関しての進捗というのは、毎年60万円ほどの予算で上がっているわけですけれども、どういったことが今なされているか伺いたいと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 農業の振興策について

その具体的な部分については担当部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部 農業の振興策について

申しわけございません。今ほどのご質問のフードクラスター事業について、ちょっと資料を持ち合わせてございません。調べて早急にご報告いたします。

○議 長 13番・小澤実君。

○小澤 実君 農業の振興策について

では、3番目の項目につきましては、支援策については進捗状況だけ後でお聞かせ願いたいと思います。

それでは、4番目のジビエの関係ですけれども、これについてはやはり食べられないとか、狩猟者にしてみますと、やはりどこにでも出せないという、要するに販売が全くきかないという部分で、何とか民間の、要するに今やっている事業者にうまく渡してという、それも当然のことながら、セシウムだ、云々だという、その辺の検査も全てしなければならぬと思うのです。けれども、ちょっと手助けをしてあげないと、さらに狩猟免許もやめられる方が多くて、新たに取得した方がちょっとでも換金できる、そういう流れをつくってあげないと、どんどん免許を持っている方が減るばかりだというふうに思っているのです。市が中に入って、当然保健所、全てのところを網羅しなければ、それは前に出ないわけですけれども、抱えている量が半端ではないという部分も目に見えている。イノシシを仲間ですりに

行っているというような話も聞いておりますので、その貯蔵云々、では食べられるかといえ
ばなかなか自分たちで全部食べられない状況の中、販売に供せる部分をつくりたいという流
れでございます。その辺をまたご検討願えればと思っておりますし、その部分のちょっとお話
を聞かせていただければありがたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 農業の振興策について

イノシシがあり、シカがあり——シカはまだそう捕獲数が多いということではないかもわ
かりませんが、シカもだんだんに増えている。しかも、カモシカがちょっと増えてき
ていると。これはなかなか、いわゆる狩猟ができない状況でありますけれども。そういう中
で国のほうへ、国会議員に対しましてお話がある程度いっているということも伺っておりま
す。そういう皆さん方も含めて、どう対応できるのか、これは検討は進めてまいらなければ
ならないと思っております。

ただ、難しい問題も内在しているということは今申し上げたとおりでありまして、クマは
議員がご承知のように、まだやはりセシウムのごとで解禁になっていないのです。自分で食
べていいし、自分の家で料理して人に食べさせてもいいのだけでも、いわゆる販売といいま
すか、お客さんに提供するということはできないということにまだなっているのです。早く
解除してもらっていいと思うのですけれども、なかなかそこがまだならない。

クマの場合はでも、でも皮があったり、あるいは胆のうですか、あれがあったりというこ
とで、換金できる部分もないばかりでないので、イノシシ等になりますと、皮
や鼻をちょっとばかりもいだり、はいだりして、人に売れるかといえはそういうわけにはあ
りませんので、何らかの方法を考えていかなければならないということは思っております。

ですので、これもまた県とよく話を聞きながら、国のほうには、国会議員の先生にはその
話もいっているようでありますので、それらも含めて国のほうからもまた指導をいただきな
がら、進められるところを進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 13番・小澤実君。

○小澤 実君 農業の振興策について

5項目目ですけれども、昔から小雪の年に水不足なしというようなことで、梅雨入りもし
ました。そういうふうになってくれればいいと思っておりますけれども。先ほど予備費、
専決でもというお話をいただきました。ぜひともその辺を渇水期にはスムーズに調整してい
ただいて、国県にも常々要請をしながら進めていっていただければと思っております。

以上で終わります。

○議 長 質問順位6番、議席番号3番・田村眞一君。

○田村眞一君 どうも皆さんご苦労さまです。通告に基づきまして井口市長に質問いたし
ます。

住宅リフォーム事業の拡充を

私は大項目の1、住宅リフォーム事業の拡充を、であります。住宅リフォーム事業は今年

で7年目を迎え、制度発足以来、少ない予算で大きな経済効果をもたらし、業者の仕事をつくる上で大きな役割を果たしております。住宅リフォーム事業は、住民生活の1つである居住空間の維持向上を通じて、安全と安心の確保、省エネに効果をあげております。加えて、人材と雇用の確保ができるという点で、地域資源の活用などへ寄与できるという事業でございます。

ものづくりを担う第一次産業、第二次産業を通じてみると、建設業が製造業に匹敵する従業員数を維持しております。そして、地域内に住宅などメンテナンス技術の維持・向上を期待できます。

このように住宅リフォーム事業は、地域も業者も元気にする事業であります。今後、南魚沼市は交付税が減らされ、公共事業の予算が減るという中で、業者の廃業が心配されます。平成23年の新潟・福島豪雨にもみられるとおり、災害が起こった場合には、機敏に業者の皆さんは、行政待ちではなくて現場にかけつけ、地域をよくわかって、適切な対応をしてくれているわけですが、これまで担ってきたこうした災害予防、災害時の復旧など、こうした技術の継承ができなくなる状況が予想されます。

そうした中、このリフォーム事業はそうした業者がひと息つくのに役立つ制度ではないでしょうか。長引く不況、個人消費が伸び悩み、後継者不足の中で、これからも仕事を続けていきたい、業者の皆さんはみんなそう思っていると思います。そうした皆さんにとってあすへの希望、きょう苦しくても、何とか頑張っていける希望を与える事業として考えます。

それは次の数字にもあらわれております。全国では住宅リフォームと店舗等改装促進事業を合わせると658自治体、全国の約34%に広がっております。市民にとっても、慣れ親しんだ我が家を大切に長く住み続けていきたいという願いに応えておると思います。住宅リフォーム事業の継続・拡充を求め、以下、市長の見解を求めるものです。

1番目が、これまでの住宅リフォーム事業の効果について。どういう効果があったかを伺いたいと思います。

2つ目、拡充という中身でありますけれども、商工観光、そして雇用の確保という位置づけで、店舗等改装促進事業を実施すること。このことで新たな仕事や地域の活性化につながっていかないかということですが、実施することについて市長の見解を伺うものであります。以上、演壇からの質問を終わります。

○議 長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 田村議員の質問にお答え申し上げます。

住宅リフォーム事業の拡充を

住宅リフォーム事業の効果ということですが、この事業は建築関連工事の受注が落ち込んで、この関連産業の停滞がみられました平成22年度に、緊急経済対策として開始した事業と、これはご承知のことです。市民の皆さんからは住環境の向上対策として、施工業者の皆さんからは仕事量の確保対策として、非常に好評をいただいております。

平成 22 年から平成 28 年までの 7 年間にоекます補助金交付総額は、約 4 億 5,000 万円、総工事費は約 57 億円でありまして、補助金額の 12.7 倍の経済効果であったというふうに推測をしております。

今年度は当初予算額 4,000 万円に対しまして、件数で 588 件、補助金交付予定額では予算額以上の 4,595 万円の申し込みがありました。昨日もちよつと申し上げましたが、不足額につきましては、予備費を充用させていただいて、全員の方に早期に事業効果を發揮していただくということで、補助金の交付決定を行っているところであります。

これは以前にも申し上げておりますが、平成 26 年 3 月の塩川議員への答弁、あるいはその以前にも岡村議員にも申し上げているところでありまして、現時点では、当時の緊急経済対策としての目的は十分に達成できたというふうに認識をしております。しかし、市民の皆さん、あるいは業界団体からの継続の声がございますし、地域経済の活性化を目的として、また市民の皆さんの住環境の向上、これを支援する事業として、今年度も継続しているということでもあります。

事業を実施するための特定財源といたしましては、昨年度までは社会資本整備総合交付金を活用してまいりました。しかし、国によります交付金事業の見直しによって、公営住宅等整備事業、あるいは耐震化事業等の基幹事業を行わずに、住宅リフォーム等の効果促進事業のみを実施する場合は、交付金の対象外となったところであります。財政面からいいますと、特定財源が見込めませんので、大変厳しい状況だということでもあります。

この公営住宅もそうですし、耐震化もそうですけれども、こういうことだけに絞られると、全く一般の皆さん方の仕事の確保も、あるいは住環境の向上も、全部対象外ということになりますから、非常にこれは我々にとっては理解しがたい交付金の見直しと申しますか、そういうことになっております。

そこで、今年の予算の際にも申し上げたのですけれども、申し込み件数は減少傾向となっております。実際こういうことでもあります。こういうことも考慮して、今後どうしていくかということは、もう少し状況を見ながら判断していかなければならないと思っております。4,000 万、5,000 万という補助金を一般財源からひねり出して、ずっと継続していけるかどうか。こういうことも財政シミュレーションの中では、想定してはいないわけがありますので、その辺も含めて、今一度きちんとした対応をどうしていけるのか、検討してまいりたいと思っております。

それから、住居以外の店舗等の改装事業、このことです。これもやれば効果があることは十分理解しておりますし、本当にそういうことだと思っておりますが、今現在、この店舗等——併用住宅も含めてですけれども、店舗等の改装に対しましては、直接的な資金面の支援はないということ、これはご存じだと思います。

しかし、地方産業育成資金、小規模企業資金制度融資、これに対しまして、信用保証料補給を行うことで、運転資金あるいは設備投資に対する支援は、実施しているところであります。

創業時の支援といたしましては、商工会を窓口とした自主的出店者支援事業補助金は実施しておりますし、平成 27 年度からは南魚沼市創業支援補助金を創設いたしまして、増改築、あるいは改修に要する費用などを支援しているところであります。また、平成 28 年度から新たに中小企業創業等支援資金制度融資に対しまして、信用保証料の補給を行っております、充実を図っております。創業支援補助金につきましては、創業時のみの対象であります、店舗等改装費用については地方産業育成資金、これらの融資制度を活用していただければと考えております。

今後は店舗を改装したことによりまして、雇用の創出が図れる事業を研究して、創業時のみでなくて、二次創業などにも対応した補助制度について、先進事例等も参考にしながら、効果的な支援策を検討していかなければならないということでありまして、今すぐに新たな部分ということはなかなか考えづらいわけですが、これらの制度を活用、利用することによって支援をしてまいりたいと思っております。いろいろな補助制度がございますから、それについては住宅リフォームと同じということ。補助としてはこれよりも率はいいということですね。それから信用保証料の補給、これも額的には一定額になりますので、今の住宅リフォームで最高 10 万円という部分と比べても、そう遜色はないものだというふうには考えておりますけれども、とりあえず現在の状況等についてはそういうことですので、よろしく願いいたします。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 住宅リフォーム事業の拡充を

それでは、1 項目から再質問をさせていただきたいと思えます。これまでの 7 年間の経過についての中で、7 年間で 4 億 5,000 万円、59 億円ということで、17.7 倍の経済効果があるというお話でした……（「12」と叫ぶ者あり）12 でしたか、失礼しました。12.7 倍の効果があるということでありましたが、住宅リフォーム事業の効果について、私なりに整理をしたいと思っております。

1 つは今言われたとおり、1 つは需要の喚起を促すと、これはもう誰しものが認めるものだと思います。通常、助成額は 15 倍以上の投資がなされて、波及効果は 2 倍前後になるといわれております。通常の公共事業は、全部が財政資金、つまり税金であります。一方、住宅リフォーム事業は、9 割前後は個人の資金によるものでありまして、それでリフォーム工事を早めたとか、そして工事を増やしたいという需要喚起を促す効果をもっていると、ここが第 1 点です。

そしてもう 1 つですが、皆さんのところに資料をお配りしました。この資料ですが、この出典は 5 月 23 日付の週刊全国商工新聞、直近であります、商工新聞に掲載されたデータであります。図 1 をごらんください。建設業の事業所数は 2009 年の調べで、ちょっと古いですが、全国で 58 万 3,600 事業所ございます。そのうち、従業員規模が 1 人から 4 人が 55%、5 人から 9 人が 26%、30 人未満までの事業所を加えると 97%ということ。このように中小規模の企業が圧倒的に多数ということは、こういう構造になっているということがみて

とれると思います。

その一方で、図2をごらんください。これは福岡県における資料ですが、完成工事高、規模別従業員数1人当たりの工事高と付加価値、規模間の格差がここにあらわれているわけがあります。ごらんのとおり、企業の付加価値が低いということで格差がとれるわけですが、低い背景として、直接受注の割合が小さいということがこの差にあらわれているわけです。下請受注の高さがうかがえるわけですが、直接受注と下請受注の差がこういう差を生んでいるというのが特徴なのです。

こうした格差を是正する役割を、住宅リフォーム事業は果たしております。同じ金額の建設工事でも、適正価格で小規模建設業者に直接受注の機会が与えられます。そのことで収益性が上がり、従業員の給与の増加が見込まれ、地域内の消費の拡大という好循環が生まれてくるというわけで、地域内の小規模企業への発注、それが地域内の消費を高めるという効果を住宅リフォーム事業はもっているということがあるわけです。市長に伺いますが、このように住宅リフォームを進めて、そして広げていくということが、地域内の経済に好循環をもたらすという点について見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 住宅リフォーム事業の拡充を

冒頭の答弁でも申し上げましたように、これはもう全くそのことに異論はないわけでありまして、経済効果が12.7倍ということですから、非常に好循環をもたらしている。しかも、それを直接実施する、いわゆる元受けで実施をする業界の皆さん方も非常に喜んでいただいておりますし、ですから非常に制度としてはいい制度で、これはすばらしいことだと。よくぞ7年も続けてやったというふうに、自分で自分を褒めたいというところでもあります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 住宅リフォーム事業の拡充を

今、経済的な不況が続いておりますが、業者が元気でないと地域も元気にならないし、仕事も生まれてこないわけですが、地域循環を促進する上で、この住宅リフォーム事業を広げ、充実を図っていくことを重ねて求めたいと思います。先ほどの答弁の中で、申し込みが減少傾向という部分があったのですけれども、これはどんな分析をなさっているのか伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 住宅リフォーム事業の拡充を

もうことしで7年といいますか、6年やってきまして、当然どんどんとやったわけですから、これを見ますと、この平成28年度の方までで件数は5,600戸です。933戸から973戸、972、976戸と。平成26年度から614戸、平成27年が606戸、この平成28年では588戸と、件数でもうきちんと出ているのですね、別に補助金がどうだこうだということじゃなくて。これは一応5,000万円とかということやってはいるのですけれども、申し込みの件数が多いということであれば、その都度補正をしたりそういうことで、今まで予算がないからやめ

ましたという、いわゆるその方はことしは該当させませんということはないできたのです。一番最初の年は補助金額が7,450万円、確か8,000万円用意したと思うが7,450万円。翌年も7,440万円、3年目の平成24年度が7,870万円、平成25年度、これが非常に多かったです、8,082万円。その翌年平成26年度は、もう4,600万円に一気に下がっています。ということは、これは予算がどうこうでなくて、やはりある程度進んで需要は下がったと。でもこれから、また何年も経過しますので、また増えてくるかもわかりませんが、今の数値としてはそういうことだということによって申し上げたところであります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 住宅リフォーム事業の拡充を

状況はわかりましたが、それでは先ほどの2項目目のほうに移りたいと思います。店舗リニューアルの実施。店舗リニューアルというとあれですけども、その表現が難しいので先ほどの表現で言いますと、店舗等改装促進事業という名前にあげていたわけではありますが、先ほどの資料の裏面の上越市の資料を皆さんにご紹介したいと思っております。

全国ではこの店舗等改装促進事業——名前はいろいろな名前になっているのですが、これを実施している自治体は50自治体です。県内ではお隣の湯沢町、新潟市、上越市ということで3つの自治体であります。

上越市はことし初めて実施したということです。それが6月10日に締め切られたわけがありますけれども、ごらんのように全ての職種、小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス、娯楽業全てであります。ほとんど全ての職種が対象となっているのが特徴であります。6月10日で受付期間が終了したわけですが、お聞きしたところ、現在審査中ですので全て承認されるかは不明という条件で、申請件数を紹介したいと思います。個人事業所が補助額上限20万円が74件、団体補助額上限が200万円、これは高額ですけども5件ということですが、これを合計して機械的にやると2,480万円ということになります。

担当の方にお聞きしましたが、1つは周知不足、市報で知らせたということで、もっとそれぞれの商店街で説明会をやればよかったかなということをおっしゃっていました。周知が間に合わなかったというのが1つ反映されている点であります。

それともう1つが、やはり長びく不況の中で景気の回復が見えないということで、個人の持ち出しが多いわけですので、なかなか踏み出せない。やりたいのだけでもできないという現状があるというのが担当のお話でした。

ここを打開する道は何でしょうかと伺いましたら、全国で先進的にやっているところの特徴があって、その補助額の規模が大きいことなのです。群馬県の高崎市、これは高崎の商店街で全国の先進をいっているわけですが、それと新潟——新潟県でいうと新潟市ですけども、助成額の上限が100万円です。やはりそれだけの助成額の規模の違いというのが如実に出ていて、その点を上越市さんの話を聞いて伺えるわけですが、市長の見解を伺いますが。

○議 長 市長。

○市 長 住宅リフォーム事業の拡充を

これは議員がおっしゃっていただいたとおり、助成額によって大きく異なると思います。特に、簡単に言いますと商売に直結している部分でありますから、設備投資的なものをやっても売りに結びつかなければ、それはちゅうちょする。しかも補助額が少なければなおさらですね。

例えば100万円出る、あるいは200万円出るといいますと、じゃあ、ちょっと思い切ってやってみるかという方向になると、これはもう心理的にも、経済的にも十分理解できる場所でありまして、補助額をそこまで上げれば、これは上越市さんも確かすぐ満杯になると思います。人のことをいって失礼ですけども、それはそういうふうに私は思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 住宅リフォーム事業の拡充を

そういう特徴があるということですね、これが。そして、先ほどの答弁の中で、店舗の改装、店舗等改装促進事業をやれば効果があることは理解できるとありました。ただ、問題はやはり財源だと、ここだと思えます。ここがネックだと思えます。この財源の捻出が問題だというふうにおっしゃいました。

やはり、この店舗改装の部分をもう少し深めたいということでちょっとお話ししたいと思います。2つの点をまた紹介したいと思います。1点目ですが、大企業誘致より地域が潤うということが経験としてあがっています。岐阜県的美濃加茂市というところの経験を紹介しますが、ここは交通の便がよくて地盤が固く、水も豊富、大手企業の誘致を積極的に進めてきたところですが、2007年に富士通の子会社、半導体工場を皮切りに、2012年の日立テレビの生産を打ち切り、2012年にソニーが市に事前に知らせることなく工場を閉鎖したと。これはテレビでも多分、思い出していただきたいのですが、市の産業振興課の担当者はとにかく本当に痛い目にあつたと。大きな企業を誘致すれば地域は安泰だと思ったけれども、大きな企業ほど海外転換をし、工場の整理統合し、そして最後は撤退ということで、こうした現実と直面したと。

市の担当者は発想を大きく変えたそうです。地域の既存企業に目を向けた政策が必要だと。地域内でお金を循環させる施策はないか、材料もできるだけ地域で調達できるものはないかということで、とにかくインパクトのある政策はないか。そうしたら、先ほど言った高崎市が店舗改装し、高崎商店街が頑張ったというのが目にとまり、これを地元でやろうではないかということで実施した経過があります。

もう1つですが、店を新しくすることで、商売への新鮮な意欲を引き出すきっかけになるということでもあります。この美濃加茂市で商売をなさっているKさんの経験をご紹介しますが、野菜と果物の卸を経営しております。旦那さんは77歳、奥さんは73歳、2階建の住宅と店舗の改修に当たり、住宅リフォーム事業と店舗等改装促進事業を申請した。2階居住部分のトイレを洋式にした。風呂と洗面台も設置した。1階の事務所を兼ねた店舗には台所と休憩室を新たにつくりました。その全体の工事費用は700万円だそうです。2つの事業で自

己負担額は、店舗改装促進事業費で50万円、住宅リフォーム事業で10万円、合わせて60万円だそうであります。

Kさんはこう言っています。この改装事業が終わったときに、とにかく遠足に行く前日のような気分だと。もう考えるだけでわくわくしていますという言葉に、非常に新鮮さがあらわれていると思います。市長に伺いますが、美濃加茂市の今の2つの話をしましたが、大企業誘致より地域が潤うこと、それと店を新しくすることで、商売を続ける新鮮な意欲を生み出し、それに加えて、息子や娘に跡を継いでくれと、将来を言える条件を広げることにもつながっていくのではないかと私は感じているわけではありますが、このことについて市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 住宅リフォーム事業の拡充を

美濃加茂市の取り組みも含めて、今、議員からおっしゃっていただいたことではありますが、私どもも大企業、あるいは大きな生産工場、これの誘致ということにはもう取り組まないということを、ずっと前から明言をしておきまして、企業誘致をやめるということではありません。しかし、その企業の中核であります研究とか、そういう部門を南魚沼市はずっと誘致をすべきだろうということで今日まできております。したがって、大きな生産工場で何百人も何千人も雇用するということについては、全く取り組む気もありませんでしたし、取り組んでおりませんし、それは当然来てもいないわけであります。

これは今、議員がおっしゃったように正しい選択でありまして、やはりあの亀山ですか、ああいう事例もあるようですよね。とても大変なことで、あれで三重県は、亀山市はもう万々歳だなんていうのが、数年後にはああいう状態ですから、これは本当にわからない。わかりませんが、やはり中枢機能はそうではないわけでありまして、必ずその企業が全部終わらなければ、それを撤退とかいうことはあり得ない。そういう方向をこれからも、その企業誘致という部分については考えていかなければならない。

しかも、今、議員がおっしゃったように、地元の企業、地元、これをもっともっと本来発展させなければならぬということでありまして、おかげさまで今、市内にそういうふうな発展的に事業を拡大してやっぴらっしゃるところ——実名をあげますと関技研さんなんかはこの最たるものでありまして、今、非常に地域の雇用にも役に立っていただいておりますし、貢献していただいております。八海クリエイツ、あるいは八海醸造——八海がつくのが多いですけどもそれはそれとして、そういう取り組み、あるいは青木酒造さんもまた大変な投資をしていただくようであります。そういうことを見ますと、まさに地元に着目して、地元で育った企業を元気にすることが地域の元気につながると、これはもう本当にそのとおりだと思います。

それから店舗、あるいは住宅も同じですけども、やはり新しいところから新たな出発ができるという、これは確かに大きな喜びだと思います。豊と何かは新しいほうがいいというぐらいのそれもありますから、これは気持ちとしては大いにわかりますね、意欲も沸くと思

います。ですので、そういう意欲喚起もできるということは当然だと思います。こういう事業が実施できれば非常にいいなという思いは持っています。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 住宅リフォーム事業の拡充を

ぜひ、私はこの南魚沼市にとってみれば、先ほど言った公共事業の先行きの問題、財政的な規模というか、財政難、財政的に厳しい中で、外でなくて内に目を向けて、地域循環型に仕事が回るし、そしてそれが雇用という形で定着していくということは、本当に南魚沼市らしいというふうに、私はこの一般質問を準備する中で非常に感じるわけでありまして。あとは問題は税金の使い方というか、そういう思いをぜひ、お金の使い方を変えてもらって、優先順序をこういったところに注げば、少ない予算で大きな効果が生まれるということだと思っておりますが、市長どうですか。

○議 長 市長。

○市 長 住宅リフォーム事業の拡充を

今、そのことを率直に受け取りますと、お金の使い方を変えてということでありまして。何かほかに必要のない部分に使っているような印象が、言葉の中から聞き取れるわけでありまして、そういうことではないわけでありまして、必要のないところには使っておりません。

しかし、今、社会的なニーズ、住民ニーズも非常に多様化してきておりまして、それに対応するという部分をやっているわけです。じゃあ、新たにこういう事業を生み出すときに何ができるかという、こっちでやっていた部分をもう必要ないからという発想では、これはなかなかだめでありまして、ではその財源をどう見つけるか、捻出するか。ここが首長としての腕の見せどころ、あるいは財政担当の職員の知恵の働かせどころであります。ある意味、アイデア勝負ですね、そういう部分は。

ですから、何度も申し上げませんが、こういうことについては、私がこう思うと言ったって、新しい年度の予算ですから、ここで私がそれを押しつけることはできないだろう。新しく市長になる方がどういう才能を持って、そしてどういうアイデアを持って、それを展開していくかというのは、大いに期待をしなければなりませんし、落胆しないように見守っていかなければならないと思っておりますので、次期市長に対しての論戦ということで、12月以降によろしくお願い申し上げます。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 住宅リフォーム事業の拡充を

最後に一言申し上げたいと思います。愛媛県の建設業界の今治市部長の徳永さんという人の言葉であります。

ここは10年前、民商が住宅リフォーム事業を議会に提案したときに、私が市議会の議長を務めていたと。これはひとり親方も市民も喜ぶいい制度だと思えました。大企業がもうけても、内部留保を増やすばかりですが、現場の職人にお金が回れば、みんなぱっと地元で使ってくれます。市民みんなが元気になることに税金を使って、今後予算も1億円、2億円とど

らんどん増やせばいいでしょう。

というのが徳永さんの言葉であります。繰り返すようではけれども、小さい予算で大きな効果が期待できる住宅リフォーム事業の継続、拡充、店舗等改装事業の実施を重ねて求めまして終わりにいたします。終わります。

○議 長 休憩いたします。再開は4時10分といたします。

[午後3時55分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午後4時10分]

○議 長 新潟日報社より写真撮影の許可願がありましたので、これを許可します。

○議 長 ここで、先ほど議席番号13番・小澤実君に対し保留をしていた答弁について、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市 長 農業の振興策について

済みません、先ほど答弁を保留いたしましたフードクラスターという件であります。平成26年3月改定——これは平成25年度であります——の南魚沼市産業振興ビジョンに搭載をしておったところでありまして、改定の直前、産業建設委員会でこの言葉をもって説明したわけであります。それに基づいて平成26年度の中で補正等の要求があったわけではありますが、内容を精査させていただいた結果、例えば大学教授を何人招いて講師として話を聞こうとかというまだ内容でありましたので、ちょっとやはり時期尚早ではないか。もう少し内容を詰めて、必要であれば予算をつけますけれども、今回はその予算要求はゼロ査定ということで私が査定をさせていただいて、現在に至っているということではありますが、その後、なかなかまた出てこないという。協議、検討を進めているものだと思っておりますが、そういう状況でありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質問順位7番、議席番号18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告に基づいて一般質問を行います。

1 ごみ行政の前進を

私はちょうど1年前の6月ですね、循環型社会の構築をということで、最初にこの件について触れております。また、先般の3月議会でも新ごみ処理施設建設についてということで触れさせていただいたところでもあります。この前も申し上げましたが、志布志市が焼却炉のない市ということで非常に関心を持っていただいておりますけれども、2月の初めに訪れる予定でございましたが、たまたま健康上の都合がありまして、この5月22日から25日に鹿児島県志布志市へ行く機会を得ましたので、こちらから要覧とあるいはごみ行政についての資料を持参し、また相手からもいただいていたという経過でございます。議員の皆様方には配らせていただきましたし、執行部の方々にも幾ばくか届けさせていただいたところであります。それらに基づいて、繰り返しになるようでございますけれども、ごみ行政がいかにか今、関心を持つべきであるかという観点で、私は質問をさせていただきたいと思っております。若

干ダブりますが始めさせていただきます。

ごみ行政の前進をとということで、魚沼市、南魚沼市、湯沢町の2市1町共同で新ごみ処理施設を建設・運営することが合意されて、建設候補地として3行政区から応募があったわけであります。多分、追って建設場所が選定されるわけでありますが、私はその前に市民の家庭から出るごみ処理行政はどうあるべきかということ、根本的にこの機会に検討すべきではないかという考えを持ちまして質問するわけであります。やっぱり根本的に検討するということは、それらを踏まえて本当にどういった施設群が必要なのか。そして施設群の計画を立て、そしてどういった処理体系をとるかということが一番の問題でありますが、焼却炉がそれでも必要なら。それによって能力、あるいはまた燃焼方式などを計画、検討していくものと考えております。

それらで、私はこの前にも申し上げましたけれども、第1番目として、今叫ばれております資源循環型社会の構築に向け、この機会をどう捉えて進めようとして検討しているのかという、この経過をやはりきちんと問うておかなければならないなと考えているところであります。

2番目として、検討の経過が進んでいると思うのですが、施設群の全体計画なくして用地取得というのはなかなか無理があるのではないかと思いますので、それらの計画をどう進めておられるのか、ひとつ経過をお聞きするところでございます。

3番目として、分別・資源化で減量化が可能でありまして、これは志布志市に私行ってまいりまして非常に感じたところであります。今、市が計画されている問題は、可燃ごみ処理施設焼却炉建設のみの計画であるかというところが一番の問題かと思いますが、その辺をひとつどういった取り組みをなされているのかお聞きします。

次に4番目として、焼却炉の燃焼方式、焼却炉が必要とするならば燃焼方式を示し、そうすると今度、建設費、維持管理費、運営費というのが非常に高額になってくるわけでありますが、それらをどういうふうに見られているか伺うところであります。

5項目としては、志布志市は「混ぜればごみ、分ければ資源」と徹底したリサイクルを進めています。財政効果、環境効果などの学習を進め、市民の協力を得る試みが、私はそれらを見聞してきて必要というふうには考えましたが、それらの考え方を伺うところであります。

壇上では、以上5項目について最初に質問しまして、後は質問席で質問させていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

1 ごみ行政の前進を

まず、最初の資源循環型社会の構築に向けてという部分でありますが、これは3月議会でも申し上げておりますように、市のほうでは平成26年度に環境基本計画を見直して「持続と循環のまちをつくる」という基本方針をあらわしたところであります。市民あるいは事業者

の皆さんからのごみの排出——こういう方がごみの排出者ということですが、できるだけごみとして出さないように、廃棄物の排出抑制これはリデュース、それから再利用のリユース、再生利用のリサイクルという3R活動ということは申し上げたところであります。そこで現在、魚沼市と南魚沼市、これは湯沢町も含まれるわけですが、ごみの収集区分が異なっておりまして、まずはこれを統一させていくことが第一の課題と捉えております。

可能な限りの減量化、資源化を図っていくということは、ごみ処理行政として永続的な課題でありますので認識しております。急激に志布志市さんのような部分を取り入れるということは非常に難しいことでありまして、反省をすれば、いわゆるごみ行政を始めたときにこのことに取り組んでいけば、抵抗なく市民の皆さんからも受け入れてもらえるものだろうと思っております。ですが、現在こういう方式を導入して、しかも一時的には現在の溶融炉を導入したときには、簡単に言いますと鍋でも釜でも何でも持ってこいというようなことで、いろいろやった経過もございます。これを一気に翻して全てを資源化しましょうと、分別を徹底してくださいということに持っていくには非常に長い時間がかかるだろうと思っております。これをあきらめたということではないわけですが、やはり2市1町の住民の皆さんが無理なく納得できる形で、まずは協力していただけるということでありまして、段階的にレベルを上げていく必要はあろうと思っております。これから検討委員会の中で、現在の収集区分の見直しも含めた具体的な検討を行っていきたいと思っております。

2番目の全体計画なくして用地取得はできないということでありまして。これはご質問のとおり、用地取得の段階では、建設する施設の規模、配置等の全体計画の提示が必要であります。今現在そこまでは至っていないということはお理解いただけると思っております。まずは建設予定地を概定ですね、大枠決めさせていただいて、その地形や形状、性状、それから搬入・搬出の効率性を勘案して実施計画を策定していく必要があると思っております。

今回の新ごみ処理施設に当たりましては、国の循環型社会形成推進交付金の活用を想定しております。その採択要件として地域計画の策定が必要でありまして、策定に当たりましては、建設位置と処理能力について概略の設定が必要ということでありまして。このために建設候補地の選定を優先いたしまして、その後、補助制度を活用した中で実施設計等の作業を進めていくということになります。

概略の処理能力につきましては、現在の2市1町の排出量をもとに、おおむねごみ焼却施設は1日当たり150トン、不燃ごみ処理施設は1日当たり13トンという概略の想定をしております。その規模の処理施設を建設する場合、他市町村の実例から面積的には2ヘクタールあれば十分だろうと算定をいたしまして、公募に際して2ヘクタールという数字を提示させていただいたということでありまして。

これから建設地を決定した上で、地元の方々と廃熱利用の有無も含めまして、地域振興策等も協議をして、地域の皆さん方からも、ここに誘致をしてよかったと感じていただけるようなプランを策定していかなければならないと思っております。

3番目の分別・資源化で減量化が可能だということでありまして。焼却炉の建設のみの計画

かということではありますが、新ごみ処理施設につきましては、可燃ごみ処理施設の建設は決定しておりますが、不燃ごみ処理施設については主な処理作業が分別であること、そういうことから民間業者への委託処理も視野に入れて今、検討しております。

生ごみにつきましては、堆肥化等によりまして、有効利用が可能でありますけれども、堆肥化施設及びガス発電施設を建設した場合において、その経費、市民負担の大きさこれらを考慮しますと、新ごみ処理施設検討委員会において比較検討した結果であります。これからは家庭用生ごみの処理の購入補助——これはディスポーザーも含めるディスポーザーの設置補助——これらも南魚沼市としてはそういう方向でいこうということではありますが、他の市町のご理解もいただきながら、生ごみの資源化、減量化は当然ですけれども推進していかなければならないということでもあります。

4番目の燃焼方式を示せとこうということではありますが、燃焼炉の燃焼方式につきましては、ご存じのようにストーカ炉、それから流動床炉、熔融炉があるわけです。平成26年度に作成をいたしました「2市1町新ごみ処理施設整備基本構想」で特徴、比較等を行っておりますけれども、どの方式にするかということは決定しておりません。それから運営・維持管理費につきましても、これまでの公設公営方式のほかにPFI、DBO方式、こういう公設民営方式もございますので、いずれの方式を採用するかということについては、検討段階。今後これから検討して、そして新ごみ処理施設検討委員会でご審議をいただかなければならないと思っております。

5番目の志布志市の件であります。これは議員からの資料も拝見させていただきました。素晴らしい取り組みでありまして、ごみの焼却施設は持たない。一部事務組合の最終処分場で全ての埋め立て処分を行っているということで、当然我が市とは大きな差がありますし、素晴らしい取り組みということで認識をしております。南魚沼市も平成26年度からは古着類、平成27年度から不用食器の分別回収これらを追加して、少しずつではありますが、混ぜればごみ、分別すれば資源ということで廃棄物を減らす努力は行っているところであります。

今後も分別回収の徹底、ごみ分別の細分化の検討これらも進めてまいりまして、市民の皆さんのごみに対する意識改革も図っていかなければならないと思います。でき得れば、理想とすれば志布志市に少しでも近づけるように、分別による生ごみの減量化も当然強く推進し、また市民の皆さんにご協力をお願いしていかなければならないと思っております。

ただ、冒頭で触れましたように、生い立ちが生い立ちでもう出発しておりましたので、これを一気にもとに戻すというのは非常な困難が伴うということは、議員もご理解いただけることだろうと思っております。しかし、理想としてこれを捨ててはならないという心情は持っているということはお理解いただければと思います。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 ごみ行政の前進を

最初ちょっと気を悪くされるかもわかりませんが、前段の問題でありますので。今ほどの

進めていこうかというところで、始まってしまったことはなかなかという話でありますけれども、南魚沼市の炉が平成11年ですよね。要するに大体同じころ志布志市はそれを選択したと、今を選択したということです。ところが11年たって、要するに炉の耐用年数を見計らって巨額な投資を繰り返すことにまた走ると、こういう状況だと私は思うのです。そこをひとつ立ち止まってしっかりと方向性を探るべきではないかということをおっしゃるわけでありませぬ。理想と現実がどう改善していくかという、その辺のやはり一歩踏み出した考え方が必要ではないかと思ひます。

ちょっと気にさわることを言ひます。前課長が再任用で残っております。そして、担当部長だった方がそういった関連会社に就職され、そして私が調査に行つたときにはその部屋におりました。ということは、これらがどういふ体制でどういふ形なのかわかりませぬけれども、どういふ効果を期待しているのかなというふうには、よくとるとどういふお話を聞いてみたいと思ひます。私は継承も必要だと思ひますが、フラットなところから新たな発想でどういふ先進の研究を考察するのも、一つの行政がやるべき大きな仕事かなと思ひているところではあります、どういふ見解をお持ちでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ごみ行政の前進を

発足時からの話も、我々はその当時平成十四、五年ごろからでしょうか、いわゆる今の方式を導入するということで、その当時ご決定があつて、そこに入った。その以前にも当然焼却炉も持っていました。ですので、当時の考え方としてごみはとにかく燃やすと。分別なんてことは余り考えないという、そういう風潮が定着していたのかもわかりませぬが、志布志市さんはそうではなくて、そのときからどういふふうに対応を始めたということですから、これはもうまさに取組時の差がここに今出ているということではあります。

これをさっきも触れましたように、一回全部もとに戻して、昔のように小山へみんな置いたりとか、あるいは畑の中にすき込んだりとか、そういうことも含めて市民の皆さんにその対応をなささいよということは、今申し上げても、先ほどから触れております、議員もおっしゃつたように、政治の理想と現実これは大きな差もございませぬので、非常に無理があろうと。徐々にやはりやめていくよりほかにないことだと思ひますが、いづれだけれども、これはどういふ方向に持っていくべきだろうと思ひています。しかし、今現実にすぐそれはできない。

そこで、前課長の再任用のまず問題ではあります、これは今までの経過の中で、やはり他の市町からの職員もあつたし、その他の市町との調整もございませぬので、当然ですが1年間ということの中で、引き継ぎ期間も含めて、あるいは今までの経過の処理、問題点の整理これらも含めて、今、専門員という形で働いていただいております。

それから、担当部長の再就職の問題ですが、これは定年退職でありますから、相当以前から今、彼が行っている部分の会長といひますか社長が、要望といひますかこの人がどうしても欲しいと。それは今現在、どういふことを行っている会社でありませぬ、知識的にも非常

にこれは——その以前にいた職員につきましては、ちょっと長くなりまして退職だということで、その補充も含めてですので、今の市のほうで進めております新ごみ処理施設の件についてのことは全く関係ございません。これは私が断言をさせていただきますし、私のほうからもそれをすすめたということではありませんが、本人もまだ働きたいと。自分の今までの知識も経験も生かせるということですので、その道を選んでいただいたということですから、天下りのこととは全く関係ありませんし、まして今の市の計画これらについての関係は皆無というふうに私が断言申し上げますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 ごみ行政の前進を

そこまで答弁していただきますと……。私がじゃあ懸念だけひとつ申し上げて次に移らせてもらいます。一民間に下った人が、その関連といいながらも出入りし、今度違った立場でありますので、それをビジネスの対象としたら、今、フラットな考え方であるいはどう改善していこうかというときに、やはり新たな発展を望める意味合いが少なくなりはしまいかということ懸念申し上げて次に移ります。

施設群の全体計画なくして用地取得はできないという、これについて私はやはりどういう施設が必要かということところです。前段でも小澤議員が言っていましたけれども、やはり広域的な感じでありますと、ストックヤードとかごみステーションとか、また中間処理施設をどうするかとか、あるいは堆肥化施設が本当に生ごみだったらやれるのではないかというような考察をした中で、施設群を計画しなければならないのですね。それをなくして焼却炉のみだけの計画になってはならないという立場で、施設群の計画はどういう進捗をしていますかということを知っているわけではありますが、もう一度お聞きします。規模がわかって補助金が枠にはまらないことにはまだどうしようもないというようなものでは私はないと。どういった処理体系を模索するかということが問題かと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ごみ行政の前進を

処理体系は、ごみを全て資源化するという形ではなくて、生ごみも含めて焼却処理をするという、これはもう決定をしている事項であります。焼却処理をすると。量等については別であります。そこで、先ほど申し上げましたように、これは国の補助金を想定して今やっています。循環型社会形成推進交付金の活用をしていかなければならないということです。その指針によりますと、採択要件としては地域計画の策定——地域計画ですね。これはもう建設用地がある程度概略でも決まっていなければ地域計画はできませんから。当然ですけれどもそういうことが必要ですので、策定に当たっては建設位置と処理能力について概略の設定が必要だということでありまして、それではごみ処理について地域の皆さんで2市1町の中で、どちらの方がここにいわゆる公募をかけて応募していただけるかということを進めて、その結果3地区からあったということでもあります。

概略の処理能力につきましても、先ほど触れました、現在2市1町の排出量をもとにして

おおむね1日当たり150トンとか、そういうことを想定しながら進めていっているわけであり、しかし、これが資源化や分別によって量が少なくなるようであれば、それはそれで結構なのです。しかし、国の補助金交付要綱の中にきちんと入っていかなければ、これはとても建設する原資が出てきませんので、そういうことで進めていっている。本来新たに何かをつくるということであれば、議員おっしゃったとおりです。こういうものをつくりたい、これだけの施設が必要で、これだけの面積が必要なのでどうですか、ということですが、今回はそういうことではなくて、結局用地も全くわからない部分の中では、なかなか補助金を活用するすべができていない、いかないということでもありますので、若干逆的なことでありますけれども、そういう形で進めさせていただいている。このことはひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 ごみ行政の前進を

要するに可燃ごみと不燃ごみという分類の観点からそういう発想が出てくるわけでありまして、全て可燃物は焼却処理するというのが大前提になるから、現状の量で150トンという話が出るわけでありまして。私は今の資源化、国の政策にのっとれば、中間処理施設、リサイクルセンター、堆肥化する場合であればストックヤードとか、あるいは攪拌する装置とか、そういうものが補助対象になると私は捉えています、その辺の研究を今後進めていくべきではないかと思っております。

次、3番目の問題で、可燃ごみ処理施設建設のみという、要するに全量焼却処分ということでありまして、私が意図するところの分別資源化という問題については回答がないようでありまして、その点をひとつもう一度お聞きしたいと思っております。

なぜならば、この前、私が質問しましたけれども、150トンの可燃物の中にはどれだけ、生ごみだけだと10トン減ると言ったのです。140トンなのです。そういった公表された数字があるわけでありまして、私は分別することによって、140トンなんてものじゃなくて減るものだと思います。現に全て全量最終処分場で埋め立てしていた志布志市は、分別を進めることによって8割量を減らしたのです。そして、最終処分場が燃やさなくても30年最終処分場が延びるという成果を持っているそうでありまして、やはりここをひとつもう少し熟慮すべきではないかと思っております、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 ごみ行政の前進を

先ほどもちょっと答弁の中で申し上げましたように、この新しい施設を検討するに当たりまして、いろいろの部分を検討させていただいたわけでありまして。生ごみは堆肥化これらによって有効利用が可能だと。あるいはガス発電施設を建設したらどうか。その経費、市民負担これらも含めて、新ごみ処理施設検討委員会をご承知のように設置させていただいて、その皆さん方の答申といいますか、これを受けて今進めているところであります。

この中では生ごみ資源化施設は建設をしないで、全量焼却処分するという結論をいただき

ましたので、そういう形で今、進めている。しかし、家庭用生ごみの処理器の購入補助、あるいはディスポーザーこれらの活用によって、家庭用の生ごみをもっと減らせるのではないかと。そういうことも勘案しながら今、進めているということでもあります。

これは市が独自にぼんと進めたということではなくて、消費者といいますか市民のそういうことの代表者の皆さん方からお集まりいただいた検討委員会で、何度も検討した中でそういう方向性を出したということでもありますので、これは全く市民の皆さんの方向がそうであったということです。再三触れますけれども魚沼市、湯沢町この3つの自治体の合意事項でもございますので、これを議員がおっしゃるように、ころっと翻して全量生ごみは分別して、いわゆる焼却しないのだということにはなかなか至らない。しかし、その努力はしていかなければならないということでもあります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 ごみ行政の前進を

私はこういうのをお届けしてありますけれども、これはほとんど分別。24品目ですね、24品目資源ごみでやっているのです。そして、生ごみについては各家庭でコンポストは利用しているようではありますが、そうでない方は二重バケツですね、網のあるバケツを各家庭が持っていて、そして一晩で――要するに週3回収すわけですが、出すまでに水が完全に切れていると。それを集積場のふたつきのバケツにそれぞれがあげていくと。こういったやり方でありました。

それを今度は収集車が持って行って回収してくと、こういう形でありましたが、非常に徹底しているなと思いました。それらが何トンかというところまでは調査をしてくれませんでしたけれども、そういったやはり燃やすという発想がないことが、この考え方だと思うのです。そして、粗大ごみとか一般ごみについて、粗大ごみ60センチ以内とか1メートル以内で燃やしていると思うのですけれども、それらも全て中間処理をしてやっているのですね。計27種を市がやっています。

そうした中で、リサイクル法で容器包装の部分について、我が市の施設のごみの出し方の説明を事前に渡しておきましたら、一晩のうちにその人は読んできました。要するに我々の見ますと、汚れていたり、においのついているものについては、要するに資源化できませんので、燃えるごみに出してくださいと、こう書いてあるのですね。これは法律違反ですよと指摘を受けました。ですから、いかに皆さんがごみをきれいに洗って出すというのが、やはり最初は大変だったそうです。それがやっぱりごみというのは汚くないのだというあたりから、そういったのを浸透させていったということだそうでもあります。

焼却処理を結論として受けているからというのは、あまりにも短絡的な話かなと思います。まだまだ先があるわけでもありますので、最後に述べようとは思っていたのですけれども、ぜひ、そういった先進例を視察して現に見て、やってもいいのではないかなと私は感じてきたところであります。

次に焼却炉の燃焼方式については、まだまだ決定していないということでもあります。ちょ

つと財政的な問題になりますけれども、聞くところによると1トン1億円、150トンだから150億円。まあまあそれぐらいは計画しなければならないだろうと。これは焼却炉だけの問題だと思うのですね。それがリサイクル的な部分の施設を整備するとか、あるいはストックヤード的なものを整備するとかということになると、私はまだまだかかりはすると思いますが、その点をひとつ、可燃施設だけで150億円というふうに踏んでいいですか、お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 ごみ行政の前進を

前段についてはご意見として承っておくということでありまして、後段の部分については、私の認識では全体を含めて1トンということで約150億円ぐらいであろうと。（「炉がね」と叫ぶ者あり）、全体的な部分でということです。炉だけではありません。（「炉と建屋ですよ、建屋ね」と叫ぶ者あり）そういうことで今想定はしていると。しかし、そこまでかけなくて済むことであれば、これは十分やっていかなければなりませんし、先ほど言いましたように、やはり生ごみというのが一番の問題であります。家庭用の生ごみ、まあ事業用もありますけれども。

これを私はディスポーザーを入れることによって、これはやはり資源として生きるわけですね。下水処理場における汚泥処理の中で。これは本当に相当な効果が出るわけですから、それを推進すべきだと。これをやりますと、私の家は今ほとんど生ごみは出ませんから。ディスポーザーで破碎できないなんていうのがたまにありますけれども。ですから、それを進めていくことによって、議員がおっしゃるように全部分別しろということにはならないわけです。しかも市民の皆さんの手間とか、それから二晩も三晩もそこに置いて、例えばにおいが出るとかそういうこともないわけです。その日のうちに全部水に流せるわけです。水に流して、はいさよならですから。

ですから、それを進めていくことによって、生ごみ——いわゆる家庭用の生ごみ、事業用も含めて相当減らせるのだろうということ、今、南魚沼市としてはそういう方向で行こうと。魚沼、湯沢等も含めてその検討に入っているということでありまして、決してもう全てみんな出してください、全部燃やしますよという方向で進めているということではないという事は、ご理解いただかなければならないと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 ごみ行政の前進を

要するに炉とその建屋で150億円、用地費も入っているかどうかと思うのですけれども、そんなところだと思うのです。私はやはりまだ関連施設をきちんと把握しておかないとならないだろうと思います。関連施設まで入れるともっともっと大きくなるわけですが、志布志市では中間施設のリサイクルセンターは民間でやっていたね。民間に持ち込むという、その人たちが収集をしてそこで分別をするという形をとっておりましたが、やはりそういったものまで、当初つくるときには補助金等でやるとするならば、私はやはりトータルで研究

すべきではないかなと思います。

そうした中で、150 億円が 150 億円でとどまればいいのですが、私は先般も担当の方とお話ししてみましたが、150 億円、それには維持管理費というのがあるのですね。維持管理費というのが、要するに特許使用みたいなものですよ。それがまた同じぐらいの額がかかるとというのが今の入札方法でありまして、そうすると 150 億円が 300 億円になるということだと思います。

そのほかに運営費と申しますか、人件費や燃料費ですね。そういうのをすると大体年 10 億円かかるのだそうです。端的に焼却炉の年数を 15 年としますと、年額 30 億円の事業であると捉えます。それは補助金があるからどうのこうのとまた言うと思うのですがけれども、それはともかくとしても、実質的にはそういった形になると思います。

これは大きくかけ離れていないだろうという担当のお話を私は聞いておりますが、今の生ごみの問題をディスポーザーでやればいいのか、やはりそこに求めるべきではないと。全戸ができるわけではないわけですし、全員が生ごみを出さなければいいのだけれども、そうじゃないということになれば収集体系はきちんとなさなければならないということでありまして。やはり分別をして、堆肥化をきちんと位置づけるということを考えていくべきだと思います。

この 30 億円、私は焼却炉を全部否定するわけではありません。最小限の焼却炉で済むとするならば、あるいは最低限のダイオキシン対策ができる炉であれば、経常経費をずっと抑えられるのではないかと考えるわけでありまして。そこで財源が生まれると。要するに 30 億円の予定が 15 億円で上がるか、10 億円で上がるかということになりやしまいかと考えるので、その点をやはり考えるべきではないかと。そして、地元で循環する形、要するにそこに雇用が生まれたりするわけでありまして、大手の炉メーカーが 300 億円というお金をぽんと持っていくというようなことではなくて、地元企業で対応できる規模というのがあるのではないかなと思います。

先般も京都市でごみ処理施設、溶融炉ですが、灰溶融炉という 100 億円が水の泡に消えるという話がありました。灰溶融炉が試運転の段階でダイオキシンがいっぱい出て、そしてこれでは困るということで契約解除をし、167 億円ですか、損害賠償を求めたという話の市がありますけれども、市が第一審では負けたそうであります。ですから、やはり溶融炉というものは非常にまだまだ未完成の部分があるということ、ひとつ頭に置いていただきたいと思いますが、30 億円についての所見をひとつ伺っておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 ごみ行政の前進を

ご意見はご意見として伺っておきますが、30 億円、30 億円という話を余り強くされますと、本当にそうなのかと。これも私も本当のところはわかりません、今。維持管理費で年間 30 億円ということでしょう……（「維持管理費と要するに契約額と」と叫ぶ者あり）建設に際して、今、議員は溶融炉ということも念頭に置いているようなことをおっしゃいますけれども、先

ほども触れましたように、ストーカ炉それから流動床炉これも含めて検討しているということであります。今、熔融炉は我々がずっと運営してきまして、非常にいい面もありますが、大変な面もある。このことは経験済みでありますから、私は本来一番いいのは、あれは鎧湯ですか、ああいう鉄鋼炉の——ほぼ鉄鋼炉なのですよ、あれ。それが私は一番いいのだろうと思っておりますが、これは別に今ここで、どうだこうだと言うことではなくて、そういうことです。

ですから、30億円という部分を余り強調されますと、実際そうではないのではないかなという気がしておりますが、これは担当のほうでそこまで話が今できるか否か、検討しているか否か。もし、あったらちょっと発表させますし、もし、そうだとすれば、それをどう削減していけるかというのもこれからの大きな課題だと認識しております。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 ごみ行政の前進を

これは前回の答弁の中で申し上げたことかと思えますけれども、可燃ごみ処理施設の建設費に大体150億円、維持管理費が20年間で計算しますと約115億円という数字を申し上げたということが記録されております……（「20年の」と叫ぶ者あり）20年です。（「倍と半分違う」と叫ぶ者あり）

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 ごみ行政の前進を

150億円、今の10年、15年という年数によってまた違うと思えますが、それはまたこれからの議論になるかと思えます。何はともあれ大きな財政を投入しなければならないということは間違いのない事実だと言われておりますので、その辺、まだわかりません、まだわかりませんで進んで、さあ困ったということにならないような対策が必要かと思えます。

若干聞いてみたいところがありますが、資源ごみしたことによって志布志市は大体3,000万円ぐらいの収入があるのです。そうして、ごみ行政に使うお金というのは、年間大体3億円です。3万6,000人ぐらいの人口ですけれども。ですから、非常にそれらをして年間1人当たりのごみ処理経費これが8,987円ということになる。全国平均は1万5,200円だそうです。もし、当市でわかるようであれば教えていただければ……（何事か叫ぶ者あり）今ちょっとわからなければいいです。検討をする問題だと思います。

それから、市民の学習というかそういう利用、協力を得るためには何をするかということは、やはりこれからの時代は3Rの時代だと、そういった資源化していく時代だと、循環させていく時代だということをつわかっていただいて、そしてそれが地球のためになり、また自分の健康のためになると。こういうことをひとつじっくり研究、教育というか、皆さんで学習し合えればそういった形がよくなるのではないかと思います。

私は先ほども言いましたが、徹底した志布志市の取り組みというのは、本当に見聞に値したと思います。書類は読んで行ったものですが、実際見れば、もうちょっとで我々のところもできるのかなというふうにも感じました。私が見た範囲ですので、これを専門家が見た

とすれば、もっともっとリアルにわかるものではないかなと思いますので、これならもう少し努力してもらえれば何とかなるなという結論も、専門家であれば出るかも知りません。

自治会等でごみステーションをまかっているそうでもありますけれども、そこにはまた補助金も出たりするようですが、時間帯を決めてそこに出して、分別で皆さんがかごの中に入れるということです。そのかごの中に入れるのもなかなか難しく、それを皆さんで教え合っ
て話し合っ、そして、助け合いがその中でも生まれているというふうにも聞きました。そ
して、そこにはまたコミュニティーが発生しておりまして、非常に地域のつながりがある
というような話も聞いたところでもあります。

ただ1点私が気になったのは、やはりかごを並べる場所、特に降雪期ですね。降雪期は段
重ねにするとか何らかして屋根をかけるとか、そういうことをしなければならぬのかなと
感じました。

2 市長選不出馬にあたって

次に2番目の項目に移りますが、一気にしゃべらせていただいて、所見を伺って終わりた
いと思います。市長は所信表明の中で、市長選については不出馬ということでもあります。引
退を表明されたわけではありますが、大変長い間ご苦勞さんでございました……（「もうちょ
と」と叫ぶ者あり）まだ終わったわけではありませんけれども。私も多くの議論をさせてい
ただきました。数々の無礼があったと思いますけれども、議場内での論戦ということでお許
しをいただきたいと思っています。

思い起こせば、自共対決なんて話をしたことがありましたが、当然当時物の数じゃないと
一蹴されたわけでもありますけれども、しかし昨今の情勢を見ますと大きな変化が起きてい
ると私は感じているところでもあります。沖縄県議選、それから参議院の32の1人区の統一候補
の問題、その前には北海道5区での衆議院議員補選の段階ですね。非常に選挙の様相が変わ
ってきたのかなと思っています。野党と市民が力を合わせれば自民党に対抗できると。これ
が共産党でないところがちょっと残念ですけれども。

こういった一連の現象を、市長はどう受けとめているか所見を伺いたいと思うところであ
りまして、またそれらを踏まえて、これからの南魚沼市政はどう変わっていかねばなら
ないと考えているかひとつ伺いたいものであります。私は青年が希望の持てる社会を、そし
て安心して皆さんが暮らせる地域をどう構築するかというあたりかと捉えているところであ
りますけれども、市長の所見を伺っておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

2 市長選不出馬にあたって

一番懸念しておりました、大体このときに「はい、ご苦勞さんでした」ということで、あ
したからお払い箱的なことを言われますので、冒頭申し上げたとおりでありまして、11月27
日まで一応ここにおりますので、まだまだお見捨ておきなさいようお願い申し上げます。

現在の政治情勢ということでもあります。一時は自共対決という時代もありました。民主等

に政権が1回渡って、そしてまたその失敗、あるいは国民の失望の中から、また自民党に政権が返ってきたということでもあります。これにつきまして、私は政治情勢というのはそういうふうにはやはり、いつもころころ変わるようでは困りますけれども、ある程度政権交代が生まれる、その状況は大いに必要だと思っております。

しかし、それを生み出すということになりますと、根本的な方向が違っているということではだめなのですね。例えば憲法を改正する——例えばですよ——と堅持していくという、これはもう国の基本を全く真っ二つに別にしようということですから。そうではなくて、そういう大前提のもとに、じゃあ我が党は何をしていくのだと、我が党はどうするのだと。それが国民のためなのだ。その政策を競っていただかなければならないわけでありまして。

国の根本足る部分を全く別の見解を持って進めていくということになりますと、これはやはり有権者の皆さんは、非常に選択をするにも恐れを持たなくてはならないわけですし、少しの変革はあっていいやと思っても、そんな大きな変革があって、全く今の生活状況も含めて立場が変わるということになりますと、これは国民の皆さん方も非常に大変な選択を強いられるということでもあります。どこの政党も革命を起こそうということではないわけでありまして。今、革命を起こそうということでは言っていない政党も、ごく小さい、変ななんて言う失礼ですけども、そういうのはありますが、概してそうではない。

そこで、野党の皆さん方がいろいろの違いを乗り越えて共闘したと。私はそれでいいと思っっているのです、いいことだと。しかし、そこで勝利した場合に、実際言っていることが実現できるか否か。これはまた非常に大きな問題でありまして、協力した政党が4つ、5つあれば、その政党は政党なりの主張があるわけでありまして、ある意味では一致しておりますが、ある意味では一致していない。今は選挙だから我慢しておこうと。しかし、もし勝ったということになりますと、これは非常に矛盾が出る恐れもあるということでもあります。

しかし、自民党の一強独裁的な政治が続いていいとは私も思っておりません。自民党員でありますけれども、節度ある政権運営を心がけていただかなければならない。今までの自民党の政権とは非常に違っている部分が、私にもかいま見えるわけでありまして、危惧しているところもございます。それはそれといたしまして、政治の現状についてはそうであります。

この南魚沼市の進むべき方向ということであろうと思っておりますけれども、所信表明の際にも若干申し上げたところではあります、非常に社会的にも混沌としておりますし、ニーズも多様化している。そういう中でじゃあどうしてくだということではあります、理想といたしますと、どこの自治体もそうでありましようが、自立したまちづくりが本当にできるか否かです。これは最初から取り組んでまいりました地域活性化コミュニティ事業、これがどんどん進化していけば、相当自立したまちづくりができていくのだらうと思っておりますが、その中にも当然財政的な部分が大きく影を落とすということでもあります。

財政部分についても申し上げましたように、一部には悪いほうで県下で一番だとかと、そういう懸念をおっしゃる方がいますが、いいですか、将来負担比率、これは高いですよ。しかし、いつも申し上げておりますように、今を生きる我々が、将来、その施設を使う皆さん

のことまで全部 100%負担するという考え方は持たないほうがいい。お互い、今、生まれた赤ちゃんでも、この施設を使ってきちんとここで成長していくと。当然そのときは負担してもらうのは当たり前ですから。そんな今生きている皆さん方が全てを負担して、将来負担はゼロだなんていうことは、やってもできないですし、それを考えないほうがいいと私は思っております。

ですので、将来負担比率が高い高いと言っても、そんな財政が困るほど高いわけでもありません、指標的にちょっと高いというだけです。当たり前なことだと私は思っているのですけれども。それはそれとして、要は自立ができていくということは、そういう問題も含めて、市民の皆さん方が全て行政に頼るということではなくて、自分たちでできることはやっていくと、これがコミュニティ事業の原点であります。そこへどういうふう意識づけていけるかということは、まだまだこれから問題点があろうかと思っておりますけれども、その取り組みをきちんと進めていけば、南魚沼市は盤石だと。

私がやめる際というか、所信表明のときに申し上げました、細川ガラシャという引用をしたのですが、これはやはり新しい芽を育てるには、変な大木がいつまでいすわったってだめですね、新しい芽が出ませんから。ブナの下にはほとんど何か木も草も生えませんが。それでは困るわけでありまして、適度な時期にやはり必然的に枯れていって、そしてまた新しい芽が育つ、新しい花が咲くと、こういうことが繰り返されなければ、その地方もあるいは国も発展はしていかないという考え方があります。適度な世代交代も含めて、政治指導者の交代も含めて、あるいは職員の交代も含めて、議員の皆さんの交代も含めて、それはやはり適度な時期に循環的にかわっていくということが私は一番望ましい姿だろうと。そうすれば南魚沼市が、いろいろな問題でとても困ったことになったなんてことにはならないと思うのですけれども、それは理想であります。

次の方にはそういうことも心がけながら、長くするなという意味ではありません。長くするなという意味ではありませんけれども、そういうことを常に念頭に置いて一日一日が勝負だと、こういう気概を持って市政に取り組んでいただければと思うところであります。六十八、九にもなりましたので、老婆心ながらそういうことを申し上げたいと思っている。ありがとうございました。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 市長選不出馬にあたって

最後に一言ですが、市長が取り組んできた中で私が一致したなと思ったことは、もう農地はここまで手が入ったから、山——山河を治めるものという話をしたと思うのですが、そういったところにやはり財政を幾ばくか投下し、そしてそこで雇用の場を生んで、そして災害を未然に防ぐという確固とした姿勢は堅持していくべきだなと思えます。

もう1点は、先ほど前段で申し上げました循環可能な、要するにリサイクルを考えた生活に密着したごみ行政というのは、離せない問題かなと考えておりますので、ダブったような話で申しわけありませんが、しっかりと計画を立てて進むようにしていただきたいと考えて

いるところです。以上で終わります。

○議長 質問順位 8 番、議席番号 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 このたびの参議院議員選挙から選挙権が 18 歳まで若返るということでありまして、傍聴席にも高校生が数は少ないのですがいらしております。今も市長から話がありましたが、この議場から次のまたこの市を支えていくリーダーが生まれます。そしてあなた方もこの議場に関心を示しながら、次の次の世代を支えていってほしい。そんなことを望みながら一般質問に入ります。

おとといは私の父の 93 歳の誕生日でした。大正 12 年、関東大震災の年でございます。今回はこの関東大震災。三日三晩燃え続けた東京の再生を担当した後藤新平の考え方から、このまちの将来をどうという視点で捉えていったらいいか、それを少し市長に問うてみたいと思っております。当時のお金ですから、国家予算が 13 億円。後藤新平が捉えた復興費は、これとほぼ同じだったというふうに伺っております。ただ、ただ、それにはいろいろな障害もありまして、実際には 5 億 8,000 万円。それにしても膨大なお金であります。でも、この大風呂敷を広げたと言われた後藤新平がいたから、丸の内のオフィス街も誕生し、山の手の宅地群もできた。そして都市公園もできた。近代世界に日本がようやくデビューする、そういうもとができたわけであります。

私はこの有能な南魚沼市の職員、市長をはじめ、この考え方にそう大きな異論を唱えているわけではありませんが、しかしながら、ときには、経営戦略として違った視点から、観点から、大きな捉え方をしながら、来る時代の方針を練って行ってほしい。そんなことも含めながら、この 11 月に勇退される市長の見解を問うてみたいと思っております。

1 水道事業改革は「広域化」の視点で

さて、私どもは会派で後藤の生地奥州市から北に 50 キロ、岩手県紫波町にある岩手中部水道企業団を調査してきました。また、昨年には横浜市の水道局も見てまいりましたが、いずれも民間活力を最大限に今の時点では使っているなというふうに感じました。

第 1 問には、当市の水道事業の広域化と民間活力の活用これについて伺おうと思っております。さて、これを進めるに当たって市は、新水道ビジョンを発表したわけであります。まだまだこれについての財政的な裏づけは発表になっておりませんが、ここには幾つかの問題があるわけであります。1 つは、まだまだ 118 億 8,000 万円、水道事業にかかっている借入金の残りが残っているわけですね。そして、今の施設をもう一度整理しながら、これから何十年も使いやすい、そういう改造していくには、今のところでは 100 億円を超えるようなお金がかかると言われている。今でさえなかなか高い水道料金を払い続けている市民にとって、新水道ビジョンの給水単価——要は水道料、これが今市長にとってはどのような考え方でこの任期のうちに方針をつけようとしているのか。これについてまず伺います。

そして、県がこの水道事業に広域の方向で検討しなさいと、こういうような指示を出してきたというふうに、簡単に言えば聞いております。広域というのはご存じのとおり、湯沢町、我が市そして魚沼市であります。この県の体制、情報の収集能力、あるいは分析、企画、

立案能力、これについて市はどのように考えておられるのか。また、他の自治体の実証例を今、検証されているのか。この辺について伺います。

そして、3番目として民間能力の徹底した活用。民間は海外まで事業を展開しながら、さまざまな実証情報を持っております。私も2か所見てきた横浜、それから紫波町、ともに民間活力を今の時点では最大限に活用している。ある団体から——これは権威のある団体ですけども、平成26年度の水道のイノベーション賞というのを2つの自治体が、国で2か所だけですけども受けていると。こういうことも含めながら、これからの水道事業に取り組んでいってほしいと思っております。以下については質問席で質問を続けさせていただきます。

○議長 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 中沢議員のご質問にお答え申し上げます。

1 水道事業改革は「広域化」の視点で

後藤新平氏のお話までのことであります。まさに大風呂敷と言われながら、それを実行して今日の東京の礎を築いた、大変なことだと思っております。今、ご承知のように田中角栄ブームであります。なぜか。田中角栄先生が総理時代に打ち出した「日本列島改造論」が、大変な批判を浴びて挫折をしたというふうに言われておりますけれども、今やそのことを全てなぞらえて中心にして、日本の国土づくりが進んでいると。つくづく政治家の評価というのは、やはり結果評価。あるいは評価と言いますと、これはやはり棺を覆うてから。生きているうちによかった、悪かったという評価というのが出てくるようでは、そう大物ではないということだと思っております。

死後何年もたって大変な状況が出たときに、ああそうか、あの政治家がこういうことをやって、今これが生きています。これがまさに政治家の評価の本質だろうと思っておりますが、しかし、そうは言っても政治は結果であります。その結果を我々も謙虚に受けとめながら市政運営に当たってきたわけでありまして、次の方にも結果を——やってみなければだめだったでは評価をされないと。やる、やらない、ここにきちんとした基準点を置かないと、努力したけれどもだめだった、手術は成功したけれども患者は死んだということでは、これは何の結果ももたらしません。ですので、そういうことを含めながら、私はやってきたつもりであります。これからもそうあるべきだろうと思っております。

そこで、水道事業改革であります。まず広域連携ということでありまして。後ほどまた詳しくお答えいたしますが、総務省通知におきまして推進役は県でやってくれよということになっております。南魚沼市では2月に新潟県担当課同席のもとに、南魚沼市、魚沼市そして湯沢町の2市1町と県で広域連携の検討を進めるということは確認しております。この可否は今年度策定いたします経営戦略にも大きく影響いたしますので、今後検討を早めていかなければならないと思っております。

1番の新水道ビジョンによる水供給コスト面での評価であります。新水道ビジョンでは、水利の有効活用の具体的施策として、近隣自治体への供給販売の可能性について協議——今

のことであります——継続する。それから広域化によりまして給水量が増えたとしても、それに比例して経費は、今のままでやれば上昇はしないということですね。ですので、結果として給水原価は減少することになります。やはりその一方、送水管の施設整備費これによりましては、減価償却費あるいは支払利息が上昇してコスト面で不利な要素もございますので、広域化につきましては多角的な検討が必要だと思っております。

給水単価が高い、高いと言われてずっと久しいわけでありまして、少しずつではありますけれども、部分的には値下げをしたり、対応をしているわけでありまして、これにつきましても今現在、経営戦略の中で阿部管理者を中心に、相当の議論を深めておりまして、今現在のまだ結果ではありません。10年先ということだけを見据えれば、その部分でだけ限定いたしますと、料金の引き下げは可能であります。

しかし、これを今そこに決断を求めてやって10年後にはまた上げなければならないとか、大変なことになるということは避けなければなりませんので、もう少し議論の深まり、検討の深まりを求めて9月の定例議会時には、方向性は出せるものだと思っております。私の在任中に下げるとか、あるいは上げるとか、どうかということになるか、これは別ですけれども、方向性は見出せるものだと確信をしております。

2番目の広域化の検証と全国の他自治体ということでありまして、新潟県は県内をある程度ブロック化して検討する方針ということで、異はありませんが、現時点で具体的に検討を始めたブロックはありません。そこで、全国では香川県において県内の水道事業一元化を進めておりまして、16市町村の水道事業を平成30年4月に統合するという方向の方針を打ち出しております。埼玉県でもブロックごとの広域化協議を進めておりまして、秩父地域1市4町、これは秩父市に横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町ということですが、これでことし4月より事業統合を実施しているということなんです。

今後は人口減少に伴いまして、水道施設の整理縮小は当然進んでまいりますので、広域化による事業統合はさらに進むということだと考えております。今、我々の地域については県も一緒になって広域化の検討を始めたわけでありまして、新潟県全体の青写真といいますか、方向性というのは、全くまだ示されておられません。

ですので、こういう事例をまた我々も参考にしながら、現地視察あるいは関係者との意見交換、そして2市1町でやはり情報を共有しながら協議を進めてまいりたいと思っております。今のところ県が大きなリーダーシップをもって、このことを新潟県全体に推進していくという方向性はまだ見出しておりません。

民間活力利用の戦略であります。これにつきましては具体的な提案もいただいておりますので、年度内に策定予定の経営戦略において検討させていただこうと思っております。DBOによる経費削減効果。これは議員視察の中で触れられておりますのでこういうことも含めたり、今後の施設更新あるいは新設の手法ということも、こういうことでこういう手法を用いて積極的に検討していかなければならないと思っております。

経営戦略策定とあわせまして、多様な経営手法での財源確保計画、そして将来的な料金体

系などのわかりやすい資料を公表いたしまして、市民や議会の皆さん方のご意見を伺いながら、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくということのために、当然ですけれども多角的な視点で経営基盤の強化、財政マネジメントの向上に取り組んでいくということでもありますので、よろしく願いをいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業改革は「広域化」の視点で

広域化ですね。私が岩手に行ってみて感じたことです。この1本の通水管ですね。湯沢町と我が市を結ぶ通水管、我が市からまた魚沼を結ぶ通水管、これの設置を考えてみた場合、例えば我が市が、新潟・福島豪雨の際に、あれだけひどい濁りの水を浄化し切れずに一部断水があった。これが、もし湯沢町の被害が少なければ、1本の通水管で緊急時の補給ができるわけですよね。我が市は広域の観点に立てば、無駄と言ってはなんだけれども、余裕を見なければならぬようなそういう投資が避けられる。広域化の利点というのはそういうことだと思っています。

また、これは少し飛躍するかもしれませんが、例えば下流の魚沼市、たくさんの簡易水道を持っております。しかしながらこれは問題が多い。国からの財源が絞られた場合ですけれども、また新たにつくり直したり、補修が難しかった場合があったとしたら、我が市から、向こうの単価に合わせても水をいっぱいここで売ることができれば、全体の稼働率が上がってコストは下げられるわけです。本当に私は広域化ということは考えれば考えるほど可能性はあるのかなと考えていますが、市長の見解を伺いたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業改革は「広域化」の視点で

まさにそのとおりでありまして、我々も前からちょっと申し上げたことがありますけれども、人のこと言ってあれですけれども、特に魚沼市さんは簡水の水源ですね、20幾つかとか30幾つかとか言っていますけれども、非常に多くの水源を持ってそれで今、運営をしていますから、単価的には非常に安くできています。しかし、これが更新時期を迎えたときは大変なことであります。しかも、本来ですと国はこの平成28年度で簡易水道の補助を打ち切ると方針を出したわけでありましてけれども、地理的に統合が不可能な地域も含めて、これをある程度平成32年までその措置は延長すると。しかし、相当の合理化計画や、あるいはいろいろの部分を立てていかなければ、もう補助対象にはしませんと。補助対象にならなかったときに簡水の水源や貯水池も含めて、それから配水管も含めて、これを布設がえしていくなんていうのは、ちょっと一市ではでき得ない金額になると思うのです。

そこで今、議員がおっしゃったように、我々の水をですね——今の管を生かそうと思えば送水管を水無川を渡してどこかにつなげばそれでいいわけですから。ただ、ひとつじゃないわけですので、どこかにちょっと大きな配水池でもつくって、それをすればそれで済む。非常に経費的には安く済みますし、料金についても本当におっしゃるとおりなのです。別に全部ここの地域の料金に合わせろということではなくて、我々は簡単に言いますと、今では約

6割の水を使っていないわけですから。それを使っていただくということになれば、半分の料金であってもそれだけの収入が確保できるということですから、まさにそのとおりであります。そういう観点も含めてそれが実現可能か否か、今、検討を進めておりまして、それが実現しますよという方向性がきちんと出れば、魚沼市さんのほうで了解がとれば、これはこの水道事業にとっては大きなまた転機の1つになる。

しかし、ほかの市の水をもらっているなんてことはとても嫌だなんて断られれば、これは簡単ではない。簡単ではないと言っても、我々はまたその中でやっていくわけですが、湯沢さんのほうも水源がありますので、緊急時に連結しようということで協定を結べば、維持管理はじゃあ一緒にやってみようとか、何の方法も出ますので、今、議員のおっしゃったようなことを念頭に置きながら、協議を加速化させていきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業改革は「広域化」の視点で

確かにですね、過疎債この有利な財源がいつ切られてしまうか。あるいは、またこれはやるけれども、例えば今、市長がおっしゃったような、広域的な水の融通と効率化に向けての投資をしっかりとやってくれよという指導は、私は入ってくる可能性は大きいと思っています。わずか2年余り消費税の引き上げが見送られるだけで、地方財源が1兆7,000億円減ってしまうわけですから。なかなか上げたって容易じゃない中で、こういう過疎債というのは、これからの見直しの最初になると私は思っています、くれぐれも今、県が想定しているこの広域化の中で、言い方は悪いけれども、うちの強み、近隣の自治体のある意味弱みをしっかりと分析しながら、条件を出せるような取り組みが、私は必要と思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業改革は「広域化」の視点で

そのとおりであります。ただ、過疎債ばかりではなくて、今、簡水は事業実施をするに当たりまして補助金が出ているのです。この補助が全部なくなるということになりますと、過疎債を少しばかり適用したとしても、全然もう事業の実施のめどが立たない。もうそこは国がきちんと財務省のほうでやっていますから、平成28年を何とか平成32年まで延ばしていただいたということでもありますけれども、これはもう待たないということですので、議員のおっしゃるとおりであります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業改革は「広域化」の視点で

それから、(2)に上げておきましたが、これからの、今ある水道施設の補修については規模が小さすぎる、これは全面改修のわけではありますが、これをどの程度見積もれば、広域化と民間活力の併合によって合理化ができるか。これは本当に大きな私は課題だと思っています。DBOにしろある意味PFIの方法にしろ、ちょこちょこ一部分だけ民間に任せても、これは効果は知れているのであります。がらっとこれから国が法律を変えてくる可能性があ

る、基準を変えてくる可能性がある。今、日本中の水道が病んでいます。そういうことを見越しながら、民間の活力あるいはそういう知恵を使いながら、最も合理的な改修の手段は、やはり民間と協力をしながらやっていくべきだと私は思っていますが、この辺についても市長の見解を伺いたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 水道事業改革は「広域化」の視点で

それも以前から申し上げておりますように、今の浄水施設、あの施設を100%使って将来ともにこれを補修しながら維持してやっていくのか。あるいは緊急水源等を活用しながら、今の浄水場の規模を縮小しながらやっていくのかという検討も今進めているところでありますし、新たに、ご承知のように農業集落排水これは流域下水道のほうに統合するわけですね。統合というか全部管路をつなぐわけですから、そうしますと今の処理場の部分が全部空いてくるのです。ここには電気も通っておりますし、そして施設も建物もあります。ここに例えば井戸を掘って水源とする場合は、非常に安価で後の維持管理も容易なことが生まれる。そういうことも今は企業者を中心にしながら、いかにして安定的に水を供給できてそして安くできるかと、このことを検討中でありまして、当然民間の方々からもいろいろのご提案を今いただいております。

そういう中でDBOでやるのかPFIでやるのか、あるいは我々が管理という部分だけ持って全部もうお任せするのか、そうでないようにするのか。これはこれからの検討でありますけれども、民間の皆さん方のノウハウも含めた提案的なものも今、大分いただいております。例えば今、浄水場の縮小をされるといいますと、あそこで使う水の量が減るわけですね。そうしますと、余る水これは水利権として持っていますから、じゃあどう活用できるか。電気なのか、あるいは別の面があるのか。これらも含めて今総合的に経営戦略の中で検討しているということを申し上げておきます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 水道事業改革は「広域化」の視点で

岩手中央の場合ですが、私はこの水道局のほうで役人さんがしっかり考え出したのかと思っていましたら、聞いてみたら違うのですね。広域の議員がこの案を出した。これは余談ですけれども、その議員は今、県会議員になっていると。全く行政とは違った発想の中から、私は行って見て図面を見ながら、なるほどなと思いながら感心しました。これだけフレキシブルな考え方で送水管とかいろいろなことを考え合わせると、非常に合理的なプランができたわけですね。

例えば今、浄水場の話がありました。かなり濁って大変な事態になった場合は、薄めるための大きな池があれば、これを沈殿させるアルミの量もぐっと減るし、効率がぐっと上がるわけです。緊急水源ということよりも、そういう全部コンクリートと高価な機械で固めなければ水道事業はできないかということ、私は違うと思っています。さまざまな国で経験してきたそういう自然の貯水装置なども考えながら、私は一番いい方法を考えてほしい。

我々市民はここからそれこそ逆に移住でもしていけない限り、この水道料は払っていかなければならないわけです。当たり前のことですがけれども、水道料の現状を考えた中で、将来の設計を本当に早めの時期にやってほしい。11月まである任期の中で、そのことについて市長からの指示をまた重ねて担当のほうにはお願いしたいと思っております。

2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

2問目に移ります。ここには南魚沼市にJICAの拠点誘致をとあげておきました。ご承知のとおり当地の国際大学。田中角栄先生、あるいは財界の鞍馬天狗と称された本当に清貧を押し通しながら、さまざまな企業の統合、この国の産業の統合、改革を行ってきた中山素平さんのある意味、合作であります。それこそことしでようやく35年たってきて、地元南魚沼市が今まで送り出してきた、主にアジア、アフリカの非常に有能な大学院の修了生、この人脈に目を向けてきた。私はここが今、分水嶺ではないかと思っています。

ただ、今、新聞やマスコミで話題のGITパーク、これも1つの活用方法でありましょう。私はまた別の方法があると思っています。この地域がこの人脈を通じて貢献できる、また自分の国の産業を興すために。ただ、そうした場合、私はやはりここにJICAの拠点を、どうしても我々は誘致をするような動きをするべきだと思っています。今、JICAの拠点を少し調べてみましたら、全国で17でしょうか……（「15」と叫ぶ者あり）あります。ただ、この内でいわゆる日本海側は、金沢があります。これは日本海側と言えるかどうか、北九州にあります。あとは全部太平洋側です。やはりこういうある意味、出張所といいますか、支所をつくって、人と情報が自由に使える。自由に混じ合える、こういう拠点をまず置かないと、かなり多様な国際大学の人脈を国策と絡めて使っていくという、こういう方向には私は向かないような気がします。ここで後藤新平流の何ていいますか、私は大風呂敷としないと、と思っていますけれども、市長のその辺についてのお考えを少しわかっておきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

このことにつきましては、今JICAが本部は東京四谷ということでありまして、海外に90か所以上、国内に15か所の拠点ということです。新潟県はJICA東京が所管しているということです。JICA東京ですから、そこの所管です。

このJICAと国際大学は、ご承知のように昨年5月23日に、国によります国際協力事業に対し相互で連携して協力することを表明いたしました「国際協力事業の推進に関する連携覚書」を交わしたところであります。これもご承知でしょうけれども、昨年10月まで大学の学長でありました北岡伸一氏がJICAの理事長に就任、これはもうご存じです。

国際大学は、これはまた別の部分ですがけれども、この2月に新潟県、南魚沼市等とグローバルIT構想についての4者協定を締結しましたし、5月24日にこれは大きなことではありますが、ジェトロと長岡技術科学大学との間で包括連携協定を締結いたしまして、この中に現在の加瀬学長が、この中でも発言しておりますが、国際大学の人脈、才能等を生かした国際

グローバルITパーク、このことについても一緒になって協力をしていくということを表明したところであります。

今、国のほうでは、政府関係機関の地方移転ということで進めておりますが、これはなかなか簡単に期待できません。どうも花火だけ打ち上げて、後はほとんど何でもなしよという形に終わる可能性が非常に高い。高いですけども、我が市においての国立健康・栄養研究所ですね。これは基幹病院が南魚沼市とともに実施しておりますコホート研究についても非常に関心が高く、現地の視察も終えております。ただ、これは本部の拠点は大阪ということでほぼ決定しているようですので、関係研究機関といいますか、そういうことも含めてこれをまた今、誘致を進めているところであります。

JICAとなりますと、新潟県の所管事務所が東京というふうに定められておまして、先ほど触れました「国際協力事業の推進に関する連携覚書」これに基づく取り組みが、国際大学とJICAの間でも具体化しておりませんので、これでJICAの拠点誘致については、これからのJICAと国際大学の取り組みの推移、連携実績を見た中で機を捉えてやっていかなければならない。今、唐突にJICAの事務所等に行っても、全く相手にされる状況ではないというふうに理解しております。議員のおっしゃるように、後藤新平並みのまずは風呂敷を広げろということであればですけども、これは国際大学とJICAでそういう協定をして、そのことのために取り組みを進めましょうと。ですので、これが具体的な部分で表面化してくれば、JICAの拠点を南魚沼市に、あるいは新潟県内にということも可能性は出てまいりますので、その機を捉えるということだろうと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

昨年の5月23日、確かに国際大学はJICAとの提携をしたわけでありまして。今現在33の大学というふうに直近のホームページには載っているわけでありまして、この中で我々が人材目的だと思うのは、やはり筑波大学ですかね、これは理系の研究のほうで。それで、国際大学のように政治あるいは経済で、新興国の政府とか地方政府とか、そういうほうの人脈というのは、私うちの国際大学のほうがずっとあると思っております。それも世代をこれだけ積んでいるわけですから。

国が言うのを待って、また世の中が動くのを待つよりも、やはり我々地元、この市が、まずそれを訴えながら、大学の場合はさらにはないです。33のうち秋田大学と国際大学、これだけは日本海側です。あと全部太平洋側です。

こんなことも含めながら、本当にもったいない。私はここにオンリーワンと書きましたけれども、国際大学の人脈は、日本でナンバーワンであり、またオンリーワンの資源だと思っております。この辺を我々はもっと、議会も市のほうも認識をしながら、積極的な策に打って出る。こういうふうに私は必要と思っておりますが、もう一度市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

当然そういうことだろうと思っておりますが、先ほど触れましたように国際協力事業の推進に関する連携覚書これに基づいて今現在、国際大学とJICAの間でいろいろ連携事業をどうするのだと、そこは進められているわけでありまして。まだ具体化はしておりません。これが具体化をする段階に至ったときに、ついてはという話をしていかないと、今いたずらに南魚沼市にJICAの拠点を、拠点をと言っても逆効果になる恐れもありますので、早いことに越したことはないと思っておりますけれども、やはり機を見なければならぬ、機をですね。そういうことだろうと思っておりますので、議員のご発言も十分念頭に置きながら、また北岡伸一さんというすばらしい方を我々も理事長にいただいて、相当のおつき合いもありますので、その辺も含めて連携強化をしながら進めていくべきだと考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

確かに北岡伸一先生、第1次するときもそうでしたけれども、第2次の安倍内閣でも、これはもう主にアジア、アフリカに向けて日本は何ができるかということで、非常に熱心に取り組んでおられるわけでありまして。ここへきてアフリカからの留学生がぐっと増えたということもその一環でありますし、私は最近のことですが、こんな本をちょっと買ってみました。これはニューヨークタイムズの支局長を十何年やっていたある外国人の方が書いた、中国第二の大陸アフリカという本であります。書いてあることが全て正しいのかどうか私はわかりませんが、実際に向こうで身をもって体験してこられた支局長、アフリカ7か国についてそれを書いてありますが、やはり中国流の協力の仕方と、日本流の協力の仕方では、全然違うと思っております。

今のうちにそういう面も見ながら、さっきおっしゃったJICAの今の理事長先生、私は積極的な形で水面下で、今の拠点といいますか支店のことも含めながら、何せ国策として――これは省庁の移転ではありません。機能あるいはまた機能の移転と、人材のしっかりした確保であります。そのことを踏まえながら、市長の見解をもう一回確認しておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

中国流のやり方と日本流のやり方と、これはもう私も十分認識しておりまして、とても金に物を言わせてということでは日本はないわけでありまして。人材的にも協力をしていきながら、基礎からきちんとその国の将来を考えるようにしていくということでありまして。国際協力事業団、いわゆる海外派遣の青年海外協力隊これにつきましても、我が市からも相当の皆さん方が参画しておりまして、これらを含めて人的な交流というか、支援というものがいかにお金より大切かということは、関係国もご承知だとは思いますが、ご承知だとは思いますが、とりあえず経済的にという部分もあろうかと思ひまして、非常にそういう面では中国は今アフリカ諸国に進出をしているということはある意味憂慮すべきことだろうと思っております。

そこで、これを進めないとかどうとかと言っていることではなくて、さっき触れましたよ

うに国際大学とJICAの間で連携の協定書、覚書をやっているわけです。その進捗状況がどういうものかまずは確認しなければなりませんし、それが全くない中でJICAの拠点だけこっちに持ってこいやなんて話をしても、その時点で一笑に付されて終わりということだと思っているのです。

ですから、構想的なことを打ち上げるのは結構ですけども、そこら辺をきちんと確認をしながら、当然ですが、国際大学とも連携をとりながら進めていくということでありまして、取り組みのその部分について一気に打ち上げ花火を上げるというやり方は、どうも得策ではないと判断をしているということでもあります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

申し上げたとおり、水面下で準備を進めておいてほしいと、さっきもそう申し上げました。何もこんなところでアドバルーンを打ち上げて、すぐうまくいくわけでもありません。先ほどの水道の合理化もそうであります。そのための準備と構想だけはしっかりと練っておいてほしいと。これが私からの要望でもありますし提言でもあります。後藤新平の書いた掛け軸、書が先日の鑑定番組に出ておりました。真筆だそうであります。ダーウィンの進化論を読んだ感想を漢詩にして書いた掛け軸でありました。市長、ご案内のとおり、生き残るものは強いものでもなければ賢いものでもない。変化をしながらそれに対応していくものだということ。この「変化」ということを、市の機能の中にもう一度市長のほうから植えつけていただきながら、残任期間をしっかり過ごしていただきたいと、そんなふうに私は思っています。もう一度市長のその辺のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼市にJICAの拠点誘致を

後藤新平氏の書ということについては、私はその鑑定団のことは見ておりませんでしたのでわかりませんが、まさかシルクを着てスラスラと書いたということではないと思うのですが、傑物の著した書でしょうから、大変な価値だと思っております。

当然、議員からおっしゃっていただいたように、頭がいいとか、体が強いとかということだけで発展を遂げられるものではありませんで、その時々の変化にどう対応できるかという柔軟な思考を持ち、しかもその対応が変化の兆しが見えたときにすぐやらなければならないわけですね。変化をしてからではこれはだめでありますから。我が市の職員も、そういうことについては相当他の自治体の職員には負けない柔軟な、そして強靱な頭脳を持っているものだとは自負しておりますが、改めてまたそのことについても職員の中に植えつけていかなければならないと、そういうふうに思っております。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日6月15日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。
また、傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

[午後5時55分]